

播磨沿岸海岸保全基本計画  
(変更)

令和3年9月

兵庫県

# 目 次

海岸保全計画の変更にあたって----- (1)

## 第 I 編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
1.1 海岸の概要	1
1.1.1 播磨沿岸の概要	1
1.1.2 播磨沿岸の現況	1
1.2 海岸の現状	2
1.2.1 自然的特性	2
1.2.2 社会的特性	14
1.2.3 海岸保全の播磨沿岸の特性総括	28
1.3 播磨沿岸の長期的なあり方	32
1.3.1 播磨沿岸の長期的な課題	32
1.3.2 播磨沿岸の保全に関する基本理念	35
1.3.3 播磨沿岸の保全に関する基本方針	37
2. 海岸の防護に関する事項	39
2.1 海岸の防護の目標	39
2.1.1 防護すべき地域	39
2.1.2 防護水準	39
2.2 防護の目標を達成するための施策	43
2.2.1 地域を守る安全な海岸の整備	43
2.2.2 地域住民と一体となった防災対策	44
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	45
3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策	45
3.1.1 海岸生態系の保全	45
3.1.2 陸域生態系の保全	45
3.1.3 沿岸の景観の保全	46
3.1.4 積極的な環境の保全	46
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	47
4.1 公衆の適正な利用を促進するための施策	47
4.1.1 歴史・文化資源の保全	47
4.1.2 利用を促進すべきエリアの明確化となぎさの再生	47
4.1.3 利用者へのルールづくりと適正な利用を促す施設整備の推進	47
4.1.4 海岸利用の利便性向上	48
4.1.5 背後市町の意向及びプロジェクトとの調整	48
4.1.6 「環境型利用」への転換	48
5. 地区毎の特性の明確化と整備の方向	50
5.1 沿岸の地区区分	50
5.2 エリア特性の区分の考え方	51
5.3 地区区分とエリア特性	52
5.4 地区毎の施策	59

## 第Ⅱ編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項.....	64
1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....	64
1.1.1 新設又は改良の整備対象区域の選定方針.....	64
1.1.2 新設又は改良の整備対象区域の選定.....	64
1.2 新設又は改良する海岸保全施設の種類、規模及び配置等.....	66
1.2.1 新設又は改良する海岸保全施設の計画諸元.....	66
1.2.2 新設又は改良する海岸保全施設の整備内容.....	66
1.2.3 新設又は改良する海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	66
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....	70
2.1 海岸保全施設の存する区域.....	70
2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	70
2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法.....	70

## 第Ⅲ編 今後の取り組みにあたっての留意事項

1. 今後の調査研究.....	78
2. 地域住民等の参画と情報公開.....	78
3. 広域的・総合的な調整・連携.....	79
4. 計画の見直し.....	79

添付図(1)新設又は改良の整備対象区域.....81

添付図(2)維持又は修繕対象区域.....87

参考.....93

海岸保全基本計画の変更にあたって

## 海岸保全基本計画の変更にあたって

兵庫県では、播磨沿岸の貴重な自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを目的として、「防護」「環境」「利用」の3つの役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点に立って、平成14年8月に「播磨沿岸海岸保全基本計画」を策定し、これまでに海岸保全施設の整備を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を遥かに超える巨大津波によって東北地方の沿岸部が甚大な被害を受けました。

この津波被害を教訓に、国からは津波対策の新たな考え方が示され、播磨沿岸においては、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の津波について、学識経験者の参画を得て、国が示す最大クラスの津波に対する浸水想定や被害想定を行うとともに、海岸保全施設等の耐震性等を検証し対策の必要性を検討しました。

その結果、播磨沿岸においては甚大な浸水被害が想定される「重点整備地区」の設定はありませんでしたが、沿岸全域に津波が到達することから、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策を推進していくこととなっています。

一方、海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、老朽化した施設が全国的に急増しています。播磨沿岸においても、今後一斉に老朽化することが懸念されるため、施設の効率的な維持管理が必要となっています。

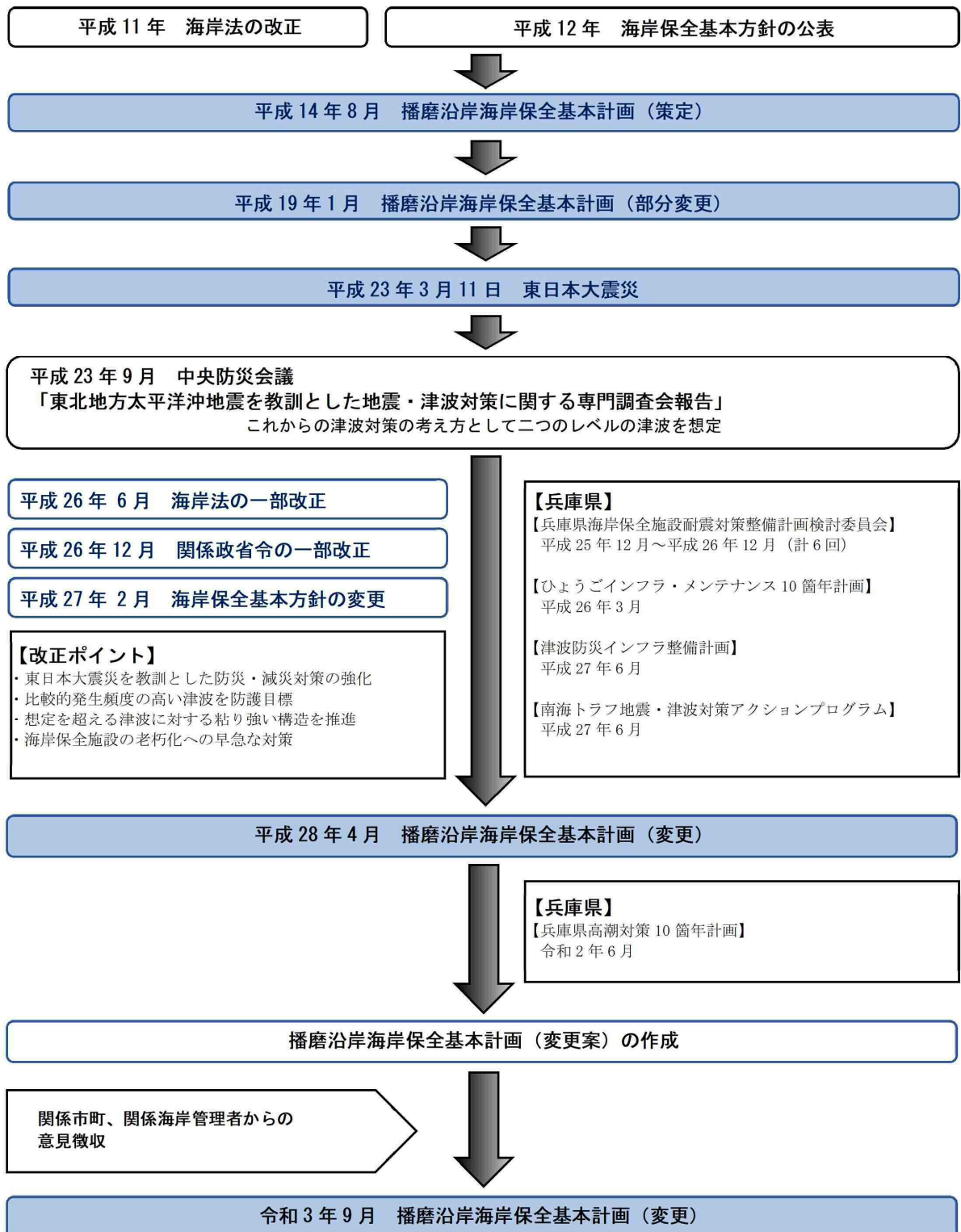
このようなことから、国においては、平成26年6月に海岸法の一部改正、平成26年12月に関係政令・省令の一部改正が行われ、平成27年2月には「海岸保全基本方針」が見直されています。

新しい海岸保全基本方針では、地震津波対策の新たな考え方とともに、急速な老朽化が見込まれる海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図ることが示されています。

さらに、平成30年台風第21号では、神戸、尼崎、西宮で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生しました。激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた計画的・重点的な高潮対策が必要となっています。

兵庫県は、今般、以上を踏まえて本計画を見直し、今後とも海岸の望ましい姿の実現に努めていきます。

● 計画策定・変更の流れ



<平成26年6月 海岸法一部改正のポイント>

1.海岸管理における防災・減災対策の推進

堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など、粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づける。

2.水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

海岸保全施設のうち、水門・陸閘等については、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づける。

3.海岸保全施設の適切な維持管理

海岸保全施設の維持・修繕に関する海岸管理者の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定める。

4.海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等

海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障をおよぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができる。

（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）

5.地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体（NPO等）を海岸協力団体として指定することができる。

<平成26年12月 海岸法施行令の一部改正のポイント>

1.海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定するものとする。

2.主務大臣が直接工事を行う場合に代行する権限の追加

・海岸管理者が定める操作規則の策定等

## <平成27年2月 海岸保全基本方針（変更）のポイント>

### 一 海岸の保全に関する基本的な指針

#### 2 海岸の保全に関する基本的な事項

予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

##### **(1) 海岸の防護に関する事項**

- ・津波からの防護を対象とする海岸にあたっては、数十年から百数十年に一度の程度発生する比較的発生確率の高い津波に対して防護することを目標。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、津波、高潮等から海水の浸入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害を軽減。
- ・水門・陸閘等については、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制を構築。

#### 3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

##### **(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項**

- ・設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進。その際、「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討。
- ・水門・陸閘等については、統合又は常時閉鎖を進めるとともに、必要があるときは自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進。

##### **(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項**

- ・海岸保全施設を適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を策定するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進。
- ・海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録を作成及び保存。

### 二 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

#### 1 定めるべき基本的な事項

##### **(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項**

###### **②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項**

###### **イ 海岸保全施設の存する区域**

- ・維持または修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を設定。

###### **ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置**

- ・イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置を設定。

###### **ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法**

- ・ロの海岸保全施設の種類毎に、海岸保全施設の維持又は修繕の方法を設定。



## ●海岸保全基本計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる区域における、海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表-1 に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表-2 に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。本基本計画においては、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸は対象範囲に含めたが、自然的・社会的情勢の変化に伴って、今後さらに対象範囲が広がる可能性もある。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、消波堤、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。「海岸管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

表-1 海岸法の対象区域

対象区域	海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（公共海岸） 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあっては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の海岸

表-2 海岸法の対象となる行為

対象となる行為	区域		
	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海岸の管理	○	○	対象外

注) その他の海岸であっても防護上の問題があれば、海岸保全区域の指定等を行い施設整備を行う必要があるため、本計画の対象範囲に含める。

# 目次

## 第 I 編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....	1
1.1 海岸の概要 .....	1
1.1.1 播磨沿岸の概要.....	1
1.1.2 播磨沿岸の現況.....	1
1.2 海岸の現状 .....	2
1.2.1 自然的特性 .....	2
1.2.2 社会的特性 .....	14
1.2.3 海岸保全の播磨沿岸の特性総括.....	28
1.3 播磨沿岸の長期的なあり方.....	32
1.3.1 播磨沿岸の長期的な課題.....	32
1.3.2 播磨沿岸の保全に関する基本理念.....	35
1.3.3 播磨沿岸の保全に関する基本方針.....	37
2. 海岸の防護に関する事項.....	39
2.1 海岸の防護の目標 .....	39
2.1.1 防護すべき地域.....	39
2.1.2 防護水準 .....	39
2.2 防護の目標を達成するための施策.....	43
2.2.1 地域を守る安全な海岸の整備.....	43
2.2.2 地域住民と一体となった防災対策.....	44
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	45
3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策.....	45
3.1.1 海岸生態系の保全.....	45
3.1.2 陸域生態系の保全.....	45
3.1.3 沿岸の景観の保全.....	46
3.1.4 積極的な環境の保全.....	46
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	47
4.1 公衆の適正な利用を促進するための施策.....	47
4.1.1 歴史・文化資源の保全.....	47
4.1.2 利用を促進すべきエリアの明確化となぎさの再生.....	47
4.1.3 利用者へのルールづくりと適正な利用を促す施設整備の推進.....	47
4.1.4 海岸利用の利便性向上.....	48
4.1.5 背後市町の意向及びプロジェクトとの調整.....	48
4.1.6 「環境型利用」への転換.....	48
5. 地区毎の特性の明確化と整備の方向.....	50
5.1 沿岸の地区区分 .....	50
5.2 エリア特性の区分の考え方.....	51
5.3 地区区分とエリア特性 .....	52
5.4 地区毎の施策 .....	59

# 海岸保全基本計画

## 第 I 編 海岸の保全に関する基本的な事項

### 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

#### 1.1 海岸の概要

##### 1.1.1 播磨沿岸の概要

播磨沿岸は、兵庫県の南西部に位置し、西播磨地区(赤穂市、相生市、たつの市)、中播磨地区(姫路市)、東播磨地区(高砂市、加古川市、播磨町、明石市)の7市1町からなる。7市1町の面積は約1,194km<sup>2</sup>で、県面積(約8,401km<sup>2</sup>)の約14%を有している。

総延長約283kmの播磨沿岸では、広く瀬戸内海国立公園の海域指定を受けており、また国の天然記念物の指定を受けている生島樹林(赤穂市)をはじめ、室津七曲り(たつの市)、小赤壁(姫路市)等、良好な海岸環境・景観を有する貴重な空間となっている。



〈赤穂市坂越港海岸(天然記念物「生島」を有し、風光明媚な海岸を形成)〉

##### 1.1.2 播磨沿岸の現況

###### (1) 海岸の形態による区分

播磨沿岸における海岸の形態は、兵庫県の他の沿岸区分と比較しても多種多様な形態を有しているところに特徴がある。

室津七曲りに代表される自然海岸、また半自然海岸をはじめ、海洋性レクリエーションの拠点となっている砂浜、あるいは工業港、漁港、埋立地に至るまで多種多様な形態で多彩な活動が行われている。

###### (2) 海岸の管理による区分

播磨沿岸の海岸線延長は約283km(令和元年)であり、所管別にみると、国土交通省(水管理・国土保全局:約94km、港湾局:約154km)が約248km(約88%)、農林水産省(水産庁:約34km、農村振興局:約1km)が約35km(約12%)である。このうち、海岸保全区域の延長は約125kmで、国土交通省(水管理・国土保全局:約15km、港湾局:約91km)が約106km、農林水産省(水産庁:約19km、農村振興局:約1km)が約19kmとなっている。

## 1.2 海岸の現状

### 1.2.1 自然的特性

#### (1) 対象海岸背後圏の地形

播磨沿岸を含む播磨灘背後は、播磨平野～岡山平野～讃岐平野が播磨灘を囲み空間的な広がり  
を形成している。

#### (2) 埋立地の変遷

大阪湾及び播磨灘を含む瀬戸内海全域では、明治31年～大正13年までに約3,500ha、大正14  
年～昭和24年までに約6,600ha、昭和25年～昭和48年には急増し、約22,500ha、昭和49年～  
平成30年には約13,700haの埋立てが実施されている。

大阪湾及び播磨灘で、昭和49年～平成30年までに免許された大規模な埋立て(50ha以上)を抽  
出すると、播磨灘で160ha、大阪湾では3,911haの埋立がなされている。

出典:瀬戸内海の環境情報(環境省)

#### (3) 海域に流入する河川

大阪湾及び播磨灘に流入する一級河川は下表に表すとおりであり、播磨灘には加古川・揖保川  
が流入している。

表 1.2.1 海域(大阪湾・播磨灘)に流入する一級水系

区 分	水系名	流域面積(k m <sup>2</sup> )	関連府県名
播磨灘	加古川	1,730	兵庫・大阪
	揖保川	810	兵庫
大阪湾	淀川	8,240	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・三重
	大和川	1,070	大阪・奈良

#### (4) 地質・土質

播磨沿岸を含む背後の表層地質は、臨海部は砂礫・粘土に代表される沖積堆積層が広く分布し  
ており、西方向に向かうにつれて、流紋岩類(火成岩)がみられ、東方向に向かうと砂岩・泥岩・礫  
岩を主体とした堆積岩類が分布している。

出典:土地分類図(昭和45年、経済企画庁編集)

一方、土質については他の沿岸区分と比較して良好な条件といえる。支持層をN値 $\geq 30$ でかつ  
層厚 $\geq 3m$ と仮定すると播磨沿岸(姫路港・東播磨港)ではその深さは10m未満であり、他の沿岸区  
分(神戸港約45m、尼崎西宮芦屋港約30m、大阪港約40m)と比較して格段に良好なものとなってい  
る。

## (5) 気象・海象

### ①風況

播磨沿岸では南～西北西の方向の風による影響が強く、これは該当する方向のフェッチ(有効吹送距離)の長さを反映した結果となっている。またやや北よりの風向については、冬季の季節風の影響が強いことが示唆される。

出典:みなとの風と潮(H10.7, 兵庫県土木部港湾課)

### ②波浪

播磨沿岸は淡路島以西の内湾に位置するため、静穏な海域といえる。

一方、異常時(50年確率波)については、播磨沿岸で概ね2.0m～6.0m(家島諸島は1.6m～5.6m)の沖波波浪が出現することになっており、その波向は家島諸島で北寄り、それ以外は南寄りとなっている。

出典:港第1324号 令和2年3月31日通知文

### ③潮位

播磨沿岸において潮位差(H.W.L.-L.W.L.と仮定)は、1.7m未満となっており、かなり小さいことがわかる。

播磨沿岸における既往最高潮位は高砂のT.P.+2.54mが最も高くなっている。

表 1.2.2 播磨沿岸の潮位

沿岸区分	既往最高潮位 (H. H. W. L.)	朔望平均満潮位 (H. W. L.)	朔望平均干潮位 (L. W. L.)	平均潮位 (M. W. L.)	潮位差 (H. W. L. -L. W. L.)	備考
播磨沿岸	T. P. +2.42m	T. P. +0.96m	T. P. -0.66m	T. P. +0.22m	1.62m	相生の値
	T. P. +2.32m	T. P. +0.89m	T. P. -0.61m	T. P. +0.22m	1.50m	飾磨の値
	T. P. +2.54m	T. P. +0.77m	T. P. -0.55m	T. P. +0.18m	1.32m	高砂の値
	T. P. +2.35m	T. P. +0.69m	T. P. -0.59m	T. P. +0.15m	1.28m	東二見の値
	T. P. +1.92m	T. P. +0.64m	T. P. -0.52m	T. P. +0.18m	1.16m	明石の値

出典:令和元年 港湾・海岸調査報告書

### ④天候

平成27年～令和元年において、播磨沿岸は降水量の平年値が約1,000mm～1,700mmの範囲にあり、比較的少雨の地域に位置するといえる(気候学的には瀬戸内気候区とよばれており、温暖少雨の地域とされている)。

出典:気象庁(アメダス; 明石観測所, 家島観測所, 姫路特別地域気象観測所)

## ⑤流況

播磨灘における潮流は、高潮時にかけて沿岸と平行に瀬戸内海奥部に向かい、低潮時にかけては逆に明石海峡に向いている。流速は沿岸においては1.5ノット以下であるが、沖合あるいは明石海峡周辺ではさらに速くなり、最強時には5.0ノット程度の流速がある。

出典:大阪湾及播磨灘潮流図(平成17年海上保安庁)

## (6) 水域環境

### ①水質

播磨沿岸に位置する海水浴場の水質データに着目すると、海水浴場としての水質は全て「可」以上と判断されており、全体的には水質AAまたはAの基準の1つであるCOD2.0mg/l以下(水浴場水質判定基準)を満たす海水浴場が多くなっている。明石市の海水浴場は、水質AAと判断されており良好な水質となっている。

表 1.2.3 播磨沿岸の海水浴場の水質(令和元年度)

海水浴場名	所在地	水質区分		COD 平均(mg/l)	調査機関
唐船	赤穂市	水質 B	可	2.2	環境省 水・大気環境局
福浦	赤穂市	水質 B	可	2.5	
丸山	赤穂市	水質 B	可	2.3	
新舞子	たつの市	水質 AA	適	1.9	
県立いえしま 自然体験 センター	姫路市	水質 AA	適	1.3	
坊勢	姫路市	水質 AA	適	1.4	
青井の浜	姫路市	水質 AA	適	1.7	
男鹿島立の浜	姫路市	水質 AA	適	1.6	
的形	姫路市	水質 B	可	2.3	
林崎・松江	明石市	水質 AA	適	1.4	
大蔵海岸	明石市	水質 AA	適	1.6	

出典:令和元年度 水浴場(開設前)の水質調査結果(環境省 水・大気環境局)

## ②生物

### 1) 魚類・両生類・爬虫類

播磨沿岸で確認される魚類・両生類・爬虫類のうち、兵庫県レッドリストのAランクに指定され、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に分類される種を下表に示す。

表 1.2.4 播磨沿岸に生息する魚類・両生類・爬虫類(主な貴重種)

#### 魚類

目名	種和名	カテゴリー		県内分布	
		兵庫県	環境省	播磨東部	播磨西部
コイ目	シロヒレタビラ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	○	△
	ニッポンバラタナゴ	A	絶滅危惧ⅠA類(CR)	-	△
	カワバタモロコ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	-	△
スズキ目	チワラスボ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	-	○
	キセルハゼ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	-	△
	クボハゼ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	○	○

#### 両生類

目名	種和名	カテゴリー		県内分布	
		兵庫県	環境省	播磨東部	播磨西部
カエル目	ダルマガエル (ナゴヤダルマガエル)	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	○	○

#### 爬虫類(脊椎動物)

目名	種和名	カテゴリー		県内分布	
		兵庫県	環境省	播磨東部	播磨西部
カメ目	アカウミガメ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	○	-

県内分布：○…2006年以降に確認されている地域

△…2005年以前にしか確認されていない地域

出典：兵庫県版レッドリスト2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)

環境省第4次レッドリスト2020(汽水・淡水魚類、両生類、爬虫類)

### 2) 昆虫類

播磨沿岸で確認される昆虫類のうち、兵庫県レッドリストのAランクに指定され、環境省のレッドリストでも絶滅危惧Ⅰ類やⅡ類に分類される主な種を下表に示す。

表 1.2.5 播磨沿岸に生息する昆虫類(主な貴重種)

#### 昆虫類

目名	種和名	カテゴリー		播磨沿岸分布
		兵庫県	環境省	
トンボ	コバネアオイトトンボ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	たつの市、姫路市、高砂市、加古川市
コウチュウ	ヨドシロヘリハンミョウ	A	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	高砂市、加古川市
チョウ	クロシジミ	A	絶滅危惧ⅠB類(EN)	赤穂市、相生市、姫路市
	ヒメヒカゲ	A	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	赤穂市、相生市、たつの市、姫路市、高砂市、加古川市、明石市

出典：兵庫県版レッドリスト2012(昆虫類)

環境省第4次レッドリスト2020(昆虫類)



### 3) 鳥類

播磨沿岸で確認される鳥類のうち、兵庫県レッドリストの A ランクに指定され、環境省のレッドリストでも絶滅危惧 I 類や II 類に分類される主な種を下表に示す。

表 1.2.6 播磨沿岸に生息する鳥類(主な貴重種)

鳥類

目名	種和名	カテゴリー		播磨沿岸分布
		兵庫県	環境省	
チドリ	シロチドリ	A	絶滅危惧 II 類 (VU)	姫路市、明石市、加古川市、赤穂市、高砂市、たつの市
タカ	チュウヒ	A	絶滅危惧 I B 類 (EN)	姫路市、加古川市、(赤穂市)、高砂市
ブッポウソウ	ブッポウソウ	A	絶滅危惧 I B 類 (EN)	(姫路市)、(明石市)、(相生市)、加古川市

( ) 表記の市では 2002 以前に生息を確認

出典: 兵庫県版レッドリスト 2013(鳥類)

環境省第 4 次レッドリスト 2020(鳥類)



(シロチドリ)



(チュウヒ)

### 4) 貝類・その他無脊椎動物

播磨沿岸で確認される貝類・その他無脊椎動物のうち、兵庫県レッドリストの A ランクに指定され、環境省のレッドリストでも絶滅危惧 I 類や II 類に分類される主な種を下表に示す。

なお、その他無脊椎動物は、環境省で絶滅危惧や準絶滅危惧種に指定されている種はない。

表 1.2.7 播磨沿岸に生息する貝類・その他無脊椎動物(主な貴重種)

貝類

科名	種和名	カテゴリー		播磨沿岸分布
		兵庫県	環境省	
ワカウラツボ科	ワカウラツボ	A	絶滅危惧 II 類 (VU)	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市
ヒラマキガイ科	カワネジガイ	A	絶滅危惧 I A 類 (CR)	加古川市、姫路市
ニッコウガイ科	イチョウシラトリ	A	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	赤穂市

その他無脊椎動物

科名	種和名	カテゴリー		播磨沿岸分布
		兵庫県	環境省	
ツバサゴカイ科	ムギワラムシ	A	指定無	高砂市、姫路市、たつの市、赤穂市
ベンケイガニ科	ウモレベンケイガニ	A	指定無	加古川市、高砂市、たつの市、赤穂市
オサガニ科	オサガニ	A	指定無	高砂市、たつの市、赤穂市

出典: 兵庫県版レッドリスト 2014(貝類・その他無脊椎動物)

環境省第 4 次レッドリスト 2020(貝類・その他無脊椎動物)

### ③植生

播磨沿岸に分布する植物群落の貴重種を 表 1.2.8 と 表 1.2.9 に示す。

赤穂市坂越・生島地区のスダジイ群落为国の天然記念物に指定されており、相生市那波・鉄砲山地区の塩沼地植物群落に該当するシバナ群落が相生市の天然記念物に指定されている。

表 1.2.8 播磨沿岸に分布する貴重な植物群落（単一群落）一覧

植生のタイプ	市町名	場所	植生の種類	ランク	保全制度
照葉樹林	赤穂市	坂越・生島	スダジイ群落	A	国立公園 国天然記念物
海浜植生	加古川市 高砂市	加古川市尾上町養田、加古川町稲屋、高砂市米田町古新、荒井町小松原、高砂町朝日町、栄町、藍屋町・加古川河口	塩沼地植生群落	A	
海浜植生	相生市	那波・千種川河口（鉄砲山）	塩沼地植物群落	A	市天然記念物
海浜植生	姫路市	飾磨区中島・市川河口	塩沼地植物群落	A	
海浜植生	姫路市 たつの市	姫路市網干区興浜、浜田、飾磨区須加、たつの市御津町苅屋・揖保川分流（中川、元川）	塩沼地植物群落	A	
海浜植生	赤穂市	松原町、尾崎、中広・千種川河口	塩沼地植物群落	A	
滲水湿原	赤穂市	福浦・入電	湿地植物群落	C	
海浜植生	相生市	那波、佐方・佐方川河口	塩沼地植物群落	要注目	
海浜植生	相生市	野瀬・野瀬川河口	塩沼地植物群落	B	
照葉樹林	相生市	那波大浜町・大島山（住吉神社）	ウバメガシ群落	C	県環境緑地保全地域
照葉樹林	赤穂市	坂越東之町・大避神社、妙見寺	コジイ群落	C	
照葉樹林	姫路市	家島町宮・家島神社	ウバメガシ群落	C	国立公園
二次林	たつの市	揖保町真砂・揖保川分岐点	エノキ・ムクノキ群落	C	
池沼植生	赤穂市	福浦古土手・鳴瀬川	池沼植物群落	C	
海浜植生	明石市	船上町・明石川河口	海浜植物群落	C	
海浜植生	明石市	明石海岸（大久保町谷八木、八木、江井島、松江、藤江）	海浜植物群落	C	
海浜植生	姫路市	大塩町・姫路シーサイドゴルフ場南の海岸	海浜植物群落	C	

表 1.2.9 播磨沿岸に分布する貴重な植物群落（複合群落）一覧

複合名称	市町名	場所	内容	植生の種類	ランク	保全制度
大塩・的形の海岸植生	姫路市	大塩町・的形町・木場	都市近郊にあつて、海浜植生、海崖植生などの自然植生が連続するものとして重要。	ススキ群落、海浜植物群落	B	
千種川下流の自然植生	赤穂市	高雄～高野	河川下流から河口にかけてヤナギ林およびオギ群落、ヨシ群落、塩沼地植物群落等の自然性の高い植生が残るほか、単一群落としてAランクであるカワラヨモギ-ハマウツボ群落分布している。下流域における改変が進行している中で自然性の高い植生が保全されている点で重要性が高まっている。	アカメヤナギ群落、ジャヤナギ群落、オギ群落、カワラヨモギ-ハマウツボ群落、カワラサイコ個体群	A	

表 1.2.10 貴重性評価の区分

記号	貴重性のランク
A	植物群落及び個体群の破壊・衰退要因となる人為的影響、生育環境の変化、生物被害等により消滅の危機に瀕しているものや、規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高いもの。
B	A ランクに準ずるもので、消滅の危険性が增大しているものや、貴重性の程度が高いもの。
C	B ランクに準ずるものであり、今後消滅の危険性が高まるおそれのあるものや、貴重性の程度がやや高いもの。
要注目	消滅のおそれがあるものや貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの。

出典:兵庫県版レッドデータブック 2020(植物・植物群落)

播磨沿岸に分布する植物の貴重種(ランク A)では、離弁花類のヒロハマツナが環境省の絶滅危惧Ⅱ類(VU)に、合弁花類のハマウツボ、コナミキが絶滅危惧Ⅱ類(VU)に、単子葉植物のシバナ、カワツルモが準絶滅危惧(NT)に指定されている。

出典:兵庫県版レッドデータブック 2020(植物・植物群落)

環境省レッドリスト 2020(維管束植物)



(シバナ)



(ハマウツボ)

出典:兵庫県版レッドデータブック 2020(維管束植物)

## ④干潟・藻場

### 1) 干潟

干潟は生態系の維持あるいは水質浄化に重要な役割を担うものであり、兵庫県内では姫路市以西の瀬戸内海国立公園内に多く分布している。

また、令和2年の藻場・干潟ビジョンによると、兵庫県内において、播磨沿岸に位置する干潟の面積は97.3haで県内全体の9割を占めており、増加傾向にあることが明らかとなった。

出典:兵庫県 瀬戸内海海域・日本海海域 藻場・干潟ビジョン (令和2年3月,兵庫県)

### ～播磨沿岸の干潟～



(新舞子海岸・富島川河口)



(姫路市の形海水浴場周辺)

出典:兵庫県版レッドリスト2011(重要な生態系)

### 2) 藻場

藻場は魚介類の生育の場として重要な役割を担うものであり、兵庫県内では全海域の沿岸に広く帯状に分布している。

また、令和2年の藻場・干潟ビジョンによると、兵庫県内において、播磨沿岸に位置する藻場の面積は248.2haで県内全体の2割程度を占めている。一方消滅藻場では4割を占め、消滅藻場の割合が大きくなっている。

出典:兵庫県 瀬戸内海海域・日本海海域 藻場・干潟ビジョン (令和2年3月,兵庫県)

### ⑤自然景観及び地形

兵庫県版レッドリストに示される播磨沿岸に分布する貴重な自然景観及び地形を下表および次ページに示す。下表より播磨沿岸には景観に優れ、地形的にも貴重な場所が多く存在することがわかる。

表 1.2.11 播磨沿岸に分布する貴重な自然景観

市町村名	自然景観	ランク	備考
赤穂市	いくしま 生島樹林	A	波静かな内湾に浮かんだ常緑樹の原生林に覆われた島。国立公園、国天然記念物。
	千種川河口・唐船山	B	自然公園。広がりのある風景、自然林、干潟。国立公園
	赤穂御崎・丸山海岸	B	岬と入り江が連続する変化のある海食地形と自然植生。国立公園。
相生市	金ヶ崎	B	国立公園。
	大島山	C	環境緑地保全地域(自然環境保全条例)。
たつの市	室津海岸(七曲り)	B	国立公園。
	新舞子浜	B	国立公園。
家島町	家島諸島	B	国立公園。
姫路市	しょうせきへき 小赤壁	B	地元では有名な海食崖。
	的形の海浜植生自生地	C	兵庫県の県花のノジギク等が自生する。
高砂市	石の宝殿 おうしこ (生石神社とその裏山)	C	
加古川市	加古川下流	B	屈曲や中州が多く、変化に富む雄大な河川景観
明石市	明石海峡	B	自然と人工物が一体となった雄大な景観
	屏風ヶ浦	C	
	住吉神社の森	C	

出典:兵庫県版レッドリスト 2011(地形・地質・自然景観・生態系)

表 1.2.12 貴重性評価の区分

記号	貴重性のランク
A	規模的・質的に優れており、貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの
B	Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの
C	Bランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの

出典:兵庫県版レッドリスト 2011(地形・地質・自然景観・生態系)

表 1.2.13 播磨沿岸に分布する貴重な地形

所在地	通称名	分類区分	ランク	保全制度	概要・特徴
たつの市 御津町黒崎	新舞子海岸	干潟	A	国立公園	この地点の海岸は、瀬戸内海国立公園中の主要な景観要素を構成している沈降海岸部分における東端部分に当たる。室津の七曲がりとして親しまれている。黒崎の海岸から沖合へ向けては、数百mの遠浅の海底が広がり、その表面には微妙な勾玉状の砂州模様が描かれることで有名である。
明石市・ 加古川市	西八木海岸	海成段丘、 海食崖	B	—	明石市林崎～加古川市別府の間。中位段丘面が波食を受けて作られた長大な海食崖（段丘崖）が続く。
姫路市木場	しょうせきへき 小赤壁	海食崖	B	—	長さ800m、高さ約50mの海食崖で、海食洞、波食棚、風食窪が発達。
姫路市 家島町 加島	加島	トンボロ、 りくけいとう 陸繋島	B	国立公園	加島の二重トンボロ。島の両岸に発達した2列の沿岸州の間に池沼がある珍しい例。
加古川市 尾上町長田～ 別府町元町	尾上神社周辺	海岸砂州	C	—	加古川市域の海岸沿いに、加古川河口から東へ続く顕著な砂州地形。長さ3.5km、幅約1km。加古川が流送してきた砂質分が瀬戸内海沿いの沿岸流によって送られ、堆積して形成された。
姫路市大塩町 ～網干	—	海岸砂州	C	—	大塩～魚吹八幡宮間の古砂州。その上に集落がのり国道250号線が通る。
姫路市 家島町 西島	西島	礫浜	C	国立公園	西島の離水礫浜で、古海水準の変化を示す。
相生 鰯浜	—	海食洞	C	国立公園	鰯浜の離水海食洞。古海水準の高度を示す。
たつの市 御津町竹岡	—	礫浜	C	国立公園	離水礫浜で、古海水準の変化を示す。

出典：兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)

## ⑥自然公園

播磨沿岸は広く瀬戸内海国立公園の海域指定を受けており、また赤穂御崎、室津海岸、家島諸島等の海岸についても瀬戸内海国立公園に指定されており、良好な環境・景観を有する貴重な空間となっている。

## ⑦生態系

播磨沿岸で兵庫県レッドリストに指定されている重要な生態系を下表に示す。下表より、海岸部ではたつの市の新舞子・富島川河口および姫路市東部の自然海岸が重要な生態系として指定されている。

表 1.2.14 播磨沿岸の重要な生態系一覧(海岸)

ランク	名称	市町名	場所	概要	保全制度
A	新舞子・富島川河口	たつの市	—	干潟には砂質・砂泥質・泥質などの底質環境が混在し、多様な底生生物が生息する。前浜干潟は規模が大きく数列のサンド・バーが形成されるなど自然地形としても貴重である。ヨシ原周辺には河口干潟の生物と共にワカウラツボなど還元泥中の希少種も生息する。日本の重要湿地500に選定されている。	国立公園
B	姫路市東部の自然海浜	姫路市	白浜～小赤壁～福泊～的形	砂浜・前浜干潟（白浜、的形）、岩礁（小赤壁）、塩田跡（福泊）など多様な地形を内包し、姫路市東部に残された自然海浜群として貴重である。白浜では前浜干潟に固特有の底生動物種が多数記録されている。小赤壁は姫路市内唯一の岩礁海岸。福泊には塩田とそれに付随するクリークの一部が残存し、塩性湿地の生物相（ホソウミニナ、ベンケイガニ類など）がみられる。	—

出典：兵庫県版レッドリスト 2011(地形・地質・自然景観・生態系)

(7) 法的規制の状況

播磨沿岸については、広範囲にわたって国立公園に指定されている他、仁寿山・家島(姫路市)、相生市日ノ浦、赤穂市坂越地区が鳥獣保護区に指定されており、海域の整備方向を検討する上で十分に考慮することが必要といえる。

また沿岸に係る法律を、環境保全、国土保全及び利用の別に下表に整理する。

表 1.2.15 沿岸に係る法律とその概要一覧

	法律名	概要
環境保全関係	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	「鳥獣の保護及び管理」と「狩猟の適正化」を図ること、またそれをもって、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の発展を通じて、自然環境の恩恵を受ける国民生活の確保及び地域社会の発展を目的とする。
	自然公園法	優れた自然の風景地を国民の保険、休養および教化に資するために、公園事業、国立公園、特別地域等を定める。
	自然環境保全法	自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関する基本事項を定める。
	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定める。また、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図る。
	自然環境保全基本方針	自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関する基本方針を定める。
国土保全関係	森林法	国土保全と国民経済の発展に資するために、森林の保続培養と生産力の増強にとって必要な森林、保安林等に関する基本的事項を定める。
	海岸法	防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理を図るために、海岸保全区域および一般公共海岸区域の指定、海岸管理者、区域の占用、行為の制限、工事の施工等について定める。
	河川法	河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持するために、一級・二級河川、区域、管理者、工事、占用等を定める。
	水防法	洪水または高潮に際し、公共の安全を保持するために、水防責任、洪水予報、警報等を定める。
	環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める。
	水質汚濁防止法	国民の健康の保護のために、工場および事業場から公共用水域に排出する油および廃棄物を規制し、その処理を定める。
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染および海上災害の防止のために、船舶および海洋施設から海洋に排出する油および廃棄物を規制し、その処理を定める。
利用関係	廃棄物の処理および清掃に関する法律	生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るために、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔に保つことを定める。
	社会資本整備重点計画法	社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施することにより、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む）並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定める。
	港湾法	港湾の秩序ある整備と適正な運営のために開発の基本方針、港湾計画、港務局、工事の許可、届出等を定める。
	海上交通安全法	船舶交通が輻輳する海域について、交通方法の指定、海難発生時の措置を定める。
	海上衝突予防法	航洋船の航行できる海洋および接続する水域について、燈火、霧中航法、航法進路信号等を定める。
	漁業法	漁業生産に関する基本的制度として、漁業権制度等を定め、漁業調整機能の運用によって、水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図る。
	水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、漁業の発展に寄与するため、採集制限、漁法の制限、保護水面、工事の制限等を定める。
	海洋水産資源開発促進法	沿岸水産資源の増殖等を図るため、開発区域および指定水域における海底の掘削や掘削工作物の届出等の措置を定める。
	水産基本法	水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定める。
	沿岸漁業整備開発法	沿岸漁場の整備および開発を図るための措置を講じる。
	漁港漁場整備法	水産業の発達と漁港の整備と維持管理のために、漁港の種類、整備計画、修築計画等、費用負担および補助、保全等を定める。
	砂利採取法	砂利採取業について、採種計画の認可、計画に記載する事項、認可の基準、緊急措置命令、指導等を定める。
	公有水面埋立法	河、海、湖、沼等の公有水面の埋立に関する免許、出願書類に関する縦覧、意見の聴取、公示、権利者、保証等を定める。
国土利用計画法	総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講じる。	
都市計画法	多くの利用が輻輳する都市の市街地を、用途別に区域を指定して利用可能な範囲を定める。	
総合保養地域整備法	ゆとりのある国民生活のため、自然環境に恵まれ、利用適性の高い地域を特別に指定して、休養および観光レクリエーション等の総合的な機能の整備を促進する措置を講じる。	



## 1.2.2 社会的特性

### (1) 水域の状況

#### ① 水域の利用状況

播磨灘は、大阪湾と比較して航路が明確である特徴を有する。大阪湾は船舶航行海域が輻輳した利用状況となっている。

また、播磨灘は、明石海峡が海上交通安全法に基づく航路に指定されている他、主要漁場(鹿ノ瀬等)が広く分布し、漁業を中心とした海域利用がなされている。

出典:大阪湾環境図説(昭和63年運輸省)他

#### ② レクリエーションの場としての利用状況

レクリエーションの場としての利用状況をレクリエーション施設及び観光施設の施設数で見ると、播磨沿岸は兵庫県の他の沿岸区分と比較すると比較的施設のバランスがとれているといえる。

施設数で見ると施設数の少ないのは、淡路島沿岸及び大阪沿岸(南部)であり、いずれも海水浴場を中心としたレクリエーションの場となっている。一方、施設数の多い阪神沿岸では都心に位置する特性を反映して、公園・緑地やマリーナを中心としたレクリエーションの場となっており、海水浴場は少ない。

なお、この調査にあたって施設としては沿岸に位置する海水浴場、公園・緑地、魚釣り公園、歴史的施設、複合集客施設、文化施設、マリーナ・ヨットハーバーの区分で調査しており、播磨沿岸はこれらの施設がバランス良く立地していることが明確となっている。

出典:「なぎさ海道」調査研究報告書(平成6年3(財)大阪湾ベイエリア開発機構)

### ～播磨沿岸における海洋性レクリエーションの一例～



(新舞子海岸での潮干狩)

出典:たつの市ホームページ



(相生ペーロン祭)

出典:相生市ホームページ

### ③漁業活動

下図に示すとおり、兵庫県全体における構成比をみると、漁船数・漁獲金額とも播磨沿岸と淡路島沿岸の割合が多く、2地区で全体の8割以上を占めている。なお、表 1. 2. 17 に沿岸区分別の漁港数を示す。これより、播磨灘沿岸・淡路島沿岸が全体の約7割を占めていることがわかり、漁船数・漁獲金額と同傾向となっている。

このように、播磨沿岸は周辺地域の中で漁業活動の中心的役割を担っている。

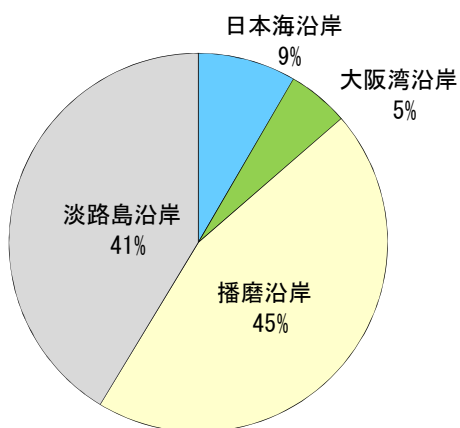


図 1. 2. 1 沿岸区分別漁船数の割合 (H25)

出典:2013年漁業センサス報告書 第4巻海面漁業に関する統計(農林水産省)

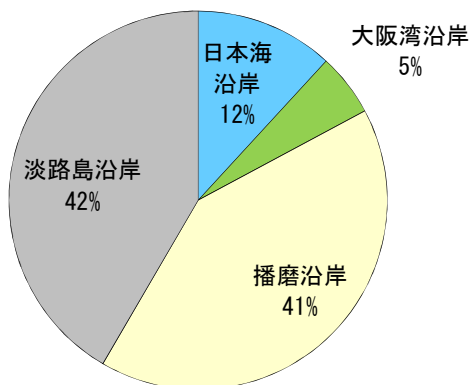


図 1. 2. 2 沿岸区分別漁獲金額の割合 (H25)

出典:令和元年漁業・養殖業生産統計(海面漁業・海面養殖業、農林水産省)

2013年漁業センサス報告書 第4巻海面漁業に関する統計(農林水産省)

表 1.2.16 沿岸区分別漁船数・漁獲金額(H25)

沿岸区分	漁船数 <sup>(1)</sup>		経営体数 <sup>(2)</sup> 数 (経営体)	総漁獲金額 <sup>(3)</sup>	
	数 (隻)	割合 (%)		金額 (万円)	割合 (%)
日本海沿岸	471	9	375	453,375	12
大阪湾沿岸	295	5	169	204,321	5
播磨沿岸	2,531	45	1,306	1,578,954	41
淡路島沿岸	2,323	41	1,318	1,593,462	42
合計	5,620	100	3,168	3,830,112	100

注)海面漁業のみ。

総漁獲金額は、経営体数に1経営体平均漁獲金額を乗じて求めた。

統計上の秘匿数値は集計に含まれていない。

出典: (1)、(2); 2013年漁業センサス報告書 第4巻海面漁業に関する統計(農林水産省)

(3); 令和元年漁業・養殖業生産統計(海面漁業・海面養殖業、農林水産省)

表 1.2.17 沿岸区分別の漁港数

沿岸区分	第1種漁港	第2種漁港	第3種漁港	計
日本海沿岸	12	1	2	15
大阪湾沿岸	2	—	1	3
播磨沿岸	8	5	—	13
淡路島沿岸	14	8	—	22
合計	36	14	3	53

注)第1種漁港:その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港:その利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの

第3種漁港:その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港:離島その他辺地にあつて漁場の開発、または漁船の避難上特に必要なもの

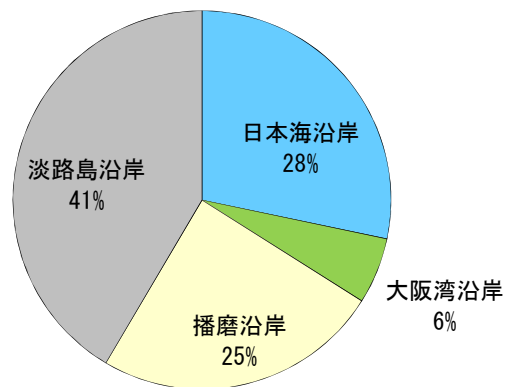


図 1.2.3 沿岸区分別の漁港数の構成比

表 1.2.18 播磨沿岸に位置する漁港

漁港名	種別	市町名	管理者	所在地
林崎	2	明石市	市	明石市林
妻鹿	2	姫路市	県	姫路市白浜町
家島	2	姫路市	県	姫路市家島町宮
坊勢	2	姫路市	市	姫路市家島町坊勢
室津	2	たつの市	県	たつの市御津町室津
松江	1	明石市	市	明石市松江
藤江	1	明石市	市	明石市藤江
魚住	1	明石市	市	明石市魚住町中尾
古宮	1	播磨町	町	加古郡播磨町古宮
阿閑	1	播磨町	町	加古郡播磨町本荘
岩見	1	たつの市	市	たつの市御津町岩見
坂越	1	赤穂市	市	赤穂市坂越
福浦	1	赤穂市	市	赤穂市福浦

## (2) 陸域利用の状況

### ①土地利用(臨海部～内陸部)

各平野部の中心都市を核とした市街地を形成している(明石、加古川、高砂、姫路)。都市の間は農地、山地が大きな空間を占め、地方港湾、漁港、自然海岸を利用した市街地が点在している。

### ②土地利用(港湾)

播磨沿岸においては、工業用地が全体の78.7%を占めており、次いでふ頭用地が5.0%、都市機能用地が3.6%と続いており、典型的な工業港としての利用がなされている。

出典:「姫路港港湾計画書-改訂-」(令和元年7月,姫路港港湾管理者)

「東播磨港港湾計画書-軽易な変更-」(平成25年11月,東播磨港港湾管理者)

### ③人口

兵庫県沿岸全体の中では、播磨沿岸の人口は約3割を占めている。

また、播磨沿岸の中では、姫路市が全体の39%と最も多く、次いで明石市が22%、加古川市が19%と続いている。

出典:兵庫県ホームページ「推計人口」(令和2年9月1日)

#### ④産業

第1次産業(農業・漁業)では瀬戸内海沿岸の中心的な役割を担っていることが明確である。また、阪神都市圏の拡大を主に工業面で受けてきた経緯があり、製造品出荷額のシェアは阪神沿岸よりも大きく、工業機能の高さも特徴である。

### (3) 港湾活動

#### ①現況及び推移

2018年の年間の取扱貨物量は、姫路港が約3,200万トン、東播磨港が約3,600万トンであり、外貿貨物の割合は姫路港が62%、東播磨港が57%である。

また、取扱貨物量の推移は、外貿・内貿ともに減少傾向である。

出典：港湾物流情報（(社)日本港湾協会 港湾政策研究所：令和2年10月21日）

#### ②港湾計画における方向性

播磨沿岸の2港（姫路港、東播磨港）は、海と陸をつなぐ重要な空間であり、人、もの、情報が交流する交通拠点、産業拠点として大きな役割を果たすとともに、生活空間における魅力を高めるなど地域づくりに貢献している。

姫路港では『みなとから「播磨の元気（活力・にぎわい・うるおい）」を創出する港』を目指しており、中播磨地域の物流拠点として地域の産業を支えるための公共岸壁等の整備や、臨海部の活性化を図るための施策を展開している。

東播磨港では『播磨の産業活動と生活環境が共生する港』を目指しており、東播磨地域の物流拠点として地域の産業を支えるための公共埠頭等の整備や、生活環境改善のための親水空間の創造などに取り組んでいる。

#### (4) 歴史・文化

##### ①歴史的発展の経緯

播磨灘を含む瀬戸内海地域は、古来我が国の政治・経済・社会・文化の諸分野にわたって、常に先進的な地位を示してきたところである。これは瀬戸内海の各地域が進取の気風のもとに常に我が国の発展に寄与したといえる。

このような瀬戸内海において、1/6 の海域面積を有する播磨灘の利用を考えると、瀬戸内海との歴史的・文化的繋がりを無視することは出来ない。

そこで、ここでは瀬戸内海の歴史・文化の流れから、これまでの海域利用の流れを捉え整理した。

##### 1) 先進・技術産業地域

瀬戸内海地域の歴史的事実をもとに、当該地域が我が国の歴史・文化に果たしてきた役割の中で特筆すべきものは、水運を背景とした先進技術産業地域としての役割であろう。

##### 2) 海の文化

瀬戸内海は古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たしてきており、これが内海水運の発展を促進し、港町を中心に海に関する技術・文化を育んできたといえる。

- 瀬戸内海の沿岸及び各島に残存する国宝級の神社、仏閣と多くの祭り
- 瀬戸内海独自の漁業技術の発展(鳥付漁業、<sup>うきだいしりょう</sup>浮鯛抄)
- 運航技術を基にした造船、船大工技術

これらの技術・文化は我が国の歴史の中にあって、農耕民族に対する海人族の文化(海の文化)とも言われており、海を活用し、海から授けられた文化であるともいえる。

##### ②背後圏の歴史・文化の状況

桃山時代の華麗な様式を伝える世界文化遺産である国宝姫路城、明石城跡、近世城郭史上非常に珍しい変形輪郭式の海岸平城である赤穂城跡、龍野城などのほか、神社仏閣、公園、文化財など数多くの資源がある。

さらに、赤穂義士祭(赤穂市)、約 250 年続くゆかた祭り(姫路市)、お城祭り(姫路市)、灘のけんか祭り(姫路市)、相生ペーロン祭(相生市)、龍野武者行列など“まつりどころ”といわれる多くの行事がある。

平成 30 年度の兵庫観光客動態調査報告書によると、入込客数は東播磨地域で 9,403 千人、中播磨地域で 10,328 千人、西播磨地域で 6,248 千人であり、目的別には「歴史・文化」および「スポーツ・レクリエーション」がそれぞれ約 3 割、「行祭事・イベント」で約 2 割を占めている。

## (5) 過去の被災状況(海岸災害)

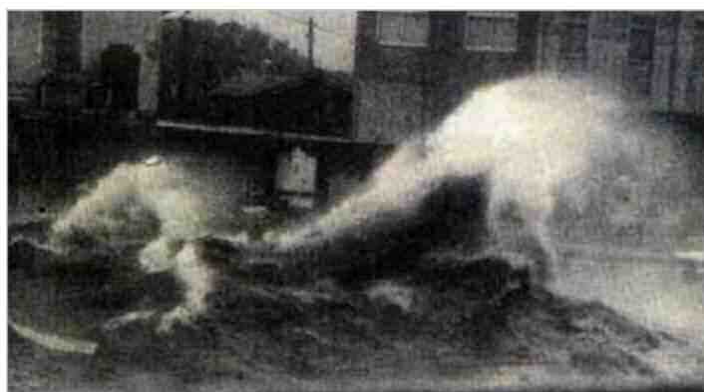
### ①台風・高潮

播磨沿岸では、昭和 29 年の台風 15 号、昭和 39 年の台風 20 号、昭和 40 年の台風 23 号、平成 16 年の台風 16 号、平成 30 年の台風 21 号などにより高潮の被害を受けたことが明らかになっている。

昭和 39 年の台風 20 号では、高潮の潮位偏差が 153cm と大きく、相生市大谷川流域等で高潮による被害を受けた。また、昭和 40 年の台風 23 号では高潮の潮位偏差が 210cm と非常に大きく、播磨沿岸一帯が浸水被害を受けた。近年では平成 16 年の台風 16 号時に姫路では歴代 2 位となる最大瞬間風速 42.5m/s を記録し、大潮と重なったことから姫路(232cm)、相生(242cm)で観測史上最大の潮位を記録した。なお、この高潮災害では高い潮位が長時間続いたことにより、相生港では多大な浸水被害を受けた。平成 16 年はその後更に台風 18 号による高潮被害が続き、相生(209cm)と江井(189cm)において、台風第 16 号に次ぐ潮位を記録し、家島港でも多大な浸水被害を受けた。平成 30 年の台風 21 号では、神戸、尼崎、西宮で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高潮の影響により浸水被害が発生した。

注)潮位偏差とは、実潮位と天文潮との差であり、これが大きい程高潮の規模が大きい。

出典:平成 16 年災害復興誌(平成 20 年 3 月 兵庫県)



(昭和 40 年の高潮災害時 姫路市飾磨区須賀 船場川の状況)



(海岸侵食により崩落したタコ壺工場～江井ヶ島地先～)

出典:日本の海岸とみなと第 2 集(土木学会)、建設省 1958 頃撮影

## ②その他既往調査からの災害履歴

播磨沿岸に大きな被害を与えた地震を 表 1.2.19 に、兵庫県内で昭和以降に死者 20 人以上を記録した風水害を 表 1.2.20 に示す。

表 1.2.19 播磨沿岸に大きな被害を与えた地震

地震名	被害状況
播磨・山城 (868年8月3日) ※内陸直下型地震 (姫路市はほぼ直下)	播磨諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔ことごとく崩壊して倒れた。京都では垣屋の崩れるものがあった。山崎断層の活動によるものと考えられる。規模と距離から姫路市には相当の地震動を起こしたものと推定される。
安政東海地震 (1854年12月23日) 安政南海地震 (1854年12月24日) ※南海トラフ 海溝型地震	赤穂市の主な被害 家屋倒壊(加里屋中村)、津波による浜堤決壊、火災延焼(新町)、地割れ、液状化現象
兵庫県南部地震 (1995年1月17日) ※内陸直下型地震	姫路市では震度Ⅳが観測された。 (播磨沿岸の被害状況:被害の大半は明石市に集中) 死者14人、負傷者1,910人、全壊2,941棟、半壊6,699棟、一部損壊26,488棟 JR新幹線不通(京都～姫路)、JR線不通(尼崎～西明石)

出典:姫路市地域防災計画(地震災害対策計画編)令和2年度修正版(姫路市防災会議)

赤穂市地域防災計画(本編)令和2年3月修正(赤穂市防災会議)

兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)令和2年1月修正(兵庫県防災会議)

表 1.2.20 兵庫県内での主な風水害

	災害の名称	発生日月	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和7.7.1～2	44人	19人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和13.7.3～5	731人	1,463人	県内全域(特に神戸市)
	梅雨前線による豪雨	昭和36.6.24～28	41人	119人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和42年7月豪雨	昭和42.7.9	100人	102人	阪神・淡路地域
	昭和46年7月豪雨	昭和46.7.17～18	22人	100人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和9.9.21	281人	1,523人	県内全域(特に神戸・但馬・淡路)
	阿久根台風	昭和20.10.8～11	231人	92人	県内全域(特に西播磨、東播磨、但馬)
	ジェーン台風	昭和25.9.3	41人	904人	県内全域
	台風16号	昭和35.8.29	32人	65人	主として神戸・阪神地域
	台風23、24号	昭和40.9.10～17	39人	765人	県内全域
	台風第23号	平成16.10.20～21	26人	134人	県内全域(特に但馬・淡路)
	台風第9号	平成21.8.9～10	20人	7人	主として西播磨地域
			行方不明2人		

※ 昭和以降の死者20人以上のもの

出典:兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画)令和2年1月修正(兵庫県防災会議)



(6) 関連諸計画

播磨沿岸に係わる主な関連計画は、以下に示すとおりである。

表 1.2.21 主な関連計画

区 分	分類	計画名称等
国の計画	総合計画 ・ 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土形成計画（全国計画）（平成27年8月 国土交通省）</li> <li>・近畿圏広域地方計画（平成28年3月 国土交通省）</li> </ul>
	防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化基本計画（平成30年12月 内閣官房）</li> <li>・第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月 国土交通省）</li> <li>・インフラ長寿命化基本計画 （平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）</li> <li>・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月 国土交通省）</li> <li>・農林水産省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年8月 農林水産省）</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月 環境省）</li> <li>・水産基本計画（平成29年4月 水産庁）</li> </ul>
県・市の計画	総合計画 ・ 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県国土利用計画（第五次）（平成29年3月）</li> <li>・21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略ー（平成23年12月）</li> <li>・兵庫県地域創生戦略（平成30年3月）</li> <li>・兵庫2030年の展望（平成30年10月）</li> <li>・西播磨地域ビジョン（西播磨県民局 平成23年10月）</li> <li>・中播磨地域ビジョン（中播磨県民局 平成23年10月）</li> <li>・東播磨地域ビジョン（東播磨県民局 平成23年12月）</li> <li>・関係市町の総合計画</li> </ul>
	防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県地域防災計画</li> <li>・兵庫県強靱化計画（令和2年3月）</li> <li>・関係市町の地域防災計画</li> <li>・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（令和2年9月版）</li> <li>・津波防災インフラ整備計画（令和2年7月）</li> <li>・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（令和2年3月版）</li> <li>・兵庫県高潮対策10箇年計画（令和2年6月）</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（平成28年10月）</li> <li>・第5次兵庫県環境基本計画（平成31年2月）</li> <li>・ひょうご農林水産ビジョン2025（平成28年3月）</li> </ul>

## (7) 海岸への要望

### ①社会的な要請

海岸に対する近年の社会的な動きを整理すると以下のようなビジョン・計画の内容に総括される。

#### 1) 豊かな海辺の創造・海岸長期ビジョン(平成7年3月・海岸長期ビジョン研究会)

〈海岸空間の保全と創造の基本理念〉

- 次世代への良好な海岸の継承
- 防災・利用・環境の調和
- 豊かな地域づくり・交流の拡大の実現

〈海岸空間の保全と創造の目標〉

- 自然と共生する海岸
- 安全な海岸
- 親しまれる海岸
- 国土を守る海岸

#### 2) 第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月)

〈海洋・海域の保全と利活用〉

- 陸域と一体となった自然環境の保全・再生
- 沿岸域の総合的管理

### 3) 海岸法改正(平成 26 年 12 月)

#### <減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけ>

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置

#### <水門・陸閘等の操作規則等の策定>

- 海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け
- 海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要性があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償

#### <海岸保全施設の維持・修繕基準の策定>

- 海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 統一的な維持・修繕の基準を策定

#### <座礁船舶の撤去命令>

- 海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令  
(※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能)

#### <海岸協力団体制度の創設>

- 海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定

#### 4) 海岸保全基本方針(平成 27 年 2 月・農林水産省、国土交通省、告示第一号)

##### 〈海岸の保全に関する基本的理念〉

- 国民共有の財産としての「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とし、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- 災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全、海岸の適正な利用を図るため、施設の整備とあわせソフト面の対策、また、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を含め、国と地方公共団体が相互に協力して総合的に推進する。

##### 〈海岸の保全に関する基本的な事項〉

###### 1) 海岸の防護に関する基本的な事項

- 自然条件、災害の発生の状況を分析し、背後地の人口、資産の集積状況、利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の状況を考慮しつつ、津波、高潮等から海水の侵入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。
- 津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策もあわせて講じる。
- 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

###### 2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- 自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- 良好な海岸環境の創出を図るため、保全施設を必要に応じ整備する。
- 保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

###### 3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- 海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置艇等に適切に対処する。
- 海とのふれあいの場の確保を図るとともに、利用者マナーの啓発活動を推進する。

## ②地域からの要請

海岸への地域からの要請について、主な内容を整理すると以下のものが挙げられる。

### <防護>

関係市町の要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・坂越港（ふるさと海岸）及び赤穂港（御崎地区）における海岸では、地元住民の意見を踏まえて景観に配慮した形での整備が必要（赤穂市）</li><li>・新舞子海岸の侵食対策（たつの市）</li><li>・施設の老朽化対策、高潮対策（姫路市）</li><li>・砂浜の侵食（姫路市家島町）</li><li>・東播磨港（曾根地区）の高潮対策（高砂市）</li><li>・海岸保全施設の老朽化対策（高砂市、明石市）</li><li>・高潮、南海トラフ地震による津波に対する防災対策（加古川市）</li><li>・海浜の整備と相まった背後斜面地整備事業の一体化の促進（明石市）</li></ul>
---------	--

### <環境>

関係市町の要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・唐船海岸の環境維持（赤穂市）</li><li>・相生湾南部は国立公園に指定されており、積極的な環境保全に努める（相生市）</li><li>・沿岸部の貴重種であるシバナ群落、その他海浜植物及び無脊椎動物の保全に努める（相生市）</li><li>・新舞子海岸の自然環境の保全（たつの市）</li><li>・海浜植生の自生（姫路市）</li><li>・自然環境の保全と創造（姫路市）</li><li>・台風経過後に海岸に打ち上げられたゴミの撤去（姫路市家島町）</li><li>・団体等の清掃活動の実施推進（姫路市家島町、高砂市）</li><li>・黒松等が自生する白砂青松の景観づくり（高砂市）</li><li>・水質、底質等の改善に資する環境整備（高砂市）</li><li>・漂流、漂着ゴミの処理対策（播磨町、明石市）</li><li>・海岸の利用に伴い発生するゴミの処分をはじめ、日常管理にかかる費用負担者の明確化や法的整備（明石市）</li><li>・ノジギク、ナメクジウオ、ウミガメなど自然生物の生育に配慮した環境の保全（明石市）</li></ul>
---------	--

<利用>

関係市町の 要請	<ul style="list-style-type: none"><li>・水上バイクの利用規制（赤穂市）</li><li>・車両進入禁止区域への車両の乗り入れや花火、ごみ対策（赤穂市）</li><li>・相生湾西部は企業の占有的利用がなされており、市民が近づけない（相生市）</li><li>・公園、トイレの維持管理の徹底（姫路市）</li><li>・親水機能の充実（姫路市）</li><li>・海岸のすぐ近くを船舶が航行するため危険（姫路市家島町）</li><li>・砂浜の侵食（姫路市家島町）</li><li>・高砂みなとまちづくり構想に基づく施策の推進（高砂市）</li><li>・プレジャーボート等の放置対策（加古川市、明石市）</li><li>・水上バイク、花火、バーベキューの利用規制（明石市）</li></ul>
-------------	---

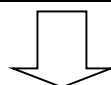
### 1.2.3 海岸保全の播磨沿岸の特性総括

播磨沿岸における地区別の特性等は、5章に示すが、ここでは播磨沿岸の長期的なあり方を検討するために播磨沿岸の現状及び周辺沿岸の現状との比較を通じて明らかになった播磨沿岸の特性を整理する。

次頁以降の表 1.2.22～表 1.2.24 に播磨沿岸と周辺沿岸との比較表を示すが、先に整理した現状とこの比較を通じて明らかになった特性としては以下の内容に総括される。

なお、他の沿岸区分との比較にあたっては但馬沿岸は日本海側に位置し特性が大きく異なるため、大阪湾・播磨灘の沿岸区分を対象とした(大阪湾沿岸は大阪府域も検討対象とした)。

- 海域・陸域の空間に余裕があり、活用の余地(利用の可能性)が残されている。
- 降水量が少なく、野外活動に適している。またレクリエーション施設もバランス良く立地し、海洋性レクリエーションも多く行われている。
- 海域が広く瀬戸内海国立公園に指定されている他、歴史的施設等も多く立地し、風光明媚な土地柄である。
- 海域利用は漁業を中心としており、鹿の瀬等の主要な漁場が分布している。一方、大阪湾と比較すると海域利用の輻輳度は低い(大阪湾は海上交通と漁業が輻輳している)。
- 姫路港～東播磨港にかけては、工業港としての性格が強く、臨海部は工業用地が大半を占める。
- 工業機能の高さも特徴である。(阪神都市圏の拡大を主に工業面で受けてきた経緯があり、現在製造品出荷額のシェアは阪神沿岸よりも大きい)
- 港湾(姫路港、東播磨港)の機能(特に物流機能)は、大阪湾の各港と比較すると小さい(貨物量が少ない)。港湾計画においては、背後圏の物流拠点として、また、国際コンテナ戦略港湾である阪神港を支える連携港湾としての機能を拡充する方向である。
- 近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波により広範囲の浸水が予想されており、ハード面、ソフト面からの総合的な津波対策が必要とされている。
- 近年の台風等を踏まえた計画的・重点的な高潮対策が必要とされている。



- ① 多種多様な顔を持ち様々な利用がなされている(港湾・漁業・工業・海洋性レクリエーション等、様々な利用)。
- ② 陸域、海域を含め臨海部に今後の利用の可能性を残している。
- ③ 風光明媚な土地柄であると同時に良好な自然環境を有する(貴重な自然景観・環境、瀬戸内海国立公園の指定等)。
- ④ 南海トラフ地震による津波を見据えた総合的な津波対策が求められている。
- ⑤ 近年の台風等を踏まえた計画的・重点的な高潮対策が求められている。

表 1.2.22 播磨沿岸と周辺沿岸の現況特性比較 (1/3)

区分		播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備考
基本諸元	海岸線延長 陸域面積 陸域人口	283km 1,194.0km <sup>2</sup> 140 万人	216km 595.7km <sup>2</sup> 13 万人	430km 1,435.0km <sup>2</sup> 680 万人	播磨沿岸：陸域面積(H30)、人口(H30)は海に面した市町を対象 淡路沿岸：陸域面積(R2)、人口(R2)は海に面した市町を対象 大阪湾沿岸：陸域面積(H24)、人口(H26)は海に面した市町を対象
	気象	●瀬戸内気候区に位置し年間降水量 1,000mm～1,600mm の範囲にある温暖少雨の地域			
自然的特性	波浪	●波浪は静穏 ●異常時(50年確率)の波高は、西播磨臨海で 2.0～6.0m、姫路臨海以東で 2.3～5.5m、家島諸島で 1.6～5.6m (波向は家島諸島で北寄り、その他は南寄り)	●西海岸：冬季季節風により最大 2.0m 程度の波浪が発生。台風時による波浪は最大 3.0m。 ●東海岸：冬季季節風時による波浪は小さい。台風により大阪湾内で発生した風波と紀淡海峡から侵入するうねりの重ね合わせで最大 3.5m 程度の波浪が発生。	●波浪は静穏(波高 0.5m 未満の出現頻度は 84%～94%) ●異常時の波高は 3.8m～4.7m (波向は神戸港で SSW、尼西芦港で SW、大阪府域は W 方向)	
	潮位	●既往最高潮位は T.P. +2.54m(高砂) ●潮位差は小さく 1.16m～1.62m	●既往最高潮位は T.P. +2.11m(江井)、T.P. +1.77m(湊)、T.P. +1.76m(由良)、T.P. +2.37m(福良)、T.P. +3.15m(沼島) ●潮位差は小さく 1.35m～1.83m	●既往最高潮位は T.P. +2.33m(神戸港)、T.P. +3.53m(尼崎西宮芦屋港(尼崎))、T.P. +3.23m(尼崎西宮芦屋港(西宮))、T.P. +3.29m(大阪港)、T.P. +1.97m(淡輪港) ●潮位差は小さく 1.52m～1.60m	
	地勢	●播磨平野～岡山平野が播磨灘を囲み空間的な広がり形成	●北部・中部・南部にそれぞれ山地が点在し、中部の海岸沿いに平地が開けている。	●兵庫域は、背後に六甲山がせまっており、明石海峡付近では平野部がやや遮断された形態となっている。 ●大阪府域は、大阪平野を中心に空間的な広がり形成。南部は海峡に向け、和泉山脈がせまっている。	
	水質	●C 類型の指定海域は環境基準を達成しているが、A、B 類型海域では達成状況が悪い。	●淡路近海の水質類型は基本的に A 類型であり、環境基準の達成状況も良く、水質は良好である。	●湾奥部から C、B、A 類型に指定されており、A、B 類型海域の環境基準の達成状況が悪い。 ●湾奥部ほど水質が悪く、COD 濃度が高く、透明度が低い状態にある。	
	生物生態系	●沿岸西部は自然海岸であり、藻場、干潟も多く分布しており、多様な生物が生息している。 ●沿岸には数箇所、自然植生が残っており、多くの貴重な植物が見られる。	●自然海岸が多数残されており、多様な生物が生息している。 ●藻場はほぼ全域に分布しているが減少傾向にある。干潟は 3 箇所分布している。 ●沿岸には数箇所、自然植生が残っており、特に南部において、貴重な植物が数多く見られる。	●湾奥部は生物多様性に欠けるが、湾南部には自然海岸があり、多様な生物が生息している。 ●藻場は湾西部、南部に見られ、干潟は河口部に 3 箇所と人工干潟 2 箇所がある。 ●自然植生度は低い、沿岸南部の一部で自然植生に近い植生が見られる。	
	国立公園・鳥獣保護区等の指定状況	●広範囲にわたって瀬戸内海国立公園に指定されている。 ●仁寿山・家島(姫路市)、相生市日ノ浦、赤穂市坂越地区が鳥獣保護区に指定されている。	●鳴門海峡が瀬戸内海国立公園に指定されている。 ●紀淡海峡が瀬戸内海国立公園に指定されている。 ●保護水面に指定されている箇所が 3 箇所存在する(五色、西淡、南淡)。 ●自然海浜保全地区に指定されている海浜が 3 箇所存在する(久留麻、安乎、厚浜)。	●兵庫県では、尼崎西宮芦屋港の浜甲子園地区が鳥獣保護区域に指定されている。また、西宮地区夙川河口部が鳥獣保護区域に指定されている。 ●大阪府域では、自然海浜保全地区に指定されている海浜が 2 箇所存在する(長松、小島)。	

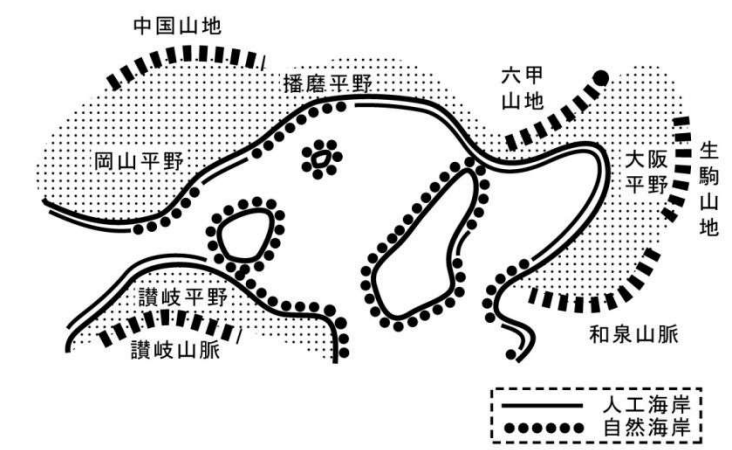




表 1.2.23 播磨沿岸と周辺沿岸の現況特性比較(2/3)

区分	播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備考	
社会的特性	水域利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>西側、東側、南側で、播磨灘、大阪湾、紀伊水道のそれぞれ特色のある利用形態となっている。</li> <li>西側と南側は一部に航路があるが、漁場が広く分布し、東側は明石への対岸航路とともに、漁場も広がっている。</li> <li>沿岸周辺は良好な漁場となっていることから、全体的にみれば水域の利用は漁業活動を中心としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾全体が海上交通と漁業の場であり、輻輳度は非常に高い。特に沿岸部は全体が小型船の航行海域になっている。</li> </ul>		
	レクリエーションの場としての利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>西側では海浜・海水浴場を中心とした自然環境を活かしたレクリエーションが主体、東側では公園・緑地やマリナーが分布する。</li> <li>全体としてみると、自然環境型の海洋性レクリエーション空間となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・緑地・マリナーを主とした都市型レクリエーションとしての利用がなされている。一部、自然環境を活かしたレクリエーション利用もあるが、海浜・海水浴場の少ないのが特徴</li> <li>ただし大阪府域の南部では海浜・海水浴場を中心として、自然環境を活かしたレクリエーションが主になっている。</li> </ul>		
	漁業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁船数、漁業就業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨灘全体の4割以上を占め、漁業活動の中心となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁船数、漁業就業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨灘全体の4割以上を占め、播磨沿岸部とともに漁業活動の中心となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁船数、漁業就業者数、漁業経営体数とも大阪湾播磨灘全体の1割未満となっている。</li> </ul>	
	土地利用(臨海部～内陸部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各平野部の中心都市を核とした市街地を形成(明石、加古川、高砂、姫路)</li> <li>都市の間は農地、山地が大きな空間を占め、地方港湾、漁港、自然海岸を利用した市街地が点在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内陸部は農地、山地が大きな空間を占めており、臨海部は地方港湾、漁港、市街地や集落が点在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪を中心として、広域的市街地が連担。平野部は全て市街地となっている。</li> </ul>	
	土地利用(港湾)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用地が大半(7割)を占め、典型的な工業港として利用がなされている。(港湾計画における土地利用より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾は鋳産品と水産品が主たる品目であり、漁港的利用が中心である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物流・工業系の利用がなされている。一方で都市的利用がなされている。(港湾計画における土地利用より)</li> </ul>	
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次産業就業者の割合が高いものの、第2次産業就業者の割合は他の沿岸部に比較して大きな割合を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の沿岸部に比較して第1次産業が活発であり、第2次産業、第3次産業就業者は他の沿岸部と比較するとやや小さい。(製造品出荷額、年間商品販売額とも播磨灘、淡路、大阪湾各沿岸部全体の1%に満たない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次産業就業者の占める割合が高く、都市型産業構造となっている。</li> <li>第1次産業就業者の割合は各市町とも極めて少ない。</li> </ul>		

表 1.2.24 播磨沿岸と周辺沿岸の現況特性比較(3/3)

区分		播磨沿岸部	淡路沿岸部	大阪湾沿岸部	備考
社会的特性	港湾利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>播磨工業地帯を支える工業港として利用。</li> <li>2018年の年間の貨物取扱量は、姫路港が約3,200万トン、東播磨港が約3,600万トンであるが、外貿貨物量の割合は、姫路港が62%、東播磨港が57%である。</li> <li>近年の取扱貨物量推移では、外貿・内貿ともに減少傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾活動は砂・砂利の取扱いと漁業活動の支援が中心である。他の沿岸部に比べると港湾取扱貨物は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿圏の港湾物流の中心</li> <li>年間の貨物取扱量は、神戸港が約9,500万トン、大阪港が約8,400万トン、堺泉北港が約7,200万トンであるが、外貿貨物量の割合は神戸港が55%、大阪港が43%、堺泉北港が37%である。</li> <li>神戸港の外貿貨物量は平成7年の阪神・淡路大震災で大きく落ち込んだが、現在は震災前を上回っている。</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 国際戦略港湾</li> <li>⊙ 国際拠点港湾</li> <li>○ 重要港湾</li> </ul> </div>
	港湾整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路港では、大型岸壁の整備により一層のコンテナ化への対応が方向性として挙げられている。(姫路港の港湾計画より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも鉱産品、水産品の取扱いに対する施設及び機能充実の方向性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神戸港では今後とも我国を代表する国際貿易港湾として機能を強化するとともに総合的な港湾空間として発展させようとする方向性</li> <li>尼崎西宮芦屋港は、美しくにぎわいのある空間創出や大阪湾再生の先導的役割を担い、活力あふれる、にぎわい・うるおい・憩いの場として創造的な港づくりを進める方向性 (以上、神戸港・尼崎西宮芦屋港の港湾計画より)</li> <li>大阪府域に立地する3港（大阪港・堺泉北港・阪南港）とも“環境創造”が共通のキーワード</li> <li>大阪港は“大阪湾における“国際貿易港として機能を強化させる方向性</li> <li>堺泉北港は多様な機能が調和し、南大阪地域における物流拠点として背後圏の物流効率化や経済活性化に貢献する新しいみなとづくりの方向性</li> <li>阪南港は背後圏の物流需要への対応と利用促進、積極的な自然環境の創造によりみなとを活性化させようとする方向性 (以上、大阪港・堺泉北港・阪南港の港湾計画より)</li> </ul>	

## 1.3 播磨沿岸の長期的なあり方

### 1.3.1 播磨沿岸の長期的な課題

#### (1) 海岸の防護に係る課題

播磨沿岸は、比較的静穏な瀬戸内海に面しているが、台風による高潮や波浪等により、たびたび浸水や越波などの被害を受けてきた。また、既存の海岸保全施設の老朽化や機能の低下も見られ、良好な自然景観や親水空間を保全する観点からも海岸保全施設の改良や機能不足施設等の更新・整備など、防護機能の向上に努めることが重要な課題となっている。加えて、整備済み区間についても施設の多くは今後一斉に老朽化していくことから、更新費用の増加や更新時期の集中が懸念されており、適切な管理により、防護機能の維持に努めることが必要である。

また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震では、津波が防潮堤を越流し、広範囲で浸水被害が生じると想定されている。さらに、近年の台風強大化に伴う高潮被害が懸念されており、これらの被害の軽減が課題となっている。

さらに、海岸には、水門や陸閘など、浸水被害から背後地を防護するために閉鎖操作を要する施設が多数設置されており、高潮や津波などの際にこれらの施設を安全かつ迅速に操作する体制を確立する必要がある。

海岸保全施設には背後地の防護といった防災面だけではなく、周辺環境との調和や快適な利用のための配慮が求められている。また、消波機能を持つ砂浜を保全するには、汀線の状況や土砂の供給源を把握することに努める必要がある。現在は、護岸等の構造物により海岸侵食は抑制されている状況であるが、長期的な保全対策は必要であり、海岸保全施設の適切な管理などによる自然海岸や干潟、人工海浜を含む砂浜の維持が求められている。

一方、高潮や津波等が発生した場合に、人命や財産などへの被害を最小限に抑えるためには、海岸保全施設の整備といったハード面での対応だけでなく、緊急時の避難経路や避難場所の確保、また様々な災害発生時の迅速・適切な情報の収集や発信、地域と協力した防災体制の整備、さらに土地利用の調整などソフト面における対策などが必要である。

加えて、地域住民を中心とした協力体制の確立により、地域住民が一体となって海岸の管理に参加し、また行政と一体となって防災対策に参加・協力できるシステムづくりなどが必要である。

## (2) 環境の整備と保全に係る課題

21世紀は人と自然が共生し、調和のとれた社会づくりが求められている。播磨沿岸は海域が広く瀬戸内海国立公園に指定されておりまた陸域の一部も指定されている等、優れた自然環境・自然景観を形成している。また兵庫県全体の約8割を占める干潟が残っており、多様な生物の生息空間となっている。さらにシバナ群落、ハマゴウ、ハマボウフウ等の海浜植生や沿岸にスダジイ群落、ウバメガシ群落等の貴重種も自生している。このため、多様な生態系を次世代に残す貴重な財産として守り育てていく必要があり、その重要性は極めて高いことから、これらをふまえた海岸づくりを進めていく必要がある。また、現状においては国立公園の優れた景観や天然記念物等の学術上貴重な自然、生態系の重要な生育・生息地が多く、比較的良好な自然環境を保つ沿岸であることから、将来にわたりこのような自然環境を維持していく必要がある。

一方、播磨沿岸の背後地には市街地の集積もあり海岸の環境保全に向けた体験交流、沿岸施設(港湾、漁港、道路、砂浜等)における自然景観の回復を目指した景観対策・環境対策、内陸部からの汚染流入対策など、海・川・山との連携強化を図りながら環境保全を目指すことが必要である。沿岸の環境を守るためには沿岸での環境保全だけでなく、流入河川及びその背後に控える森林の保全育成も、海域のさらなる水質向上や生息環境の確保において必要不可欠と考えられる。このため、海・川・山の各地域の連携、漁業と林業関係者の連携により、流入河川の中・上流域における森林保全等への取り組みを積極的に行うとともに、環境保全機能を有する砂浜などとの相乗効果により、さらなる沿岸の環境保全や景観保全並びに自然回復につなげるべく、森林の保全・育成活動を図ることが必要である。

また、播磨沿岸ではゴミの不法投棄や海浜への車の乗り入れ、貴重種等生態系の生息地内への立ち入りなどによる環境影響への対応など、様々な環境問題に対する適切な対応が求められているところであり、地域住民の参加・協力による海岸環境の保全・保護活動の継続・活性化を進めると共に、施設利用のルールづくりによる規制及び周知徹底を図るなど、行政と地域住民が一体となって管理に参加できるシステムづくりを行い、ソフト面での対策の強化も積極的に推進することが必要である。

以上のような個々の課題に対応することで播磨沿岸の環境レベルを全体として高め、望ましい状態で将来に引継ぐため、残された良好な環境を保全し、環境レベルを維持する必要がある。また、過去の開発によって失われた環境、悪化した環境についてはかつての良好な状態に回復するとともに新たなより良い環境を積極的に創出する必要がある。

### 【参 考】

本計画案における環境関連の用語については、以下のとおりとする。

保全:現在の良好な環境を維持する。(維持に必要な人為的行為も含む)

回復:悪化した環境をかつての良好な状態に戻す。

創出:良好な環境を新たに創り出す。

創造:回復あるいは創出により現状よりも良い環境にする。

### (3) 公衆の適正な利用に係る課題

海辺は多くの人々に親しみやすさや癒しの機会を提供するほか、雄大な自然とのふれあいの場としての魅力を有している。播磨沿岸は現況において港湾活動、漁業活動、海洋性レクリエーション利用等が各地区でなされており今後とも多様な活動と利用が共存可能な海岸を維持していく必要がある。また、歴史的な行事・祭事も数多く残されており、これらは沿岸利用における魅力向上における貴重な資源であり、その保全を支援していくとともに、行事・祭事においては海辺での利用展開も含めて、沿岸の地域が連携して盛り上げていくための協力的体制づくりなどを行っていくことが必要である。

また播磨沿岸の一部には自然海岸・半自然海岸が残っており、自然海岸と活動・利用主体の海岸が混在するという特徴がある。このため、海岸保全施設の整備検討においては、自然環境に配慮しつつ、現在利用が主体となっている海岸では防災面及び利用面からの安全性やアクセス性、利便性・快適性を高め、背後地の開発整備との連携など、地域住民にとっても安全で快適な海岸環境となるよう、機能向上を図ることが必要である。

一方、海水浴場をはじめとして、ゴミの放置問題、港や河川等における放置艇の問題、水上バイクの海浜利用による海水浴客との事故やトラブル発生の危険性等の様々な問題については、現在も地域住民をはじめとするボランティア活動や、注意を促す看板の設置等により対処しているが、さらなる適切な対応が求められているところである。

このため、現在の地域住民等による美化活動の継続・活性化を進めると共に、沿岸施設の利用者や観光客へのマナー啓発を含めたソフト面での対策について、行政と地域住民の参加・協力によるシステムづくりや、ボランティア活動等の住民主体の活動体制の確立を進め、さらなる保全対策の強化を図る必要がある。

現在の海岸利用では、海洋性レクリエーション資源として海水浴場等が中心となっているとともに、海浜部では複数のイベントが開催されているが、海岸利便施設の不足や現有施設の老朽化・機能低下、さらに海岸への安全で快適なアクセスの確保などが求められていることから、海岸施設の利用促進やユニバーサルデザイン化への展開として、高齢者、障がい者、子供等への配慮といった利便性の向上が必要であり、関係機関と調整を図っていく必要がある。

### 1.3.2 播磨沿岸の保全に関する基本理念

播磨沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、播磨沿岸の課題及びその背景を踏まえ、「基本理念」を以下のように設定する。

#### 〈基本理念〉

播磨沿岸は、国際拠点港湾姫路港・重要港湾東播磨港を中心とした播磨臨海部工業地帯が形成され、製紙・紡績・造船・製鉄・機械等めざましい進展を続けてきた。また背後には人口・資産が集中しており、海岸の防護に関する必要性は非常に高い地区となっている。しかしながら、施設の機能不足対策や老朽化対策、さらなる耐震性の向上、高潮被害の対策、侵食対策などの課題が残されていることから、多様な活動や財産を災害から守りこれを将来にわたって継続していくために、人々が安心して快適に生活できる海岸づくりを進めることとする。

一方、播磨沿岸の西部は、瀬戸内海国立公園の一角を占め、瀬戸内海の温暖な気候、変化に富んだ美しい自然海岸、多くの島々の織りなす風光明媚な自然景観に恵まれ、都市部からも近いことから海水浴、釣り、マリンスポーツなどの海洋性レクリエーションが広く行われている。また古い街並みや史跡などの地域固有の歴史が今も息づいた、文化の香り高い地域を形成しており観光レクリエーションとしての要素が豊富な地区となっている。したがってこれら貴重な環境・景観を守り、さらに良好な環境の回復を目指す海岸づくりを進めることとする。

このように播磨沿岸は、多様な活動が営まれ、かつ多彩な様相を呈しており、今後ともこれらの豊かな自然・景観・環境・産業空間がそれぞれ個性ある海岸線として互いに個性を発揮しながら、播磨沿岸全体として複合機能が調和した海岸づくりを進めていくものとする。

また播磨沿岸は、古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たしてきた瀬戸内海に面し、海を活用し、海の文化とともに発展してきた地域であり、今後とも地域住民及び来訪者が海を身近に感じ、また海の文化を感じることでできる空間の提供を目指すものとする。また古来より常に我国の政治・経済・社会・文化の諸分野にわたって常に先進的な地位を示してきた瀬戸内海地域に位置することからその進取的気風を次世代に継承することが必要である。そのため播磨沿岸全域を通じて人と海が触れ合うことのでき、海の恵みと海の文化を感じることができる「なぎさネットワーク」づくりを進め、いにしへの「なぎさ」への回帰を可能とする海岸づくりを進めることとする。

■ 海岸現状及び他の沿岸区分との比較を通じての播磨沿岸の特性

- ・ 海域、陸域に余裕があり、活用の余地（利用の可能性）が残されている
- ・ 降水量が少なく野外活動に適している。またレクリエーション施設もバランス良く立地し、海洋性レクリエーションも多く行われている
- ・ 海域が、広く瀬戸内海国立公園に指定されている他、歴史的施設等も多く立地し、風光明媚な土地柄である（海水浴場も多い）
- ・ 海域利用は漁業を中心としており、鹿ノ瀬等の主要な漁場が分布している。一方、大阪湾と比較すると海域利用の輻輳度は低い（大阪湾は海上交通と漁業が輻輳している）
- ・ 姫路港～東播磨港にかけては工業港としての性格が強く臨海部は工業用地が大半を占める
- ・ 阪神都市圏の拡大を主に工業面で受けてきた経緯があり、現在製造品出荷額のシェアは阪神沿岸より大きい
- ・ 港湾機能（特に物流機能）は大阪湾の各港と比較すると小さい（貨物量が少ない）。港湾計画においても今後とも背後圏の物流拠点として機能を拡充する方向性
- ・ 南海トラフ地震に対する備えとして、ハード、ソフト面からの総合的な防災対策が必要とされている

■ 播磨沿岸の歴史的発展の経緯

播磨沿岸を含む瀬戸内海地域は、古来我国の政治・経済・社会・文化の諸分野にわたって常に先進的な地位を示してきたところである。瀬戸内海の 1/6 の海域面積を有する播磨灘の今後を考える時、瀬戸内海との歴史的・文化的繋がりを無視することはできない。

瀬戸内海の歴史・文化の流れの中からこれまでの海域利用の流れを整理すると以下の 2 点が挙げられる。

① 先進・技術産業地域

- ・ 瀬戸内海地域が我国の歴史・文化に果たしてきた役割の中で特筆すべきものは水運を背景とした先進技術産業地域としての役割であろう（古くは海岸埋立による新田開発、近年では原材料輸入に対応した臨海コンビナート等）

② 海の文化

- ・ 瀬戸内海は古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たしており、これが内海水運の発展を促進し、港町を中心に海に関わる技術・文化を育んできたといえる
  - 1) 瀬戸内海の沿岸及び各島に残存する国宝級の神社・仏閣と多くの祭り
  - 2) 瀬戸内海独自の漁業技術の発展（島付漁業等）
  - 3) 運航技術を基にした造船、船大工技術

■ 【播磨臨海部利用計画（H3，兵庫県）】における整備理念・目標

～瀬戸内地域の窓口として、人と海との調和ある発展をリードする、環播磨灘圏の形成～

- ① 都市部と自然空間（多島海）の連絡部に位置するという立地特性を活かす
- ② 豊かな海域・陸域の自然と沿岸都市との調和を目指す
- ③ 環播磨灘圏の形成に向けて地域特性（ブロック）に応じた活用を図る

■ 播磨沿岸の長期的なあり方（基本理念）  
(基本理念)

播磨沿岸は、多様な活動が営まれ、かつ多彩な様相を呈しており、今後ともこれらの豊かな自然・景観・環境・産業空間がそれぞれ個性ある海岸線として互いに個性を發揮しながら、沿岸全体として複合機能が調和した海岸づくりを進めていくものとする。

また播磨沿岸は、古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たしてきた瀬戸内海に面し、海を活用し、海の文化とともに発展してきた地域であり、今後とも地域住民及び来訪者が海を身近に感じ、また海の文化を感じることでできる空間の提供を目指すものとする。そのため、沿岸全域を通じて人と海が触れ合うことのできる「なぎさネットワーク」づくりを進め、いにしへの「なぎさ」への回帰を可能とする海岸づくりを進めるものとする。

(テーマ)

古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たし、海を活用し、海から授かった文化とともに発展してきたそして現在は多種多様な顔を持ち、多彩な様相を呈する

**海の恵みと海の文化を感じつつ  
人・まち・自然が調和した「なぎさ」への回帰**

### 1.3.3 播磨沿岸の保全に関する基本方針

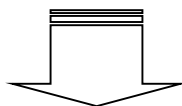
前項の基本理念を受け、播磨沿岸の保全に関する基本的な方針を次のように設定する。

<基本方針>

#### (総合的方針)

##### **多種多様な個性の尊重と調和による更なる活力の向上を目指した海岸づくり**

- 播磨沿岸に複数存在する港湾・漁港、あるいは良好な自然環境やレクリエーション施設等の機能を維持・保全し、かつより利用・活動が促進されることにより、沿岸全体が活気に満ちた状況を目指した海岸づくりを進める。また播磨沿岸は海域が広く瀬戸内海国立公園に指定されており風光明媚な自然景観に恵まれ、かつ天然記念物等の貴重種が生息する貴重な自然環境を有しているため、この保全に努めるとともに、我国をあらゆる面にわたって先導してきた地域の進取的気風や歴史・文化資源の保全と継承を目指す海岸づくりを進める。



#### (個別の方針)

##### <防護>

##### ■ 多様な活動や地域の財産を護り人々が安全で快適に生活できる海岸づくりを行う

- 静穏な瀬戸内海に面するため軽視しがちな災害に対する危機感を再度高めるための啓蒙を実践するとともに、多様な活動や地域の財産を災害から守りこれを将来にわたって継続していくために、人々が安心して快適に生活できる海岸づくりを進める。

##### <環境>

##### ■ 貴重な自然環境・景観を守り、さらに良好な環境の回復を目指す海岸づくりを進める

- 播磨沿岸の貴重な生態系や植生、また自然が演出する優れた海岸景観を保全し、次世代へ継承するとともに、さらに沿岸全体としての環境レベルを高める海岸づくりを進める。

##### <利用>

##### ■ 「なぎさネットワーク」づくりを進め沿岸全域にわたって海辺の暮らしや遊びを楽しめる海岸づくりを進める

- 瀬戸内海の自然と恵みを大切にしつつ、海辺の生活環境の保全に努めるとともに、全域にわたって人々が海に近づくことができ海を身近に感じることができる「なぎさネットワーク」づくりを進める。また利用者への適正なルールづくり等、適正な利用を目指したソフト面の対策も推進する。

##### <防護・環境・利用>

##### ■ 地域と一体となった海岸づくりを進める

- 緊急時における適正な対応を図るため、地域住民と行政が一体となって協力する体制づくりとともに、迅速な情報提供や避難誘導など、ソフト面での対策を強化し、安全性の向上を推進する。また環境面や利用面の対策（ルールづくりなど）も地域と一体となって取り組む。



播磨沿岸の長期的なあり方と保全に関する基本的な方針のまとめ

(基本理念)

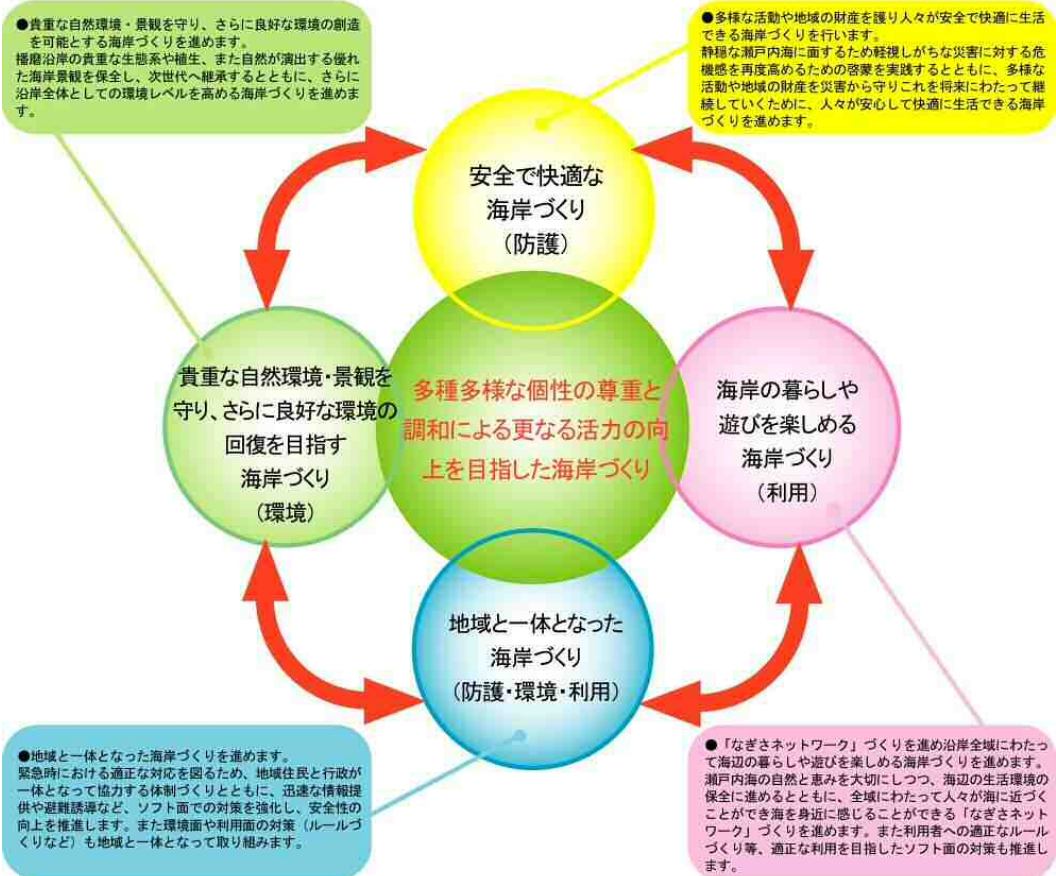
播磨沿岸は、多様な活動が営まれ、かつ多彩な様相を呈しており、今後ともこれらの豊かな自然・景観・環境・産業空間がそれぞれ個性ある海岸線として互いに個性を発揮しながら、沿岸全体として複合機能が調和した海岸づくりを進めていくものとする。

また播磨沿岸は、古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たしてきた瀬戸内海に面し、海を活用し、海の文化とともに発展してきた地域であり、今後とも地域住民及び来訪者が海を身近に感じ、また海の文化を感じることで空間の提供を目指すものとする。そのため、沿岸全域を通じて人と海が触れ合うことのできる「なぎさネットワーク」づくりを進め、いにしへの「なぎさ」への回帰を可能とする海岸づくりを進めることとする。

(テーマ)

古来より大陸文化導入の大動脈の役割を果たし  
海を活用し、海から授かった文化とともに発展してきた  
そして現在は多種多様な顔を持ち、多彩な様相を呈する

海の恵みと海の文化を感じつつ  
人・まち・自然が調和した「なぎさ」への回帰



## 2. 海岸の防護に関する事項

国が定めた海岸保全基本方針に基づき、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護目標及びこれを達成するため実施しようとする施策の内容を定める。

播磨沿岸は瀬戸内海に面し、我国有数の静穏海域に位置している。このため、災害に対して軽視しがちであるが、今後とも災害の発生を防止し、より安全な海岸づくりを進める必要がある。

### 2.1 海岸の防護の目標

#### 2.1.1 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備・改良されない場合に、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が予想される、以下の地域とする。

##### ●高潮からの防護

防護水準として設定した潮位及び波浪が発生した場合の浸水区域とする。

##### ●津波からの防護

南海トラフで発生する地震により、概ね100年に一回程度の頻度で発生する津波による浸水区域とする。

##### ●侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響範囲とする。

#### 2.1.2 防護水準

##### ●高潮・波浪に対する防護水準

高潮や越波などによる浸水被害からの防護については、背後地の重要度等に応じ、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、近年勢力を増している台風による高波等を考慮に入れた推算波浪の影響を加えて、これらに対して防護することを目標とする。

##### ●津波に対する防護水準

津波による浸水被害からの防護については、南海トラフで発生する地震による津波を対象として、発生頻度を踏まえた二つのレベルの津波を想定し、これらに対する防護目標を設定する。

###### 【レベル1津波】

概ね100年に1回程度の比較的発生頻度の高い津波に対して、原則として津波の越流を防ぐ。

###### 【レベル2津波】

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の粘り強い構造への補強等により、浸水被害を軽減する。

●侵食に対する防護水準

侵食による被害からの防護については、現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする。

播磨沿岸における防護水準は、表 2.1.1、表 2.1.2 のとおりとする。

表 2.1.1 高潮・波浪、侵食に関する防護水準

市町村	地区	防護水準				侵食
		潮位 (設計高潮位)	推算 地点	高潮		
				沖波		
				Ho(波高)		
To(周期)						
		30年確率波	50年確率波			
赤穂市	福浦 赤穂本港	T.P.+ 2.65m	①	Ho=5.4m To=9.5s	Ho=6.0m To=10.2s	現状の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
	御崎		①	Ho=5.4m To=9.5s	Ho=6.0m To=10.2s	
	坂越		②	Ho=3.7m To=7.5s	Ho=4.2m To=8.1s	
相生市	相生					
たつの市 (御津町)	御津		⑤	Ho=3.9m To=7.8s	Ho=4.3m To=8.2s	
姫路市 (家島町)	家島	T.P.+ 2.40m	⑥	Ho=5.1m To=9.2s	Ho=5.6m To=9.8s	
姫路市	姫路西部	T.P.+ 2.65m	⑨	Ho=4.9m To=9.0s	Ho=5.5m To=9.7s	
	姫路東部		⑩	Ho=4.7m To=8.7s	Ho=5.3m To=9.4s	
高砂市	高砂	T.P.+ 2.65m	⑪	Ho=4.6m To=8.6s	Ho=5.1m To=9.2s	
加古川市	加古川		⑫	Ho=4.3m To=8.2s	Ho=4.8m To=8.8s	
播磨町	播磨・二見		⑬	Ho=3.3m To=7.1s	Ho=3.6m To=7.4s	
明石市	明石西部	T.P.+ 2.65m	⑬	Ho=3.3m To=7.1s	Ho=3.6m To=7.4s	
	明石川河口 明石港	T.P.+ 2.80m	⑮	Ho=3.1m To=6.8s	Ho=3.3m To=6.9s	
	明石海峡		⑮	Ho=3.1m To=6.8s	Ho=3.3m To=6.9s	

※沖波推算地点は代表地点としているため、対象施設毎に適切な沖波を選定する。

※波高及び周期は代表地点における最大値を記載。

出典:設計高潮位:土木技術管理規程集 平成24年(兵庫県県土整備部)

出典:波浪:港第1324号 令和2年3月31日通知文

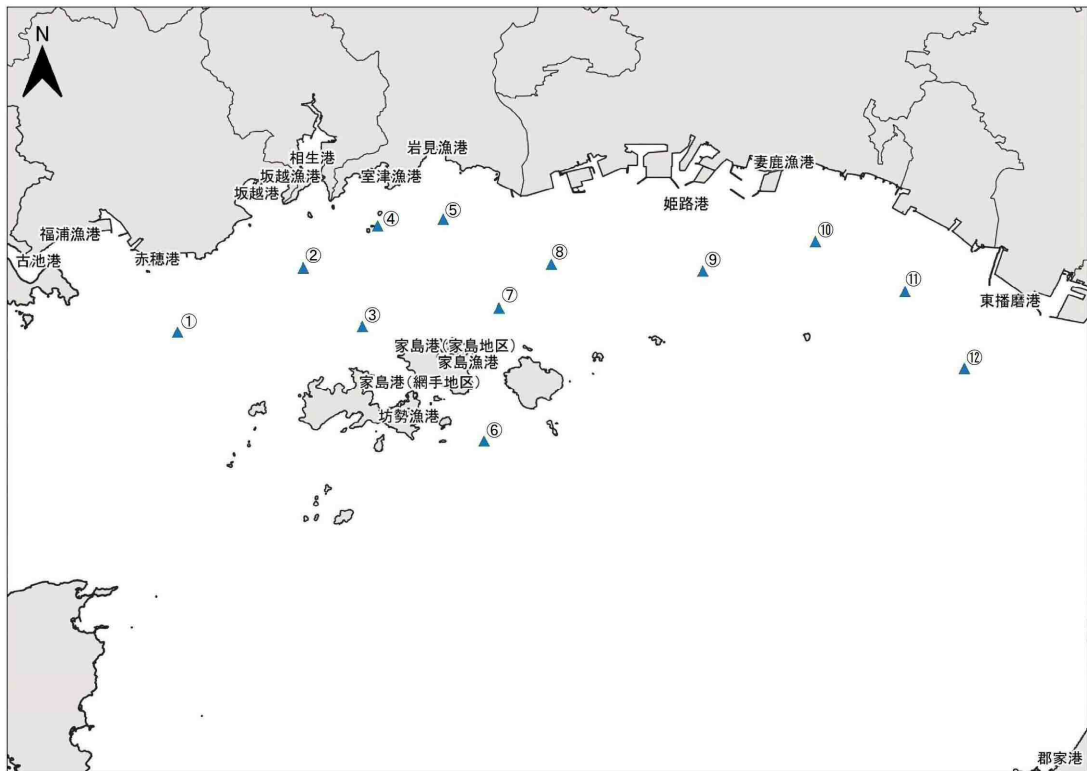


図 2.1.1 沖波推算地点位置図（播磨沿岸西部～中部）

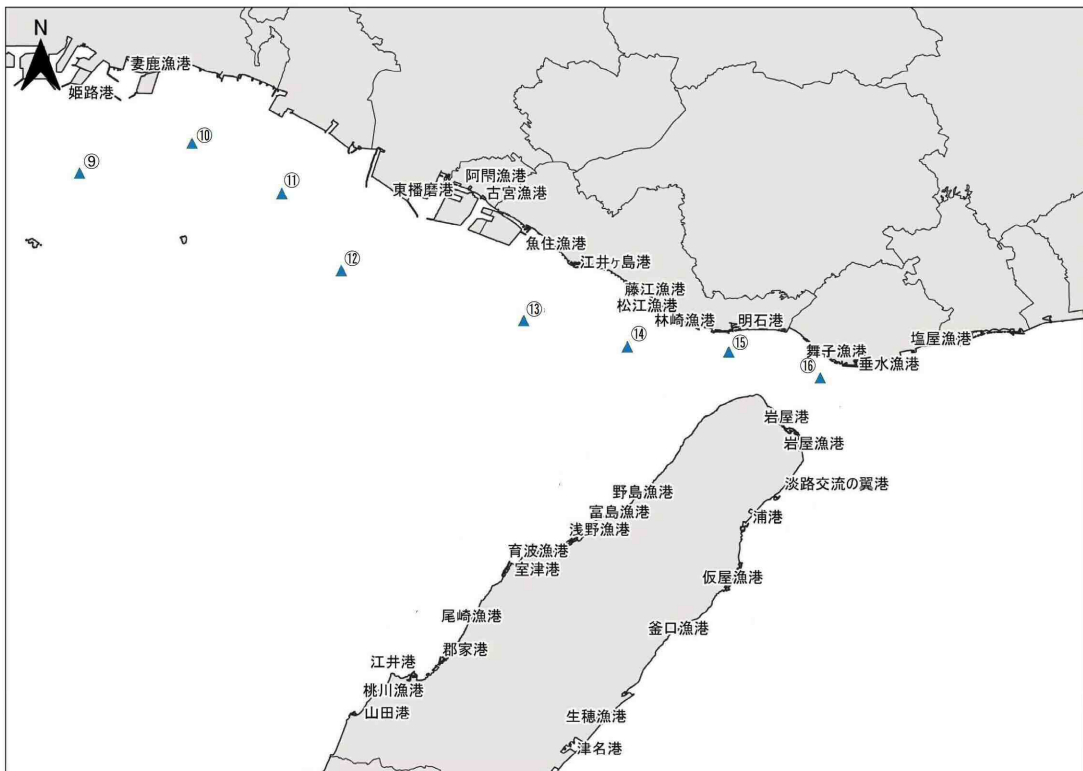


図 2.1.2 沖波推算地点位置図（播磨沿岸東部・淡路沿岸北部）

出典：波浪：土木技術管理規程集 令和2年（兵庫県県土整備部）

表 2.1.2 津波に関する防護水準

地域海岸名	市町名	設計津波	
		対象地震	設計津波の水位※ (レベル1津波)
播磨地域海岸①	赤穂市	想定 安政南海地震	T.P.+1.1~2.5m
	相生市		
	たつの市		
	姫路市 (本州沿岸域)		
	高砂市		
	加古川市		
	播磨町		
	明石市		
播磨地域海岸②	姫路市 (家島沿岸域)	想定 安政南海地震	T.P.+1.2~1.3m

※地域海岸内での最大値及び最小値を記載。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
〔測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 518〕

図 2.1.3 地域海岸の設定状況

## 2.2 防護の目標を達成するための施策

### 2.2.1 地域を守る安全な海岸の整備

播磨沿岸は、多種多様な利用形態(漁港・港湾・工業・海洋性レクリエーション等)を有する一方で、海域が広く瀬戸内海国立公園に指定される等、非常に風光明媚な土地柄といえる。

また、室津七曲りに代表されるように自然・半自然海岸が連続している箇所も多く自然が演出する良好な景観を形成している。これに加えて規模で県下の大半を占める干潟が残っており、貴重種等も沿岸に複数存在する。

播磨沿岸は、比較的静穏な瀬戸内海に面しているが、台風の高潮・波浪等により、たびたび浸水等の被害を受けてきている。このような被害を防止するため、防潮堤の整備や嵩上げ、改良等を進める。また、高潮時の内水排除のため、排水施設の更新や適切な維持・補修を実施する。

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震による津波に対しては、発生頻度を踏まえた二つのレベルの津波に対し、想定される被害の特性に応じた対策を講じることとする。まず、レベル1津波に対しては、津波の越流を防ぐことを基本として、防潮堤の整備・補強に加え、陸閘等を迅速かつ確実に閉鎖するための電動化等を進める。さらに、レベル2津波に対しては、津波が越流した場合でも施設機能をできる限り維持し浸水被害を軽減できるよう、防潮堤等のねばり強い構造への補強等を実施する。

また、高潮・波浪や津波等に対し、海岸保全施設がその防護効果を発揮するには、施設の健全性が不可欠であるため、適切な時期に調査・点検を行うとともに、この結果を踏まえ、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な施設の維持・更新を行う。

水門や陸閘等の閉鎖施設については、適切な維持・補修に加え、高潮・津波などの災害時に安全・迅速な対応ができるよう、操作規則等に基づく平常時の操作訓練を行うほか、集中管理システムの導入等を検討する。

また、自然海岸や砂浜、干潟が形成されているところでは、長期的な侵食対策に努める。なお、このような貴重な自然海岸等を有する地域では、海岸整備による景観や環境への影響を最小限にとどめるため、関係機関と十分な調整を図る。

さらに今後の施設整備を進めるにあたっては、潮流、波浪など自然条件に配慮し自然環境に悪影響を及ぼさないように努め、突堤、潜堤や養浜、階段護岸などを組み合わせて複数の施設が一体となって海岸を守る、面的防護方式の採用も検討する。

将来、沿岸の土地利用転換にともない、新たな海岸防護施設の整備が必要となる場合、土地利用との調和のとれた防護方式等を検討し、適切な施設整備を図っていく。

### 2.2.2 地域住民と一体となった防災対策

人口、資産の集積がある播磨沿岸では、ひとたび高潮・津波等の災害が発生すると、広範な地域で甚大な被害を生じる可能性が高い。したがって、海岸保全施設の整備だけでなく、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の対応方法の周知徹底、避難誘導の方法やルート調整、迅速・適切な情報の収集、発信などのソフト面での対策も必要である。

また、地域住民と一体となった防災活動の体制づくりや防災意識の高揚及び知識の普及などを進め、さらなる安全性の向上に努める。

さらに、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震に対しては、最大クラスの津波を想定し、避難誘導體制の整備などを進めていくこととする。

海岸保全施設の日常的な点検や維持管理については、施設の機能維持と安全性を重視した点検を行うとともに、老朽化の著しい施設を監視するためのシステムづくりや、損壊や異常個所の早期発見・補修・改修等が図れるよう施設の総合管理システムづくりなどの対策を検討し、迅速で適正な対策を講じることができるよう努める。

より安全なくらしとまちを守るために、今後さらに、施設の日常監視などで、播磨沿岸の地域住民、各市町とより緊密に一体的な連携を強化していく。

### 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

#### 3.1 海岸環境の整備及び保全のための施策

##### 3.1.1 海岸生態系の保全

播磨沿岸は海域が広く瀬戸内海国立公園に指定されており、優れた自然環境を形成している。また、兵庫県全体の約8割を占めている干潟が残っており、多様な生物の生息空間となっている。さらにシバナ群落、ハマゴウ、ハマボウフウ等の海浜植生等も自生している。

こうした豊かで貴重な自然環境はこわれやすく、その回復には長時間を要し、景観の回復は困難となることが多いため、今後ともその保全には万全を期していく。また生命の源となる水の浄化に対しても、自然海岸の果たす役割は大きく、人と自然とが今後とも共存していくために、こうした水辺の自然環境を損なうことなく保全していくものとする。

一方、播磨沿岸は、漁業等の主要産業にとってもかけがえのない貴重な空間であり、環境の創出及び回復を含めた環境創造と保全に努めていくものとする。特に藻場や海岸林、磯場・岩場の保全や回復は水産資源を守り育て、漁場環境の保全と栽培漁業にも有効であることから、地域住民の協力を得つつ、観光客等来訪者のマナー啓発を含めた積極的な保全対策を進める。

また、突発的な油流出事故といった環境災害への対応をはじめ、海岸環境の情報収集・整理・分析・公開等の定期的な実施による、播磨沿岸の環境情報の共有化と、これを将来にわたり継続して管理し、守り育てていくことが重要であり、地域住民が参加しやすいシステムづくりや環境教育の充実により、住民全体の協力体制の確立や組織づくりに寄与するとともに、今後の海岸整備においては、生息地として重要な砂浜等の環境調査を行うなど、生態系保全活動を推進する。

なお、海岸保全施設の整備に際しては、生態系の持つ水質浄化機能を活かすことが可能な砂浜や礫浜の保全・回復に向けて配慮するとともに、人工構造物の整備に際して生態系の保全や共生に向けた構造・材質等への配慮、さらに自然環境保全からの視点として環境情報の十分な収集を行うなど、その調整・研究開発などについても取り組んでいく。

##### 3.1.2 陸域生態系の保全

播磨沿岸では、国の天然記念物に指定されている生島樹林をはじめとして、沿岸(陸域)にスダジイ群落、ウバメガシ群落等の貴重種が自生している。

このため、海岸の整備においてはビオトープや自然環境保全からの視点として環境情報の十分な収集、生物の多様性を考慮した植生を施す手法など、事前の詳細な調査・研究に努めると共に、各種事業に際しての環境保全対策の確立を目指していくなかで、沿岸に分布するスダジイ群落などの植生については群落一体となった面的な保全に努める。また先述の海域生態系のうち海浜植生については海岸ごとに拠点を設定し柵を設けて人の進入を制限するといった生息地内立入規制や、マナー向上を図る啓発活動、地域住民の参加による保護教育と保全活動の推進などにより、地域住民が主体となって長期的・継続的に保全対策を進めていく様、要請していく。

また、沿岸においては播磨特有の自然景観が損なわれることのないように、適正な保全に努める。このため、場合によっては、保全すべき区域の拡大を視野に入れた保全対策及び管理体制の確立を推進する。



### 3.1.3 沿岸の景観の保全

砂浜は防災上の機能に加え、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であり、人と海とのふれあいの場として、また、海水浄化の場としても重要な役割を果たしている。このため、砂浜の保全と回復については、優れた海岸景観が損なわれることのないように、自然環境にも配慮した整備を行う。また、播磨沿岸に複数存在する干潟についても生物生息空間としての機能に加えて海岸景観の貴重な構成要素といえ、砂浜と同様に保全を行う。

なお、一連の沿岸における土砂のバランスを回復させる観点から、河川や海岸で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を行う等、播磨特有の豊かで多様な自然環境と景観の保全及び創造を図り、将来にその姿を伝えていくものとする。

また、砂浜への車両の乗り入れやゴミの放置といった問題に対しては海岸利用のルールづくりや規制の強化を進める。特に海岸の利便性の向上を図る際には、利用者が増加し、ゴミなどにより景観が損なわれることがないように努めることとする。一方、播磨沿岸で見受けられる漂着ゴミや浮遊ゴミについても景観を阻害する大きな要素といえ、地域住民の協力を得ながら定期的に除去する等の対策に努める。これらの具体的推進にあたっては地域の海岸愛護の活動を促す環境教育などを進めながら、地域住民との連携をより緊密にしていくとともに、愛護活動の人材を育成し、より適切な管理体制の確立に寄与するものとする。

播磨沿岸は現状でも団体等による清掃活動が実施されている箇所が複数存在し、環境上(維持管理上)のポテンシャルは高いため、積極的な展開による実現の可能性は高いと考えられる。

### 3.1.4 積極的な環境の保全

播磨沿岸の環境レベルを全体として高め、望ましい状態で将来の世代に引き継ぐため、残された良好な環境を保全し、環境レベルを維持することに努める。また、過去の開発によって失われた環境、悪化した環境については、かつての良好な状態に回復するとともに、新たなより良い環境の積極的な創出に努める。併せて、適切な利用、維持管理を図り、環境レベルの維持・向上に努めるものとする。

今までの防護を優先して進めてきた施設整備のあり方から、さらに環境への負担低減など自然への配慮を行いつつ、循環型社会の形成に努めていく。

一方、沿岸における環境保全・創造を進めるためには、海と陸を一体的な空間として捉えることが不可欠であり、海域、海岸線、河口や河川等における管理区分や行政界等の既成の枠組みを越えた、広域的・総合的な取り組みを目指す。



【夜間の脱出状況】



【夕方の脱出状況】

(大海原へ旅立っていく子ガメ～東播海岸～)

出典:明石市

## 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

### 4.1 公衆の適正な利用を促進するための施策

#### 4.1.1 歴史・文化資源の保全

播磨沿岸では、古来より瀬戸内海の大動脈として機能してきたことから、まちの歴史や人々の暮らしを示す数多くの文化を有している。しかし、こうした豊かな文化は壊れるとその復元は困難となることが多い。歴史的風土の継承は播磨沿岸において、生活環境はもとより、漁業や観光、レクリエーションなどの主要産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを提供する存在として重要である。このため、今後の海岸保全施設の整備では、海岸や港に残る希少な歴史資源を極力活かすとともに、背後地に残る歴史や文化遺産などに関連づけることにより、その地域特有の海辺の変遷が追認できるような配慮を行う。また、播磨沿岸の各市町が海との関係が深い行事・祭事をはじめ、播磨沿岸各地で行われるイベント等を協力して盛り上げていくための体制づくり等を支援していく。

#### 4.1.2 利用を促進すべきエリアの明確化となぎさの再生

播磨沿岸は現況において港湾利用、漁業利用、海洋性レクリエーション利用等が各地区でなされており、今後とも多様な利用が共存可能な海岸の維持に努める。そのため、新規に利用を考える場合は現状の利用状況を十分に把握するとともに関係者相互の調整・協議を行い、適正な利用を図るとともに、播磨沿岸全体のバランスを考慮の上、今後は、利用を促進すべきエリア、保全するエリア等の明確化を図る。

また現状で企業が占有しており市民が水際線に近づけない箇所についても播磨沿岸全体のバランスを考慮の上、人と海が豊かにふれ合える「なぎさ」の再生を目指して現状でパブリックアクセスを確保する等の施策を積極的に推進するものとする。

#### 4.1.3 利用者へのルールづくりと適正な利用を促す施設整備の推進

沿岸における利用者によるゴミの放置問題や、内陸部における環境の悪化が河川水系を通じて沿岸に至るといった美化問題は、沿岸のみならず内陸部を含めた問題であり、迅速な対応・対策が必要となる。このため、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、来訪者等を含めて、参加しやすいシステムづくりを進め、継続的な美しい海岸づくりに努めるとともに、住民参加による維持管理においても継続的な実施に努めることとする。

また、海辺の定期調査やモニター活動といった海岸監視のシステムづくりや、地域住民や子供たちにもわかりやすい環境教育の実施、里海・里浜インストラクター等の人材育成、さらには海岸愛護を促すための海の自然体験学習といった実体験を行う環境教育など、長期的な視野に立った活動や、その活動を支えるためのシステムづくりを進めるなど、地域連携をより深めるための積極的な保全・教育活動の展開に努める。

さらに、県や各市町及び関係団体による新たな体制・組織づくりを積極的に要請し、各市町の広報活動や協議会等を通じて、播磨沿岸と内陸部との連携及び一体化による組織的な美化活動の展開を早期に図るべく具体化を図り、また、播磨沿岸に位置する施設の利用者や観光客へのマナー啓発をさらに進めると共に、美化活動の状況を広く知らしめ、協力を積極的に呼びかけていくように努める。

また、現状において顕在化している海岸への自動車でのアクセスによる迷惑駐車・騒音問題への対策を図るべくルールづくりと、またこれに加えて適正な利用を促す施設整備を推進することとする。

#### 4.1.4 海岸利用の利便性向上

安全で快適な海辺へのパブリックアクセスの確保として、高齢者、障がい者、子供等も日常生活の中で海辺に安全に近づくことができ、自然とふれあえるように配慮する必要がある。このため、人と海がふれあえる拠点づくりや、海辺の緑地や公園を利用し「みち」として繋ぐことにより、より多機能な憩いの海辺空間づくりを推進する。さらに、関係機関と協力しつつ利便施設のユニバーサルデザイン化を推進し、海岸利用のより一層の利便性向上を図るなど、瀬戸内なぎさ回廊づくりによる海辺のネットワーク形成を推進する。また、幹線道路から海岸に容易にアクセスできるように、わかりやすい標識等による案内表示や、老朽化や汚損している海岸施設の改善等が求められていることから、関係機関と協力しつつ総合的な対策を検討していくとともに、利用者への安全性に配慮した施設整備と管理を行う。

#### 4.1.5 背後市町の意向及びプロジェクトとの調整

海岸の利用促進を図る上では、背後市町の意向を積極的に取り入れることが必要といえる。また、意向の取り入れ方については、播磨沿岸全体のバランスを考慮の上、適正な利用を可能とするものでなければならないため、その対応を図ることとする。

一方、背後市町におけるプロジェクトについても海岸整備に関係ある内容については考慮し、調整・整合のとれた利用を検討することが必要であり、特に施設の構造については、プロジェクトとの十分な整合に努めることとする。

#### 4.1.6 「環境型利用」への転換

播磨沿岸においてこれまで一律的、画一的な改変・開発が進められてきた結果、水質・底質の悪化、生物多様性の低下、自然景観の消失等の環境悪化を招いてきた。今後は、このような沿岸の自然に一方向的に影響を及ぼす「従来型の利用」から、現状よりも環境レベルを下げない、むしろより良い状態を取り戻しながら利用を進めるといった利用、生物との共生、環境への負荷が少ない循環を基本とした「環境型利用」への転換に努める。

また、環境型利用を進めることによって、環境に関連する新たな産業や活動が生み出される条件を整え、播磨沿岸に新たな活気を起こすことを目指す。



(地域住民による自発的な清掃活動～東播海岸～)

## 5. 地区毎の特性の明確化と整備の方向

### 5.1 沿岸の地区区分

播磨沿岸は海岸線延長が約 283km と長く、それぞれ異なった特徴を有していることから、先に示した基本理念、基本方針を具体化するため、15 の地区に分割し、具体的施策を示す。

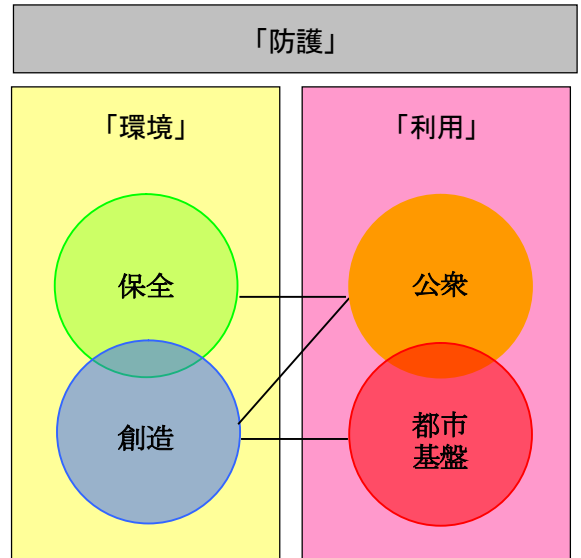
5.3 に地区区分を示すが、地区区分にあたっては、現況特性に加えて地形的な区分(河川、山地等)、環境保全及び利用における各資源及び施設の分布状況、関連諸計画における地区区分、行政界(平常時のまとまり)等を考慮し、連続性、一体性のある区域を選定し設定した。

## 5.2 エリア特性の区分の考え方

海岸保全の目的は、大きく「防護」「環境」「利用」の3つに分類されているが、播磨沿岸においては安全な海岸の整備(防護)を第一とし、環境、利用面に配慮しながら相互の調和を図るものとしている。

環境面では主に残された貴重な自然環境の保全、失われた自然環境の回復・創出、利用面では公衆が楽しみ利用できる海岸づくり、都市、産業、港湾、漁港など都市基盤利用と公衆利用の調和をそれぞれ目指している。

播磨沿岸を大別するエリア区分の考え方は「防護」は全てのゾーンで共通して対応していくものとし、エリアの特性を「環境」と「利用」で示す。播磨沿岸は大きく分けると環境保全と公衆利用、環境創造と公衆利用、環境創造と都市基盤利用の3つに区分できる。



エリア特性の名称	組立	基本的な海岸づくりの方向	各エリアのイメージ(現況)
A.環境保全・親しみエリア	環境保全 + 公衆利用	貴重な自然環境を保全していくとともに海の体験や自然観察、学習の機会を創出していく	～美しい波紋が特徴の新舞子海岸～ 
B.環境創造・楽しみエリア	環境創造 + 公衆利用	自然環境に配慮しつつ、地域特性を生かした環境を回復・創出し、レクリエーション・レジャーなど海を楽しむことのできる海岸づくりを目指す	～東播海岸における「いきいき・海の子・浜づくり事業」～ 
C.環境創造・活性化エリア	環境創造 + 都市基盤利用	都市、産業、港湾などの機能が集積しており、自然環境の回復・創出や景観にも配慮しつつ、都市基盤利用と公衆利用の調和を図り、魅力ある海岸づくりを目指す	～姫路港～ 

### 5.3 地区区分とエリア特性

【西播磨臨海】

[赤穂市]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
福浦	A. 環境保全・親しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・半自然海岸が連続している。</li> <li>海岸堤防の一部未改修区間において老朽化が進んでいる(福浦)。</li> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸の改良が必要である(福浦)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の水際線が残されている。</li> <li>海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古池港、福浦漁港がある。</li> </ul>
赤穂本港	C. 環境創造・活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸の改良が必要である(鷗和)。</li> <li>南海トラフ地震に対する耐津波対策が必要である(鷗和)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鷗和、加里屋地区には工業地帯があり、市民が近づくことのできない空間となっている。</li> </ul>
御崎	A. 環境保全・親しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・半自然海岸が連続している。</li> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸の改良が必要である(御崎)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の水際線が残されている。</li> <li>千種川河口には干潟が分布し、貴重な環境空間を形成している。</li> <li>団体等による清掃活動が実施されており、環境上(維持管理上)のポテンシャルが高い。</li> <li>海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水浴、イベント等に利用されており、現況で海洋性レクリエーションの拠点となっている。</li> <li>千種川河口部においてヘドロの堆積が著しく、浚渫が望まれている。</li> </ul>
坂越	A. 環境保全・親しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸の改良が必要である(坂越港海岸)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の水際線が残されている。</li> <li>生島樹林は国の天然記念物に指定されている他、坂越・生島とも貴重種が自生している(コジイ群落・スダジイ群落)。</li> <li>海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親水護岸が整備されており利用上のポテンシャルは高い。</li> <li>現況で祭り等のイベントに利用されている。</li> </ul>

[相生市]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
相生	C. 環境創造・活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水機場の老朽化が著しい(旭)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>釜崎・金ヶ崎は国立公園に指定されており、市は積極的に保全に努めている。また海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> <li>貴重種であるシバナ群落・ウバメガシ群落が自生している(那波)。</li> <li>干潟が分布している(野瀬)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の占有的利用がなされており、海岸線に近づけない。</li> <li>ペーロン護岸が整備され散策及び休憩等が可能な憩いの空間を形成している(旭)。</li> <li>潮干狩り等が実施されている(野瀬)。</li> <li>釣り等が実施されており、貴重なレクリエーション空間を形成している(鯛浜)。</li> </ul>

[たつの市(御津町)]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
御津	A. 環境保全・親しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・半自然海岸が連続している。</li> <li>砂浜の侵食が著しく市からも養浜の整備や侵食防止の要望も出されている(殿浜、新舞子)。</li> <li>護岸の老朽化が進んでいる(成山新田、殿浜)。</li> <li>樋管ゲートの老朽化が進んでいる(室津)。</li> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸の改良が必要である。</li> <li>南海トラフ地震に対する耐津波対策が必要である(殿浜)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の水際線が残されている。</li> <li>金ヶ崎、室津漁港周辺は国立公園に指定されている。また海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> <li>背後には綾部山梅林・岩見梅林がある。</li> <li>風光明媚な室津七曲りがある。</li> <li>干潟が分布しており、危急種であるミサゴの飛来も見られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>室津漁港は歴史的に避難港としての役割を果たしている。</li> <li>潮干狩り、海水浴・磯遊び等に利用され、海洋性レクリエーションの拠点になっている。</li> </ul>



【家島諸島】

[姫路市(家島町)]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
家島	A. 環境保全・親しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂の移動が著しい状況である（清水の浜）。</li> <li>自然・半自然海岸が連続している。</li> <li>市より高潮対策事業の一環として胸壁、排水機場、陸閘、護岸新設の要請がある（家島及び坊勢）。</li> <li>排水機場及び一部の護岸が老朽化している（家島）。</li> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸の改良が必要である。</li> <li>南海トラフ地震に対する耐津波対策が必要である（家島）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の水際線が残されている。</li> <li>団体等による清掃活動が実施されており、環境上(維持管理上)のポテンシャルが高い。</li> <li>家島神社には貴重種であるウバメガシ群落が自生している。</li> <li>海域が瀬戸内海国立公園に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水浴場が複数分布し母と子の島などは、良好な自然環境を活かした海洋性レクリエーションの拠点となっている。</li> <li>ヲモコ地区ではマリンスポーツ(ヨット・カヌー等)が行われている。</li> <li>良好な自然環境を活かした坊勢海水浴場、タテノ浜海水浴場・青井ノ浜海水浴場がある。</li> <li>家島港においては港湾活動が、また家島漁港及び坊勢漁港では活発な漁業活動が行われている。</li> <li>西島・男鹿島では採石が行われている。</li> </ul>

【姫路臨海】

[姫路市]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
姫路西部	C. 環境創造・活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の老朽化や天端高不足のため、護岸改良が必要である(吉美)。</li> <li>● 施設の老朽化のため、護岸、排水機場の改良が必要である(大江島)。</li> <li>● 高潮に対する天端高及び延長の不足のため、護岸・胸壁の整備及び改良が必要である(吉美)。</li> <li>● 高潮に対する天端高不足のため、胸壁の整備が必要である(浜田)。</li> <li>● 護岸が老朽化している箇所について対策が必要である(須加)。</li> <li>● 南海トラフ地震に対する耐津波対策が必要である(須加)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 須加地区には、港湾緑地(飾万津臨港公園)が存在する。</li> <li>● 歴史的港湾施設である飾磨湛保がある。</li> <li>● 網干なぎさ公園(親水性緑地)が整備済である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工業地帯であり、市民が近づくことのできない空間が多い。</li> <li>● 家島への連絡船、小豆島フェリーが就航している。</li> <li>● 妻鹿漁港においては漁業活動のみならず、昼市等は地域住民の交流の場として賑わっている。</li> </ul>
姫路東部	A. 環境保全・親しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の老朽化のため、排水機場の更新・改修が必要である(的形、白浜)。</li> <li>● 南海トラフ地震に対する耐津波対策が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾・漁港施設に隣接して存在する貴重な自然水際線である。</li> <li>● 干潟が分布している。</li> <li>● 的形地区には、景勝地・小赤壁公園がある</li> <li>● 的形地区には、ノジギクが自生している。</li> <li>● 的形・大塩地区では、干潟が分布し、海浜植生が自生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な自然空間であり、海水浴・潮干狩り等に利用されている。</li> <li>● 的形地区では、人工海浜が整備されている。</li> <li>● 的形・大塩地区は、港湾・漁港施設に隣接して存在する貴重な自然空間であり、海水浴・潮干狩り等に利用されている。</li> </ul>

【東播磨港】

[高砂市]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
高砂	C. 環境創造・活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮に対する天端高及び延長の不足のため、護岸の改良及び胸壁の整備が必要である(曾根)。</li> <li>施設の老朽化が進んでいる(高砂)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒松(向島)等が自生し、白砂青松な海岸を形成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高砂海浜公園は、貴重な親水空間となっている。</li> </ul>

[加古川市]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
加古川	C. 環境創造・活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾施設等の人工施設が連続している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾緑地が整備されている(別府)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加古川河口部ではウィンドサーフィン等の利用がみられる。</li> <li>加古川海洋文化センター、じゃぶじゃぶ池は年間20万人以上に利用されている。</li> </ul>

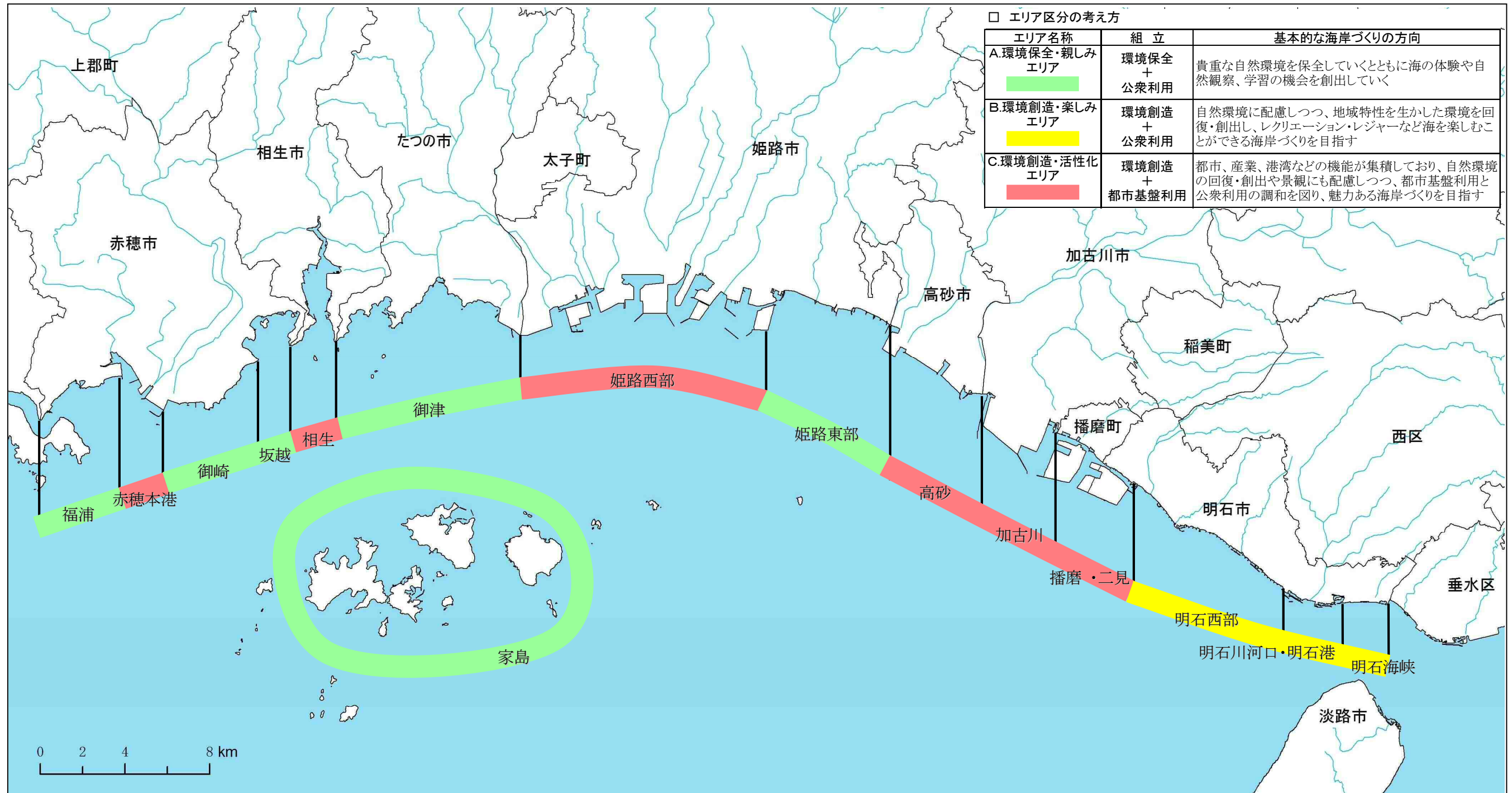
[播磨町]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
播磨・二見	C. 環境創造・活性化エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化が進んでいる。</li> <li>高潮に対する天端高不足のため、護岸改良が必要である(魚住・二見)。</li> <li>高潮に対する天端高及び延長の不足のため、護岸・胸壁の改良及び陸閘整備が必要である(古宮)。</li> <li>南海トラフ地震に対する耐津波対策が必要である(古宮)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港に隣接して公園・緑地(浜田公園等)が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石海浜公園などが立地している。</li> <li>多様な施設の導入による利用拠点化の要望がある。</li> </ul>

【東播海岸】

[明石市]

地区名	エリア区分	自然的特性		社会的特性
		防護上の特性・課題	環境上の特性・課題	利用上の特性・課題
明石西部	B. 環境創造・楽しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・半自然海岸が連続している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の水際線が残されている。</li> <li>ノジギクが自生している。</li> <li>海浜植生が自生している。</li> <li>ウミガメが上陸産卵することがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江井ヶ島港、魚住漁港、藤江漁港、松江漁港が立地している。</li> <li>海水浴場や野外教育など多様なイベントに利用されている。</li> <li>プレジャーボートの放置が問題になっている。</li> <li>水上バイクによる迷惑行為が問題になっている。</li> </ul>
明石川河口・明石港	B. 環境創造・楽しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮に対する天端高及び延長の不足のため、護岸の改良及び整備が必要である（林崎漁港～明石港）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮したベランダ護岸が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>のり養殖が盛んな林崎漁港がある。</li> <li>祭り・イベント空間として利用されている。</li> <li>プレジャーボートの放置が問題になっている。</li> </ul>
明石海峡	B. 環境創造・楽しみエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>C.C.Z整備事業により砂浜や磯場等が整備済みである。（大蔵海岸）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナメクジウオ・黒松等が生息する</li> <li>白砂青松な海岸を形成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大蔵海岸は、多岐にわたる活動の場となっている。</li> </ul>



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
〔測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2.11.18 518〕

図 5.3.1 地区区分とエリア特性

## 5.4 地区毎の施策

### 【西播磨臨海】

#### [赤穂市]

福浦地区		A.環境保全・親しみエリア
海岸保全の目標	景観と生態系の保全と、海岸整備を中心とした地域づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>残された自然の水際線を保全する。</li> <li>海岸堤防未改修部分の老朽化対策を促進する。</li> <li>高潮対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海国立公園の景観を保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	_____	

赤穂本港地区		C.環境創造・活性化エリア
海岸保全の目標	景観の保全と、海岸整備を中心とした地域づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>残された自然の水際線を保全する。</li> <li>高潮対策を推進する。</li> <li>地震・津波対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海国立公園の景観を保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が近づきやすい海岸施設への改善を図る。</li> </ul>	

御崎地区		A.環境保全・親しみエリア
海岸保全の目標	景観の保全と、観光と連携した海岸整備による地域づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水浴場、干潟を中心とした環境を保全する。</li> <li>瀬戸内海国立公園の景観を保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーション空間としての機能充実を図る。</li> </ul>	

坂越地区		A.環境保全・親しみエリア
海岸保全の目標	景観と生態系の保全と、漁業と観光が連携した地域づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然記念物の生島樹林、コジイ群落・スダジイ群落を保護・保全する。</li> <li>瀬戸内海国立公園の景観を保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾・漁港を中心とした漁業・観光の活性化による地域振興を推進する。</li> </ul>	

[相生市]

相生地区		C.環境創造・活性化エリア
海岸保全の目標	安全で市民が親しめる海岸整備による地域づくりを支援する。 景観と生態系の保全と、生活・観光拠点としての港湾整備による地域づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水機場整備により老朽化対策を行う。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>金ヶ崎など瀬戸内海国立公園の景観の保全、那波地区の貴重種(シバナ・ウバメガシ)の保護・保全を図る。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が海岸線に近づきやすい海岸整備を推進する。</li> <li>釣りなどのレクリエーション空間としての機能充実を図る。</li> </ul>	

[たつの市(御津町)]

御津地区		A.環境保全・親しみエリア
海岸保全の目標	景観の保全と、漁業と観光が連携した地域づくりを推進する。 海洋性レクリエーション拠点づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>養浜を含む砂浜の侵食対策を推進する。</li> <li>老朽化対策を推進する。</li> <li>高潮対策を推進する。</li> <li>地震・津波対策を推進する。</li> <li>干拓地(成山新田)の保全を図る。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>金ヶ崎、室津海岸など瀬戸内海国立公園の景観を保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港・海水浴場を中心とした漁業・観光の活性化による地域振興を推進する。</li> <li>潮干狩り、海水浴など海洋性レクリエーション拠点としての機能充実を図る。</li> </ul>	

【家島諸島】

[姫路市(家島町)]

家島地区		A.環境保全・親しみエリア
海岸保全の目標	自然環境と調和した海洋性レクリエーション拠点づくりを推進する。 自然環境との調和を図り、漁業と観光が連携する地域づくりを推進する。 貴重な自然環境の保全・保護を図る。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮対策を推進する。</li> <li>老朽化対策を推進する。</li> <li>地震・津波対策を推進する。</li> <li>連続した自然・半自然海岸を保全・保護する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸内海国立公園の景観を保全する。</li> <li>貴重種であるウバメガシ群落を保護・保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋性レクリエーション拠点の形成を図る。</li> <li>家島港・家島漁港・坊勢漁港の機能充実を図る。</li> <li>良好な自然環境を活かした海水浴場を中心とした観光拠点の形成を図る。</li> <li>採石利用の集約化と自然海岸の復元及び跡地利用構想と連携した海岸づくりを推進する。</li> <li>漁業活動や観光産業との調和を図る。</li> </ul>	

【姫路臨海】

[姫路市]

姫路西部地区		C. 環境創造・活性化エリア
海岸保全の目標	市民が親しめる海岸整備による地域づくりを支援する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 護岸改良及び老朽化対策を推進する。</li> <li>● 高潮対策を推進する。</li> <li>● 地震・津波対策を推進する。</li> <li>● 防潮水門、排水機場の改良による浸水対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	_____	
公衆の適正な利用	● 市民が海岸線に近づき易い海岸整備を推進する。	

姫路東部地区		A. 環境保全・親しみエリア
海岸保全の目標	自然環境を活かした海洋性レクリエーション拠点づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 護岸老朽化対策及び養浜による環境整備を推進する。</li> <li>● 防潮水門、排水機場等の更新・改修及び老朽化対策等による浸水対策を推進する。</li> <li>● 高潮対策を推進する。</li> <li>● 地震・津波対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 干潟、海浜植生などの残された自然空間を保全する。</li> <li>● 白砂青松の創出を図る。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 潮干狩り、海水浴など海洋性レクリエーション拠点としての機能充実にを図る（的形地区へのアクセス機能の向上、小赤壁公園の活用など）。</li> <li>● 妻鹿漁港を中心とした水産業活性化と交流拠点づくりを推進する。</li> <li>● 市民が海岸線に近づき易い海岸整備を推進する。</li> </ul>	

【東播磨港】

[高砂市]

高砂地区		C. 環境創造・活性化エリア
海岸保全の目標	安全で市民が親しめる海岸整備による地域づくりを支援する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海岸施設の整備による越波等の防止を図る。</li> <li>● 護岸の改良による高潮対策を推進する。</li> <li>● 老朽化対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	● 高砂海浜公園の整備と白砂青松の保全を図る。	
公衆の適正な利用	● 市民が海岸線に近づきやすい海岸整備を推進する。	

[加古川市]

加古川地区		C. 環境創造・活性化エリア
海岸保全の目標	市民が親しめる海岸整備による地域づくりを支援する。	
海岸の防護	_____	
環境の整備と保全	_____	
公衆の適正な利用	● 市民が海岸線に近づきやすい海岸整備を推進する。	



[播磨町]

播磨・二見地区		C. 環境創造・活性化エリア
海岸保全の目標	多様な利用が可能で気軽に憩える地域交流の場づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮対策を推進する。</li> <li>地震・津波対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	_____	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な施設の導入による地域交流拠点の形成を図る。</li> <li>各種イベント等の開催による地域振興を推進する。</li> <li>明石海浜公園を中心とした地域交流拠点の形成を図る。</li> </ul>	

【東播海岸】

[明石市]

明石西部地区		C. 環境創造・楽しみエリア
海岸保全の目標	自然環境の保全と、海岸特有の環境・景観を活かした海岸空間づくりを推進する。	
海岸の防護	_____	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウミガメが上陸産卵、海浜植生が自生できる自然環境の保全と景観を整備する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレジャーボートの放置対策を推進する。</li> </ul>	

明石川河口・明石港地区		C. 環境創造・楽しみエリア
海岸保全の目標	貴重なオープンスペースを活かしたやすらぎを提供する海岸空間づくりを推進する。 観光・レクリエーション機能の充実・強化による玄関口づくりを推進する。	
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮対策を推進する。</li> </ul>	
環境の整備と保全	_____	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>後背地とあわせた気軽な散策ルートなどの整備を図る。</li> <li>多様な施設の導入による観光拠点化を図る。</li> <li>各種イベント等の開催による地域振興を推進する。</li> <li>プレジャーボートの放置対策を推進する。</li> </ul>	

明石海峡地区		C. 環境創造・楽しみエリア
海岸保全の目標	_____	
海岸の防護	_____	
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒松、ナメクジウオが生息する環境を保全する。</li> </ul>	
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大蔵海岸での多様な活動の場としての機能強化を図る。</li> </ul>	

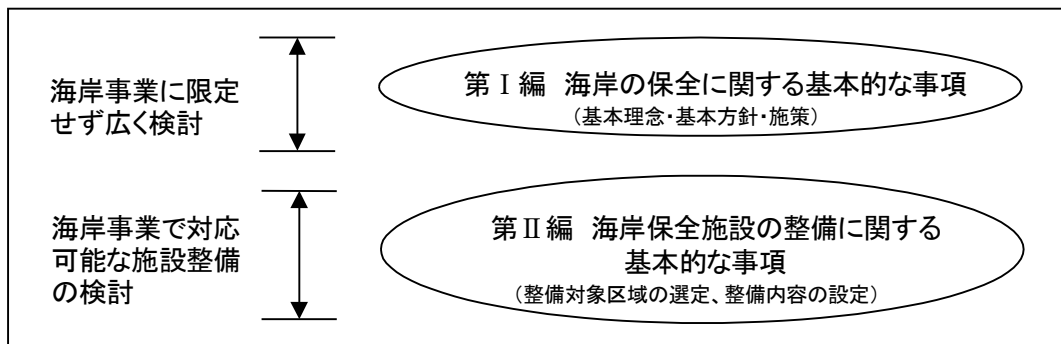
以上が「第Ⅰ編 海岸の保全に関する基本的な事項」であるが、施策については、ソフト対策も含め、広く示している。第Ⅰ編における施策の分担例や第Ⅱ編との関係について、参考として以下に示す。

海岸管理者が直接対応できる項目については先に示した施策に基づき進めていくが、直接対応できない項目については、他の事業者との調整を図るとともに、地域住民との連携を図り、実現に向けて努めていく。

参考表 施策の分類と役割分担例

区分	海岸管理者が実施する施策	海岸管理者と地元自治体や関係行政機関が連携・協力して実施する施策	住民やNPOの主体的・自発的な取り組みを喚起する施策
防護	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な施設づくり(高潮・侵食・津波)</li> <li>耐震性の強化</li> <li>集中管理システム化</li> <li>施設の老朽化対策</li> <li>施設の維持管理(補修等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の情報収集・発信の体制づくり</li> <li>緊急時の避難訓練等</li> <li>施設の維持管理(陸こうの定期点検等)</li> <li>防災意識の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における自主防災組織づくり</li> <li>防災訓練</li> <li>日常からの避難地や避難路の確認</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系や水質浄化などの環境に配慮した施設づくり</li> <li>景観に配慮した施設づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ対策(啓発活動、看板の設置、流域の発生対策)</li> <li>環境教育(青少年の体験学習の実施)</li> <li>貴重な生態系や植生に関する情報提供等</li> <li>美化活動などへの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミの清掃活動等</li> <li>モラルの向上</li> <li>海岸愛護意識の高揚</li> <li>施設の適正な使用</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設のユニバーサルデザイン化</li> <li>利便施設の設置(区域内)(駐車場、トイレ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸利用のマナー向上</li> <li>海岸利用のルールづくり</li> <li>案内看板</li> <li>環境・道路情報の伝達</li> <li>施設のP.R等</li> <li>体験学習の実施</li> <li>利便施設の設置(区域外)(駐車場等)</li> <li>プレジャーボートの適正利用対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>釣り・マリンスポーツ等海岸利用のモラル向上</li> <li>施設の適正な利用</li> </ul>

「第Ⅱ編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」では、整備の対象とする区域を選定し、「第Ⅰ編 海岸の保全に関する基本的な事項」において設定した基本理念、基本方針、施策に基づき、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の配慮事項を示す。



## 目 次

### 第Ⅱ編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項.....	64
1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....	64
1.1.1 新設又は改良の整備対象区域の選定方針.....	64
1.1.2 新設又は改良の整備対象区域の選定.....	64
1.2 新設又は改良する海岸保全施設の種類、規模及び配置等.....	66
1.2.1 新設又は改良する海岸保全施設の計画諸元.....	66
1.2.2 新設又は改良する海岸保全施設の整備内容.....	66
1.2.3 新設又は改良する海岸保全施設による受益の地域及びその状況.....	66
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....	70
2.1 海岸保全施設の存する区域.....	70
2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	70
2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法.....	70

## 第Ⅱ編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

#### 1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

##### 1.1.1 新設又は改良の整備対象区域の選定方針

海岸保全施設の整備対象区域は、「第Ⅰ編 2.1 海岸の防護の目標」で定めた防護すべき地域(海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮、津波による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の宅地や農地等に対して被害の発生が想定される地域)のうち、現時点で「高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある区域」とする。

ここで「高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある区域」とは、海岸保全施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化等により現時点で海岸保全施設が所要の機能を確保できていない箇所、地震による地殻変動や地盤の液状化による沈下の恐れがあり天端高を維持する対策が必要な箇所、海岸保全施設の高度化が必要な箇所、侵食対策が必要な箇所について、海岸区分に加えて地区区分や整備内容の類似性等を考慮して設定した区域とする。

##### 1.1.2 新設又は改良の整備対象区域の選定

###### (1) 個別海岸の区分

第Ⅰ編では播磨沿岸全体を15の地区に分割し、さらにこれらの地区を大きく3つの特性に分類したうえで、特性エリアごと及び地区ごとの方向性を設定した。しかし、各地区内には特性の異なる場所が存在しており、海岸保全施設の整備対象海岸の抽出や整備手法を検討する上で配慮が必要となる。各地区を個別海岸に区分するうえでの考え方は、次のとおりとする。

以下の考え方に基づき設定した海岸区分図(合計110海岸)については参考資料でエリアの方向性と併せて提示する。

###### (区域区分の考え方)

- ① 地区内の海岸保全区域をそれぞれ個別海岸として区分する。

(注：海岸保全区域は、国土交通省(水管理・国土保全局)、国土交通省(港湾局)、農林水産省(水産庁、農村振興局)に区分)

- ② 海岸保全区域以外であっても、漁港区域、港湾区域等に指定されている場合は、個別海岸として区分する。
- ③ 上記で設定した個別海岸の区域及び大規模な河口部を除く自然海岸を一般公共海岸として区分する。ただし、一般公共海岸が行政界をまたがって存在する場合は、行政界で分割する。

###### (2) 整備対象区域の選定

「1.1.1 新設又は改良の整備対象区域の選定方針」に基づき、整備対象区域として21区域を選定した。

それぞれの区域について、選定の理由となった防護の必要性、現在の整備状況(整備の継続状況)を表1.1.1に示す。また表1.1.1では示していないが、緊急時における水門や陸閘等の開閉操作の確実性と迅速化を目指して、施設の電動化等についても本計画において位置づけることとする。

表 1.1.1 播磨沿岸における整備対象海岸

市町名	地区名 (エリア名)	番号	海岸名	区域名	防護の必要性	地元要望	整備継続 中の海岸
赤穂市	福浦	1	福浦海岸	福浦地区	・海岸保全施設の老朽化	施設の一体的な早期改良	
		2	福浦漁港海岸	福浦地区	・高潮・越波による浸水の防止	景観等に配慮した施設整備	
	赤穂本港	3	赤穂海岸・ 赤穂港海岸	鵜和地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・津波に対する耐震性、耐津波 性能の向上	高潮・越波時の浸水被害の防止	
	御崎	4	赤穂港海岸	御崎地区	・高潮・越波による浸水の防止	老朽化対策と人が近づきやすい 施設への改良	継続中
	坂越	5	坂越港海岸	坂越地区	・高潮・越波による浸水の防止	—	
相生市	相生	6	相生港海岸	旭地区	・海岸保全施設の老朽化	老朽化対策	継続中
たつの市	御津	7	室津漁港海岸	室津地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・海岸保全施設の老朽化 ・適切な侵食対策 ・津波に対する耐震性、耐津波 性能の向上	越波・しぶき等による被害の防 止、老朽化対策	
		8	御津海岸	黒崎～苅屋 地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・海岸保全施設の老朽化 ・適切な侵食対策	越波・しぶき等による被害の改 善、貴重な干潟の保全、海洋性 レクリエーション機能の充実、老 朽化対策	継続中
姫路市	家島	9	家島港海岸	右ノ浦・真浦 地区	・高潮・越波による浸水の防止	防潮ラインの確保	
		10	家島漁港海岸	宮地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・海岸保全施設の老朽化 ・適切な侵食対策 ・津波に対する耐震性、耐津波 性能の向上	砂浜の確保、漂着ゴミの適切な 処理	
		11	坊勢漁港海岸	坊勢地区	・高潮・越波による浸水の防止	台風・高潮時の浸水被害の改善	
	姫路西部	12	姫路港海岸	浜田地区	・高潮・越波による浸水の防止	老朽化対策と越波被害の改善	継続中
		13	姫路港海岸	大江島・吉美 地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・海岸保全施設の老朽化	老朽化対策	継続中
		14	姫路港海岸	須加地区	・海岸保全施設の老朽化 ・津波に対する耐震性、耐津波 性能の向上	老朽化対策	継続中
	姫路東部	15	妻鹿漁港海岸	白浜地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・海岸保全施設の老朽化 ・適切な侵食対策 ・津波に対する耐震性、耐津波 性能の向上	環境施設の整備、漂着海藻の適 切な処理	
	16	姫路港海岸	的形・大塩地 区	・海岸保全施設の老朽化	海浜植生等の保全、レクリエー ション機能向上		
高砂市	高砂	17	東播磨港海岸	曾根地区	・高潮・越波による浸水の防止	—	
		18	東播磨港海岸	高砂地区	・海岸保全施設の老朽化	老朽化対策	継続中
播磨町	播磨・二見	19	古宮漁港海岸	古宮地区	・高潮・越波による浸水の防止 ・津波に対する耐震性、耐津波 性能の向上	—	
明石市		20	東播磨港海岸	魚住・ 二見地区	・高潮・越波による浸水の防止	老朽化対策、安全性の向上	
	明石川河 口・明石港	21	林崎漁港海岸～ 明石港海岸	林崎漁港～明 石港地区	・高潮・越波による浸水の防止	越波・しぶき等の被害の防止	継続中

## 1.2 新設又は改良する海岸保全施設の種類、規模及び配置等

### 1.2.1 新設又は改良する海岸保全施設の計画諸元

整備対象として設定した区域について、海岸保全施設の計画諸元(代表堤防高・延長)を 表 1.2.2、表 1.2.3 の整備箇所整理表にまとめる。

代表堤防高は、高潮・波浪に対して必要となる高さ、津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を用いて設定する。

個々に高潮・波浪に対して必要な高さは、第 I 編の防護水準(表 2.1.1)に示した設計高潮位に、設計波に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものとしており、津波に対して必要な高さは、第 I 編の防護水準(表 2.1.2)に示した設計津波水位を下回らない高さである。

本計画に示す諸元は県内を網羅的に検討した結果であり、事業毎に詳細検討の必要がある。

また、延長については、「1.1.1 新設又は改良の整備対象区域の選定方針」で定めた「高潮、侵食等に対する防護の必要性がある区域」について、施設の整備状況を考慮して決定したものである。

### 1.2.2 新設又は改良する海岸保全施設の整備内容

これまでの検討を踏まえ整備対象として設定した区域における新設又は改良する海岸保全施設の整備内容を 表 1.2.2、表 1.2.3 の整備箇所整理表にまとめる。この表への記載事項は 表 1.2.1 に示すとおりである。

表 1.2.1 整備箇所整理表への記載事項

記載事項	記載内容
配置	区域：海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域 規模：海岸保全施設の延長
主な施設の種類	整備する主要な海岸保全施設の種類
整備の概要	海岸保全施設の整備の必要性及び整備計画の概要
配慮事項	海岸を整備するうえでの環境、利用面に対する配慮事項

### 1.2.3 新設又は改良する海岸保全施設による受益の地域及びその状況

新設又は改良する海岸保全施設の整備によって高潮、津波による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について 表 1.2.2、表 1.2.3 の整備箇所整理表に示す。

表 1.2.2 新設又は改良する海岸保全施設の整備箇所整理表(1/2)

行政区分	エリア区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	主な施設の種類	配置		受益の地域	整備の概要	配慮事項		
						区域	規模			環境面に対する配慮	利用面に対する配慮	
							延長(m)					代表堤防高(m)
赤穂市	福浦地区	A.環境保全・親しみエリア	福浦海岸	1	堤防	福浦地区	37	T.P. +4.7	農地、住宅地、鉄道、道路	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・福浦の優れた海岸景観と環境の保全に努める。	・磯浜の海岸において自然環境を阻害しないように配慮しつつ、後背地の遊水地と一体的な利用の促進に努める
		A.環境保全・親しみエリア	福浦漁港海岸	2	護岸	福浦地区	230	T.P. +4.7	自然地、住宅地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・福浦の優れた海岸景観と環境の保全に努める ・住民参加による海岸美化活動の推進	・親水機能の向上による海岸利用の促進 ・海岸利用者へのマナー啓発
	赤穂本港地区	C.環境創造・活性化エリア	赤穂海岸・赤穂港海岸(鶴和)	3	護岸	鶴和地区	500	T.P. +2.8～ T.P. +4.4	住宅地、工業地、農地、鉄道、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・住民参加による海岸美化活動の推進	・海岸利用者へのマナー啓発
	御崎地区	A.環境保全・親しみエリア	赤穂港海岸(御崎)	4	護岸	御崎地区	940	T.P. +2.7～ T.P. +5.8	住宅地、公園、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・干潟の貴重な生態系、優れた海岸景観の保全に努める ・住民参加による海岸美化活動の推進	・赤穂海浜公園と一体化した海岸利用の促進 ・海岸利用者へのマナー啓発
	坂越地区	A.環境保全・親しみエリア	坂越港海岸	5	護岸	坂越地区	1,110	T.P. +2.8～ T.P. +5.6	住宅地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出	・自然環境との整合・調整を図りつつ海洋性レクリエーション空間として一体的な利用を進める ・海岸利用者へのマナー啓発
相生市	相生地区	C.環境創造・活性化エリア	相生港海岸(旭)	6	排水機場、樋門	旭地区	—	—	住宅地、道路	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出	・地域住民の利用
たつの市	御津地区	A.環境保全・親しみエリア	室津漁港海岸	7	護岸、養浜、突堤	室津地区	1,977	T.P. +2.7～ T.P. +4.4	住宅地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・砂浜の減少を防止するため、適切な侵食対策を行う。 ・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・優れた海岸景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・親水機能の向上による海岸利用の促進 ・海岸利用者へのマナー啓発
		A.環境保全・親しみエリア	御津海岸	8	護岸、突堤、潜堤、養浜	黒崎～苅屋地区	3,221	T.P. +3.9～ T.P. +4.3	住宅地、自然地、農地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・砂浜の減少を防止するため、適切な侵食対策を行う。	・干潟の貴重な生態系(ギボシムシ等)及び優れた景観の保全 ・住民参加による海岸美化活動の推進	・自然環境との整合・調整を図りつつ海洋性レクリエーション空間として一体的な利用を進める ・海岸利用者へのマナー啓発
姫路市	家島地区	A.環境保全・親しみエリア	家島港海岸	9	護岸	右ノ浦・真浦地区	50	T.P. +2.5～ T.P. +2.8	住宅地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出	・背後地の都市活動との調和
		A.環境保全・親しみエリア	家島漁港海岸	10	潜堤、養浜、護岸、排水機場、水門	宮地区	2,672	T.P. +2.5～ T.P. +3.3	住宅地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・砂浜の減少を防止するため、適切な侵食対策を行う。 ・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・生態系及び砂浜の保全に努める ・住民参加による海岸美化活動の推進	・自然環境との整合・調整を図りつつ海洋性レクリエーション空間として一体的な利用を進める ・漁業利用者との共存 ・海岸利用者へのマナー啓発
		A.環境保全・親しみエリア	坊勢漁港海岸	11	護岸、胸壁	坊勢地区	3,330	T.P. +1.9～ T.P. +3.6	住宅地、自然地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・自然環境と海岸景観の保全への配慮	・自然環境との整合・調整を図りつつ海洋性レクリエーション空間として一体的な利用を進める ・漁業利用者との調整 ・海岸利用者へのマナー啓発
	姫路西部地区	C.環境創造・活性化エリア	姫路港海岸(浜田)	12	護岸、胸壁	浜田地区	2,240	T.P. +3.9～ T.P. +5.8	工業地、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出	・防護機能の向上と併せた市民の水際線へのアクセシビリティの向上
		C.環境創造・活性化エリア	姫路港海岸(大江島・吉美)	13	護岸、胸壁、排水機場、水門	大江島・吉美地区	1,820	T.P. +4.3～ T.P. +5.9	住宅地、工業地、鉄道、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出	・背後地の都市活動との調和
	姫路東部地区	姫路西部地区	C.環境創造・活性化エリア	姫路港海岸(須加)	14	護岸、排水機場、水門	須加地区	3,570	T.P. +2.7～ T.P. +4.1	住宅地、工業地、鉄道、道路	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出
姫路東部地区			A.環境保全・親しみエリア	妻鹿漁港海岸	15	潜堤、養浜、排水機場、護岸	白浜地区	3,056	T.P. +2.7～ T.P. +3.5	住宅地、工業地、鉄道、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。 ・砂浜の減少を防止するため、適切な侵食対策を行う。 ・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・干潟の貴重な生態系、海浜植生及び優れた景観の保全・保護に努める ・住民参加による海岸美化活動の推進
		A.環境保全・親しみエリア	姫路港海岸(的形・大塩)	16	護岸、排水機場、水門	的形・大塩地区	1,860	T.P. +2.7～ T.P. +5.9	住宅地、公園、鉄道、道路	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・海浜植生(ハマボウフウ・コウボウムギ・コウボウシバ・ハマゴウ)や生態系、干潟の保全・保護に努める ・住民参加による海岸美化活動の推進	・自然環境との整合・調整を図りつつ海洋性レクリエーション空間として一体的な利用を進める ・海岸利用者へのマナー啓発

表 1.2.3 新設又は改良する海岸保全施設の整備箇所整理表(2/2)

行政区分	エリア区分	エリア特性	地区海岸名	区域番号	主な施設の 種類	配置		受益の地域	整備の概要	配慮事項		
						区域	規模			環境面に対する配慮	利用面に対する配慮	
							延長(m)					代表堤防高(m)
高砂市	高砂地区	C.環境創造・活性化エリア	東播磨港海岸(曾根)	17	護岸、胸壁	曾根地区	730	T.P. +6.2	工業地、公園、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出 ・地域住民の利用	
		C.環境創造・活性化エリア	東播磨港海岸(高砂)	18	護岸	高砂地区	3,000	T.P. +2.7~ T.P. +4.1	住宅地、工業地、鉄道、道路	・老朽化している海岸保全施設の改修を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出 ・地域住民の利用	
播磨町	播磨・二見地区	C.環境創造・活性化エリア	古宮漁港海岸	19	護岸、胸壁、陸閘	古宮地区	702	T.P. +3.4~ T.P. +4.0	住宅地、公園、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。 ・南海トラフ地震に対する耐津波対策を行う。	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・自然環境との整合・調整を図る ・海岸利用者へのマナー啓発	
明石市	播磨・二見地区	C.環境創造・活性化エリア	東播磨港海岸(魚住・二見)	20	護岸	魚住・二見地区	1,100	T.P. +2.8~ T.P. +5.1	工業地、公園、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出 ・地域住民の利用	
	明石川河口・明石港	B.環境創造・楽しみエリア	林崎漁港海岸～明石港海岸	21	護岸	林崎漁港～明石港地区	450	T.P. +2.9~ T.P. +4.4	住宅地、商業地、鉄道、道路	・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。	・周辺環境と調和した海岸景観の保全・創出 ・住民参加による海岸美化活動の推進 ・親水機能の向上による海岸利用の促進	





この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000、電子地形図 20 万及び基盤地図情報を使用した。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 518J」

図 1.2.1 新設又は改良する海岸保全施設の整備箇所（案）位置図

## 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

### 2.1 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を 表 2.3.1 ～ 表 2.3.7 に示す。

### 2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域毎に存する海岸保全施設の種類、規模及び配置を 表 2.3.1 ～ 表 2.3.7 に示す。

### 2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、適切な時期に調査・点検を行い長寿命化計画を作成し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。

維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点も踏まえた最適な方法を採用するものとする。

表 2.3.1 維持又は修繕箇所整理表 (1/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)	
播磨沿岸	環境保全・親しみエリア	1	古池港海岸	古池地区		堤防 水門	589 m 2 基	3.7~4.2	堤防 水門	589 m 2 基	2.7~4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		2	福浦海岸	福浦地区	○	堤防 樋門 陸閘	466 m 4 基 1 基	3.1~7.3	堤防 樋門 陸閘	466 m 4 基 1 基	4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		3	福浦漁港海岸	福浦地区	◎	胸壁	197 m —	3.0~3.3	胸壁 護岸	197 m 230 m	4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		4	福浦漁港海岸	福浦北地区		護岸 胸壁	406 m 66 m	3.1~3.3	護岸 胸壁	406 m 66 m	3.1~3.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	環境創造・活性化エリア	5	赤穂港海岸	鷗和地区	○	護岸 樋門 陸閘	3469 m 4 基 3 基	3.7~4.5	護岸 樋門 陸閘	3469 m 4 基 3 基	2.8~4.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		6	赤穂港海岸	加里屋・上仮屋地区		堤防 護岸	790 m 786 m	3.2~6.7	堤防 護岸	790 m 786 m	2.7~6.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		7	赤穂港海岸	千鳥・本港地区		堤防 護岸 樋門 陸閘	653 m 2461 m 3 基 11 基	2.7~6.3	堤防 護岸 樋門 陸閘	653 m 2461 m 3 基 11 基	2.7~6.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		8	赤穂港海岸	中広地区		堤防 護岸 陸閘	1032 m 476 m 6 基	3.9~5.7	堤防 護岸 陸閘	1032 m 476 m 6 基	3.2~5.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
	環境保全・親しみエリア	9	赤穂港海岸	御崎地区	○	堤防 護岸 突堤 樋門 陸閘 養浜	1724 m 1531 m 1基(160m) 7 基 16 基 720 m	3.3~4.9	堤防 護岸 突堤 樋門 陸閘 養浜	1724 m 1531 m 1基(160m) 7 基 16 基 720 m	2.7~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		10	坂越港海岸	大泊地区		堤防 護岸 樋門 陸閘	1088 m 39 m 9 基 9 基	4.7	堤防 護岸 樋門 陸閘	1088 m 39 m 9 基 9 基	3.9~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		11	坂越港海岸	洞竜地区	○	堤防 護岸 樋門 陸閘	150 m 251 m 2 基 2 基	4.1	堤防 護岸 樋門 陸閘	150 m 251 m 2 基 2 基	4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		12	坂越港海岸	潮見・大黒地区	○	堤防 護岸 突堤 潜堤 樋門 陸閘	1444 m 476 m 1基(50m) 1基(278m) 10 基 8 基	3.5~5.2	堤防 護岸 突堤 潜堤 樋門 陸閘	1444 m 342 m 1基(50m) 1基(278m) 10 基 8 基	2.8~5.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		13	坂越漁港海岸	—		護岸 胸壁 樋門 陸閘	919 m 77 m 1 基 8 基	3.5~4.8	護岸 胸壁 樋門 陸閘	919 m 77 m 1 基 8 基	3.5~4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。

表 2.3.2 維持又は修繕箇所整理表 (2/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)	
播磨沿岸	環境創造・活性化エリア	14	相生港海岸	壺根地区		護岸 消波堤 樋門 陸閘	706 m 166 m 4 基 3 基	3.0~3.7	護岸 消波堤 樋門 陸閘	726 m 166 m 4 基 3 基	2.8~4.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		15	相生港海岸	那波地区	○ ○	護岸 排水機場 樋門 陸閘	1373 m 1 基 2 基 10 基	3.2~3.5	護岸 排水機場 樋門 陸閘	1373 m 1 基 2 基 10 基	2.7~2.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		16	相生港海岸	野瀬・相生・相生市・桜ヶ丘・旭地区		堤防 護岸 樋門 陸閘	330 m 940 m 4 基 3 基	3.2~3.7	堤防 護岸 樋門 陸閘	330 m 940 m 4 基 3 基	2.7~3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		17	相生港海岸	鰯浜地区		堤防 護岸 樋門 陸閘	178 m 195 m 1 基 1 基	3.2~4.7	堤防 護岸 樋門 陸閘	178 m 195 m 1 基 1 基	2.9~3.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
	18	室津漁港海岸	大浦地区	○ ◎ ◎ ◎	護岸 樋門 陸閘	216 m — — 3 基 4 基 —	4.1	護岸 護岸 突堤 樋門 陸閘 養浜	216 m 5 m 1基(80m) 3 基 4 基 500 m	4.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。	
	19	室津漁港海岸	室津地区 室津	○	護岸 胸壁 樋門 陸閘	600 m 154 m 10 基 17 基	2.9	護岸 胸壁 樋門 陸閘	600 m 154 m 10 基 17 基	2.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。	
	20	室津漁港海岸	室津地区 殿浜	○ ◎	護岸 樋門	362 m — 2 基	4.7	護岸 護岸 樋門	362 m 140 m 2 基	3.4~4.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。	
	21	岩見漁港海岸	岩見地区		護岸 胸壁 樋門 陸閘	319 m 93 m 12 基 11 基	3.0~4.6	護岸 胸壁 樋門 陸閘	319 m 93 m 12 基 11 基	3.0~4.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。	
	22	御津海岸	成山新田地区	○ ◎ ◎ ◎ ◎	護岸	2121 m — — — —	4.7~5.7	護岸 護岸 突堤 潜堤 養浜	2121 m 1100 m 3 基 4 基 2 箇所	3.9~4.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

表 2.3.3 維持又は修繕箇所整理表 (3/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法		
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)			
播磨沿岸	環境保全・親しみエリア	23	家島港海岸	真浦地区	◎	護岸 胸壁 樋門 陸閘	817 m 116 m 7 基 30 基	2.7~3.2	護岸 胸壁 樋門 陸閘	867 m 116 m 7 基 30 基	2.5~2.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。		
		24	家島漁港海岸	宮地区	○ ◎ ○ ○	護岸 排水機場 水門 樋門 陸閘	2272 m — 3 基 1 基 15 基 27 基	2.3~3.6	護岸 潜堤 排水機場 水門 樋門 陸閘	2272 m 1基(200m) 3 基 1 基 15 基 27 基	2.5~3.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。		
		25	坊勢漁港海岸	奈座地区	◎ ○ ◎ ◎	護岸 — — 樋門 陸閘	590 m — — 3 基 8 基	2.4~3.6	護岸 護岸 胸壁 樋門 陸閘	590 m 1050 m 900 m 3 基 8 基	2.4~3.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。		
		26	坊勢漁港海岸	枯木ヶ浦地区	○	護岸 離岸堤	106 m 3基(116m)	2.8~3.1	護岸 離岸堤	310 m 3基(116m)	2.8~3.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
		27	坊勢漁港海岸	カズラ地区		—	—	—	—	—	—	—	—	
		28	坊勢漁港海岸	西ノ浦地区	○ ◎ ◎	護岸 胸壁 — 樋門 陸閘	423 m — 199 m — 6 基 11 基	1.9~3.2	護岸 護岸 胸壁 胸壁 樋門 陸閘	423 m 120 m 199 m 600 m 6 基 11 基	2.9~3.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。		
		29	坊勢漁港海岸	長井地区	◎ ◎		— —	—	—	護岸 胸壁	50 m 450 m	2.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		30	西島海岸	東尾友地区		突堤 潜堤 養浜	2基(160m) 1基(114m) 268 m	2.9~3.6	突堤 潜堤 養浜	2基(160m) 1基(114m) 268 m	2.9~3.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
		環境創造・活性化エリア		31	姫路港海岸	浜田地区	○ ◎ ◎	護岸 胸壁 — — 陸閘	2665 m 590 m — — 1 基	3.5~5.7	護岸 胸壁 護岸 胸壁 陸閘	2665 m 590 m 510 m 125 m 1 基	3.9~5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
				32	姫路港海岸	網干地区		堤防 水門 樋門 陸閘 養浜	1800 m 1 基 14 基 27 基 500 m	4.1	堤防 水門 樋門 陸閘 養浜	1800 m 1 基 14 基 27 基 500 m	2.7~4.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
33	姫路港海岸			大津勘兵衛・大津吉美地区	○ ○ ◎ ○ ○	堤防 護岸 胸壁 — 排水機場 水門	475 m 4600 m 30 m — 1 基 1 基	4.1~4.2	堤防 護岸 胸壁 胸壁 排水機場 水門	475 m 4600 m 30 m 270 m 1 基 1 基	4.3~5.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。		

表 2.3.4 維持又は修繕箇所整理表 (4/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)	
播磨沿岸	環境創造・ 活性化エリア	34	姫路港海岸	飾磨・須加地区	○ ○ ○	護岸 胸壁 排水機場 水門 樋門 陸閘	4549 m 160 m 1基 2基 10基 46基	3.2	護岸 胸壁 排水機場 水門 樋門 陸閘	4549 m 160 m 1基 2基 10基 46基	2.7~3.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		35	姫路港海岸	中島地区	○	堤防 護岸	690 m 2151 m	4.7~5.7	堤防 護岸	690 m 2151 m	2.9~4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		36	姫路港海岸	妻鹿地区		護岸	3040 m	2.7~5.7	護岸	3040 m	2.7~5.7	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		37	妻鹿漁港海岸	—	○ ◎ ○ ◎	護岸 排水機場 水門 陸閘	2756 m — 1基 1基 5基 —	2.4~4.1	護岸 潜堤 排水機場 水門 陸閘 養浜	2756 m 1基(150m) 1基 1基 5基 150 m	2.7~3.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
	環境保全・ 親しみエリア	38	姫路港海岸	白浜地区		堤防 護岸 突堤 樋門 陸閘	1050 m 58 m 3基(52m) 5基 11基	5.6	堤防 護岸 突堤 樋門 陸閘	1050 m 58 m 3基(52m) 5基 11基	5.0~5.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		39	姫路港海岸	的形福泊地区	○	堤防 護岸 離岸堤 樋門 陸閘 養浜	968 m 567 m 3基(450m) 1基 5基 400 m	3.2~4.2	堤防 護岸 離岸堤 樋門 陸閘 養浜	968 m 567 m 3基(450m) 1基 5基 400 m	2.7~5.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		40	姫路港海岸	的形地区	○ ○ ○	堤防 護岸 突堤 排水機場 水門 樋門 陸閘	532 m 942 m 1基(275m) 1基 1基 3基 4基	3.1	堤防 護岸 突堤 排水機場 水門 樋門 陸閘	532 m 942 m 1基(275m) 1基 1基 3基 4基	3.6~3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		41	姫路港海岸	大塩地区	○ ○	堤防 護岸 突堤 水門 樋門	1539 m 215 m 6基(658m) 1基 3基	5.7	堤防 護岸 突堤 水門 樋門	1539 m 215 m 6基(658m) 1基 3基	3.6~5.6	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。

表 2.3.5 維持又は修繕箇所整理表 (5/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新 設 「◎」 改 良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)	
播磨沿岸	環境創造・活性化エリア	42	東播磨港海岸	伊保曾根地区	○ ◎	堤防 護岸 突堤 樋門 陸閘	440 m 1729 m — 1基(100m) 9 基 32 基	2.3~6.3	堤防 護岸 胸壁 突堤 樋門 陸閘	440 m 1729 m 660 m 1基(100m) 9 基 32 基	6.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		43	東播磨港海岸	高砂荒井地区	○	護岸 樋門 陸閘 養浜	10251 m 11 基 51 基 200 m	3.2~3.7	護岸 樋門 陸閘 養浜	10251 m 11 基 51 基 200 m	2.7~4.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		44	東播磨港海岸	別府尾上地区		堤防 護岸 胸壁 樋門 陸閘	1070 m 3339 m 263 m 5 基 1 基	3.7	堤防 護岸 胸壁 樋門 陸閘	1070 m 3339 m 263 m 5 基 1 基	2.8~3.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		45	東播磨港海岸	別府地区		護岸 樋門 陸閘	1034 m 7 基 12 基	3.0~5.3	護岸 樋門 陸閘	1034 m 7 基 12 基	3.0~5.3	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		46	阿閑漁港海岸	—		護岸	590 m	2.8~3.5	護岸	590 m	2.8~3.5	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		47	東播海岸	古宮海岸		護岸 樋門	280 m 4 基	3.8	護岸 樋門	280 m 4 基	3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		48	古宮漁港海岸	—	○ ○ ◎	護岸 胸壁 陸閘	682 m 20 m —	3.4~4.0	護岸 胸壁 陸閘	682 m 20 m 1 基	3.4~4.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		49	東播磨港海岸	播磨地区		護岸	4445 m	2.7~6.2	護岸	4455 m	2.9~6.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		50	東播磨港海岸	二見南地区		護岸	6266 m	2.7~6.2	護岸	6266 m	2.7~6.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		51	東播海岸	二見海岸(播磨町)		護岸 樋門	518 m 4 基	3.8	護岸 樋門	518 m 4 基	3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		52	東播海岸	二見海岸(明石市)		護岸 消波工 樋門	395 m 240 m 8 基	3.8	護岸 消波工 樋門	395 m 240 m 8 基	3.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		53	東播磨港海岸	二見地区		護岸 樋門 陸閘	1567 m 4 基 18 基	2.2~6.2	護岸 樋門 陸閘	1567 m 4 基 18 基	2.7~6.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		54	東播磨港海岸	魚住地区	○	護岸 突堤 離岸堤 陸閘 養浜	710 m 3基(180m) 3基(480m) 2 基 470 m	2.8~5.1	護岸 突堤 離岸堤 陸閘 養浜	710 m 3基(180m) 3基(480m) 2 基 470 m	2.8~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。

表 2.3.6 維持又は修繕箇所整理表 (6/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)	
播磨沿岸	環境創造・ 楽しみエリア	55	東播海岸	魚住海岸	○	護岸 離岸堤 消波工 樋門	332 m 2基(250m) 300 m 5基	4.8	護岸 離岸堤 消波工 樋門	332 m 2基(250m) 300 m 5基	4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		56	東播海岸	魚住漁港海岸		護岸 突堤 離岸堤 消波工 樋門 養浜	600 m 1基(100m) 2基(100m) 430 m 9基 197 m	4.6~5.0	護岸 突堤 離岸堤 消波工 樋門 養浜	600 m 1基(100m) 2基(100m) 430 m 9基 197 m	4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		57	東播海岸	西島海岸		護岸 消波工 養浜	100 m 100 m 100 m	4.8	護岸 消波工 養浜	100 m 100 m 100 m	4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		58	東播海岸	江井ヶ島港海岸		護岸 突堤 消波工 樋門 養浜	760 m 3基(300m) 484 m 10基 680 m	4.6~6.7	護岸 突堤 消波工 樋門 養浜	760 m 3基(300m) 484 m 10基 680 m	4.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		59	江井ヶ島港海岸	江井ヶ島地区		堤防 護岸 突堤 陸閘	220 m 898 m 2基(65m) 11基	2.8~3.8	堤防 護岸 突堤 陸閘	220 m 898 m 2基(65m) 11基	2.7~2.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		60	東播海岸	江井ヶ島港海岸		護岸 突堤 消波工 樋門 養浜	985 m 5基(500m) 420 m 10基 493 m	4.1~5.1	護岸 突堤 消波工 樋門 養浜	985 m 5基(500m) 420 m 10基 493 m	5.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		61	東播海岸	大久保海岸		護岸 突堤 離岸堤 消波工 樋門 養浜	2871 m 14基(1237m) 8基(1102m) 997 m 37基 1407 m	4.7~5.8	護岸 突堤 離岸堤 消波工 樋門 養浜	2871 m 14基(1237m) 8基(1102m) 997 m 37基 1407 m	4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		62	東播海岸	藤江漁港海岸		護岸 突堤 離岸堤 樋門 養浜	398 m 2基(200m) 3基(310m) 5基 205 m	4.7~5.1	護岸 突堤 離岸堤 樋門 養浜	398 m 2基(200m) 3基(310m) 5基 205 m	4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		63	東播海岸	藤江海岸		護岸 突堤 離岸堤 樋門 養浜	531 m 2基(200m) 1基(140m) 6基 270 m	4.9~5.1	護岸 突堤 離岸堤 樋門 養浜	531 m 2基(200m) 1基(140m) 6基 270 m	4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。



表 2.3.7 維持又は修繕箇所整理表 (7/7)

沿岸名	エリア 特性	区域 番号	海岸保全施設の 存する区域		新設 「◎」 改良 「○」	海岸保全施設の 種類、規模・配置等(現況)			海岸保全施設の 種類、規模・配置等(計画)			維持又は修繕の方法
			海岸名	区域名		種類	延長等	現況の堤防高 (T.P. m)	種類	延長等	代表堤防高 (T.P. m)	
播磨沿岸	環境創造・ 楽しみエリア	64	東播海岸	松江漁港海岸		護岸 突堤 樋門 養浜	376 m 2基(200m) 5基 263 m	4.8~5.2	護岸 突堤 樋門 養浜	376 m 2基(200m) 5基 263 m	4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		65	東播海岸	松江海岸		護岸 突堤 樋門 養浜	580 m 3基(300m) 3基 484 m	3.3~5.2	護岸 突堤 樋門 養浜	580 m 3基(300m) 3基 484 m	4.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		66	林崎漁港海岸	—		護岸 突堤	191 m 1基(100m)	3.9~5.1	護岸 突堤	162 m 1基(100m)	3.9~5.1	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		67	東播海岸	林崎漁港海岸		護岸 消波工 樋門	210 m 210 m 2基	5.8~6.0	護岸 消波工 樋門	210 m 210 m 2基	5.8	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		68	東播海岸	新浜林海岸		護岸 消波工 樋門	424 m 283 m 4基	4.8~6.1	護岸 消波工 樋門	424 m 283 m 4基	5.9	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		69	東播海岸	明石港海岸(西外港)		護岸	713 m	3.5~6.0	護岸	713 m	3.5~6.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		70	明石海岸	内港地区		護岸 樋門 陸閘	964 m 1基 20基	3.0~3.8	護岸 樋門 陸閘	964 m 1基 20基	2.9~4.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		71	明石海岸	東外港地区	○ ◎	護岸 樋門 陸閘	1310 m — 2基 8基	3.0~4.8	護岸 護岸 樋門 陸閘	1310 m 260 m 2基 8基	2.9~4.4	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
		72	東播海岸	明石港海岸(東外港)		護岸 突堤 消波工 樋門	194 m 1基 191 m 1基	6.0~6.1	護岸 突堤 消波工 樋門	194 m 1基 191 m 1基	6.0	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。
73	東播海岸	大蔵海岸		護岸 突堤 離岸堤 潜堤 消波工 樋門 養浜	1967 m 5基(540m) 4基(420m) 4基(200m) 153 m 1基 391 m	5.7~6.2	護岸 突堤 離岸堤 潜堤 消波工 樋門 養浜	1967 m 5基(540m) 4基(420m) 4基(200m) 153 m 1基 391 m	6.0~6.2	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作する機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的(月、年等)に点検・整備を行う。		

## 目 次

### 第Ⅲ編 今後の取り組みにあたっての留意事項

1. 今後の調査研究 .....	78
2. 地域住民等の参画と情報公開.....	78
3. 広域的・総合的な調整・連携.....	79
4. 計画の見直し .....	79

## 第Ⅲ編 今後の取り組みにあたっての留意事項

播磨沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組みについては、以下の点に留意する。

### 1. 今後の調査研究

技術の進歩により明らかになっている新しい知見、技術について、最新の成果を導入できるよう調査・研究およびその体制づくりを検討していくことが重要であり、以下の点に留意する。

- ①多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備や、自然エネルギーの活用、アマモ場の防護効果などの調査・研究について、専門の研究機関や学識経験者との連携を図りながら進める。
- ②藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史的資源等の調査・研究について、他の関係機関との連携により、情報の共有化および調査の充実を図る。
- ③地球温暖化にともなう気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇が懸念されるため、今後の調査研究の進展などについての情報収集に努める。
- ④本計画では、播磨沿岸に係わる現状について、既存の情報を収集し整理を行っているが、特に自然環境に関わる情報では、十分なデータが揃わないものもあり、可能な範囲での整理を行っている状況であることから、今後は自然環境の情報を収集していくことが必要である。
- ⑤高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への対応のため、費用の軽減や標準化を図りつつ所定の機能を確保するために、適切な維持及び修繕に関する最新の調査研究などについての情報収集に努める。

なお、今後の調査研究の進展にあわせ、環境面や利用面で配慮すべき目標値などについても検討していく。

### 2. 地域住民等の参画と情報公開

播磨沿岸では、海岸保全施設の未整備区間や改良等を必要とする区間、環境面や利用面についても課題が残されており、「人・まち・自然が調和した」海岸を目指して、今後も海岸整備を推進する必要がある。

基本計画の策定にあたっては情報を公開するとともに、アンケート調査やヒアリング調査等による住民意見の収集と反映に努めた。今後、防護、環境保全、利用促進のバランスのとれた事業を実施していくためには、海岸に関する情報について広く地域住民への公開に努め、事業の透明性の向上を図っていくとともに、計画の策定や事業の実施段階において、地域住民や漁業関係者、海岸づくりの調査、研究を進めている市民団体、NPO、ボランティアなど海岸に関わる多方面の関係者の積極的な参画を得る必要がある。

情報公開については、海岸の状況や計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況などのほか、日常的な海岸利用の安全に関する情報についても、同様に広く地域住民への公開に努めていくものとする。なお、情報公開の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行うものとし、地域住民のみならず来訪者、観光客等にも広く情報を提供できるよう検討していく。

地域住民等の参画については、ワークショップ方式の導入や地元関係者の参画した話し合いの場としての懇談会や委員会等の開催も検討していくものとする。さらに、現地見学会など実体験による学習の機会を設ける。

情報公開と地域住民等の参画を得ることにより、防災、環境、地域産業や歴史などに関する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民自身がマナーやモラルの向上を考え、海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていくものとする。

### 3. 広域的・総合的な調整・連携

大量消費型の経済社会から脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

播磨沿岸における水質は比較的良好で、河口域には水生・底生生物等の貴重な生息空間が広がっている。今後の沿岸におけるごみ問題や水質汚染は生物生態系に及ぼす影響が大きいことから重要な環境課題であるとともに「循環型社会」を形成するうえで広域的な社会問題として捉える必要があり、問題の背景を把握した上で、慢性的な原因の解消や突発的な事故への迅速な対応など総合的な対策を考えていく必要がある。そのため、関係機関の協力のもとに沿岸域が一体となった取り組みをめざすことが必要である。

本計画に基づき海岸保全施設の整備を実施していくにあたっては、港湾における環境面の計画などの関連計画との連携に配慮し、沿岸域全体の視点で取り組みを進めていくことが重要である。

また、海岸の侵食対策についても、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握など、関係者と連携した適切な土砂管理方法の確立をめざすことにより、砂浜の維持・復元を図っていくことが必要である。

### 4. 計画の見直し

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直すこととする。そのために、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努める。

播磨灘における淡路沿岸西部と播磨沿岸との役割などについては、今後検討していくが、参考として以下に整理する。

【参考】

### 播磨灘における各沿岸の役割について

本計画の対象とする播磨沿岸は、淡路沿岸西部とともに播磨灘を形成することから、淡路沿岸の計画との相互関係に配慮する必要がある。

播磨沿岸では都市的利用が集積し、一方の淡路沿岸には豊かな自然が残っているなど、播磨灘を形成する2つの沿岸の現況特性は異なる部分が多い。

播磨灘を構成する各沿岸の役割について整理すると、概ね以下のようになる。

### 播磨灘における各沿岸の役割

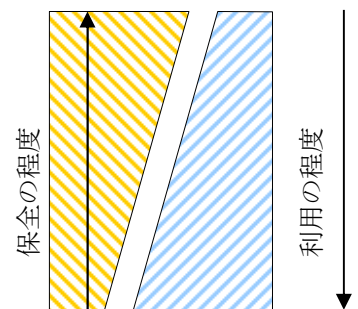
播磨沿岸	淡路沿岸
高度に集積した都市と残された美しい自然海岸等が入り混じった播磨沿岸では、海岸の日常的な利用と残された環境の保全との調整を図りつつ、利用面での機能向上及び新しい環境創造に取り組んでいく沿岸である。	大阪湾において残された美しい自然海岸を有し、海域生物の再生産の場としても重要な淡路沿岸では、豊かな環境の保全を基本として、地域の日常的な利用や都市部からの観光利用を受ける、人と生きもののオアシスとなる沿岸である。

本計画において設定しているエリア特性の区分と、淡路沿岸で設定しているエリア特性の区分の関係を下表に示す。播磨沿岸は淡路沿岸よりは自然的要素が比較的少なく、「環境保全」という観点に加え、これまでに失われた海岸の自然環境を、今後は可能な限り回復・創出していくという観点で、「環境創造」というキーワードを使用している。また、播磨沿岸は利用系も多いことから、特に利用面での性格の違いを表現している。

保全と利用の調和を目指すという両者の基本的な海岸づくりの方向は共通しているが、エリア特性の区分により各沿岸の独自性を表す結果となっている。

### 各沿岸におけるエリア特性の関係

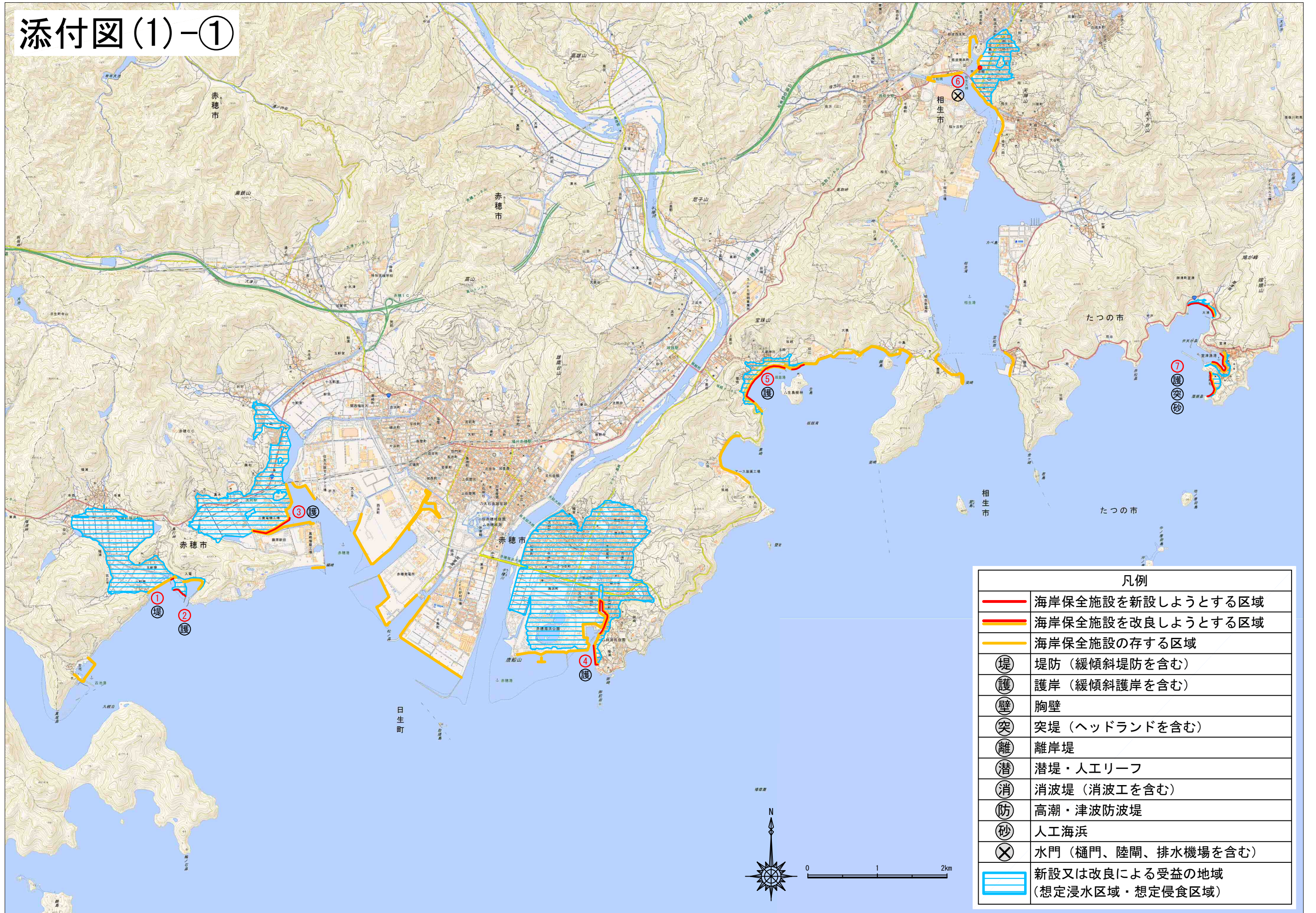
播磨沿岸	淡路沿岸
環境保全・親しみエリア	環境保全重視エリア
環境創造・楽しみエリア	環境利用調整エリア
環境創造・活性化エリア	利用促進エリア



## 添 付 図 (1)

第Ⅱ編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

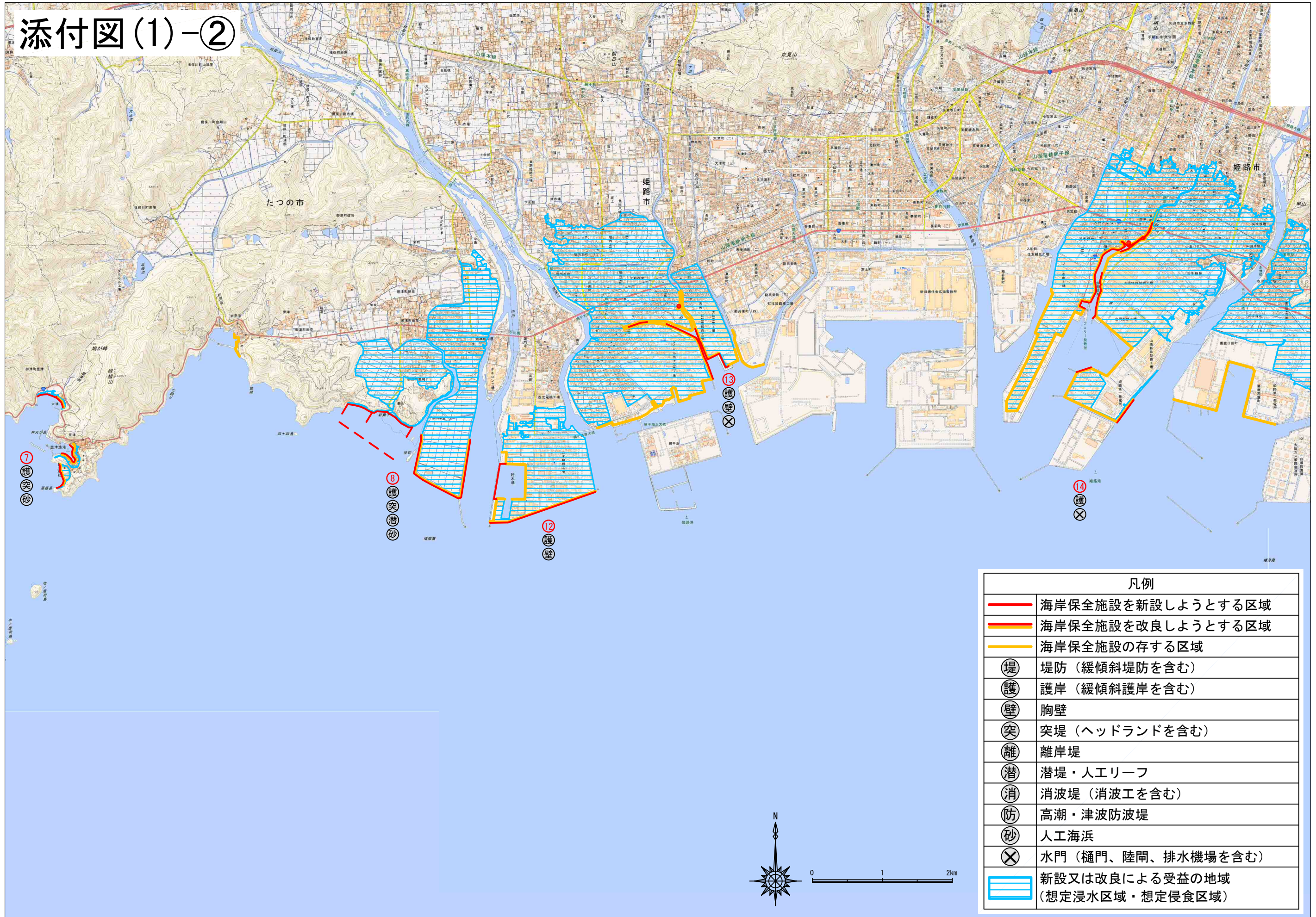
# 添付図(1)-①



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

# 添付図(1)-②

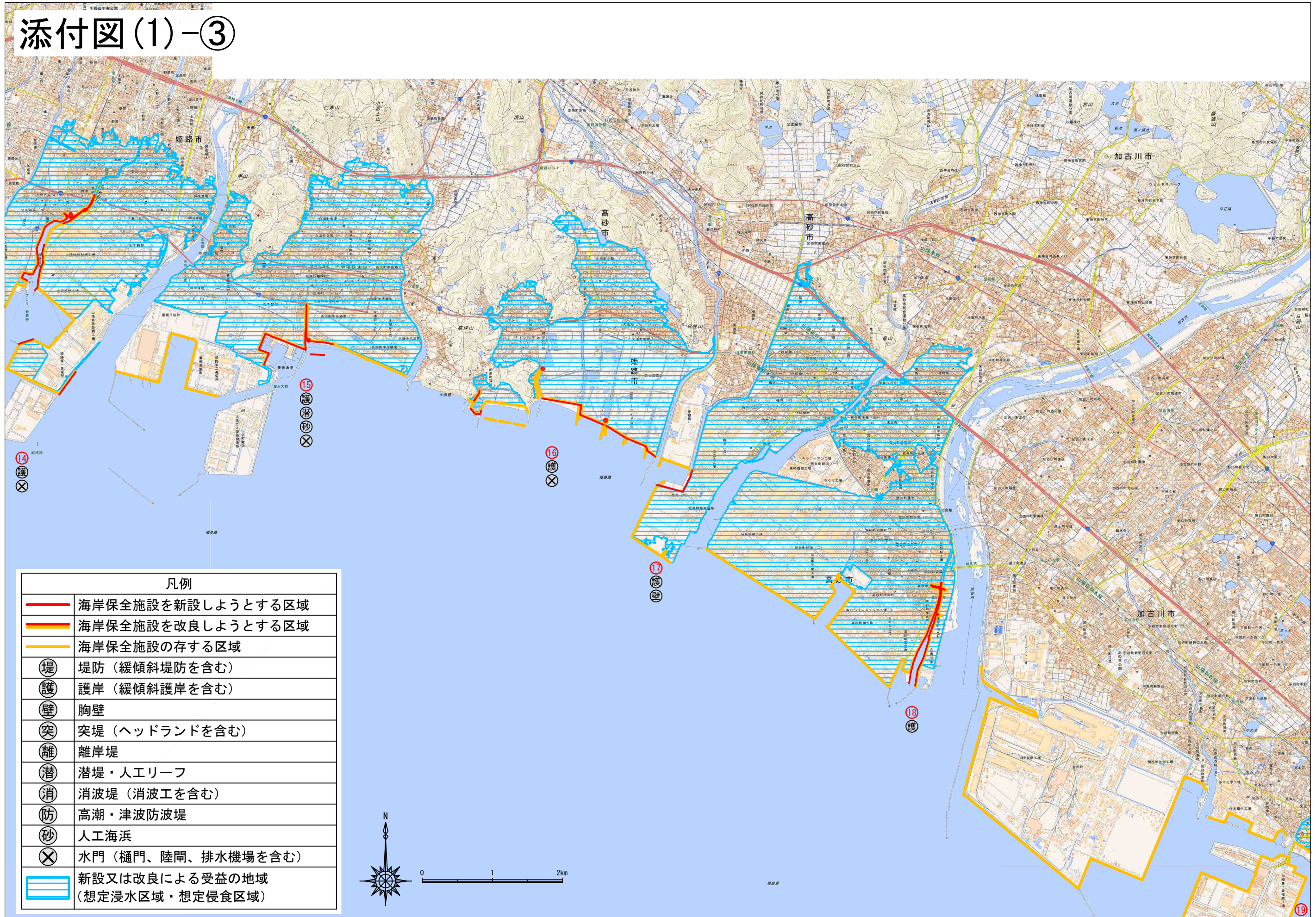


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

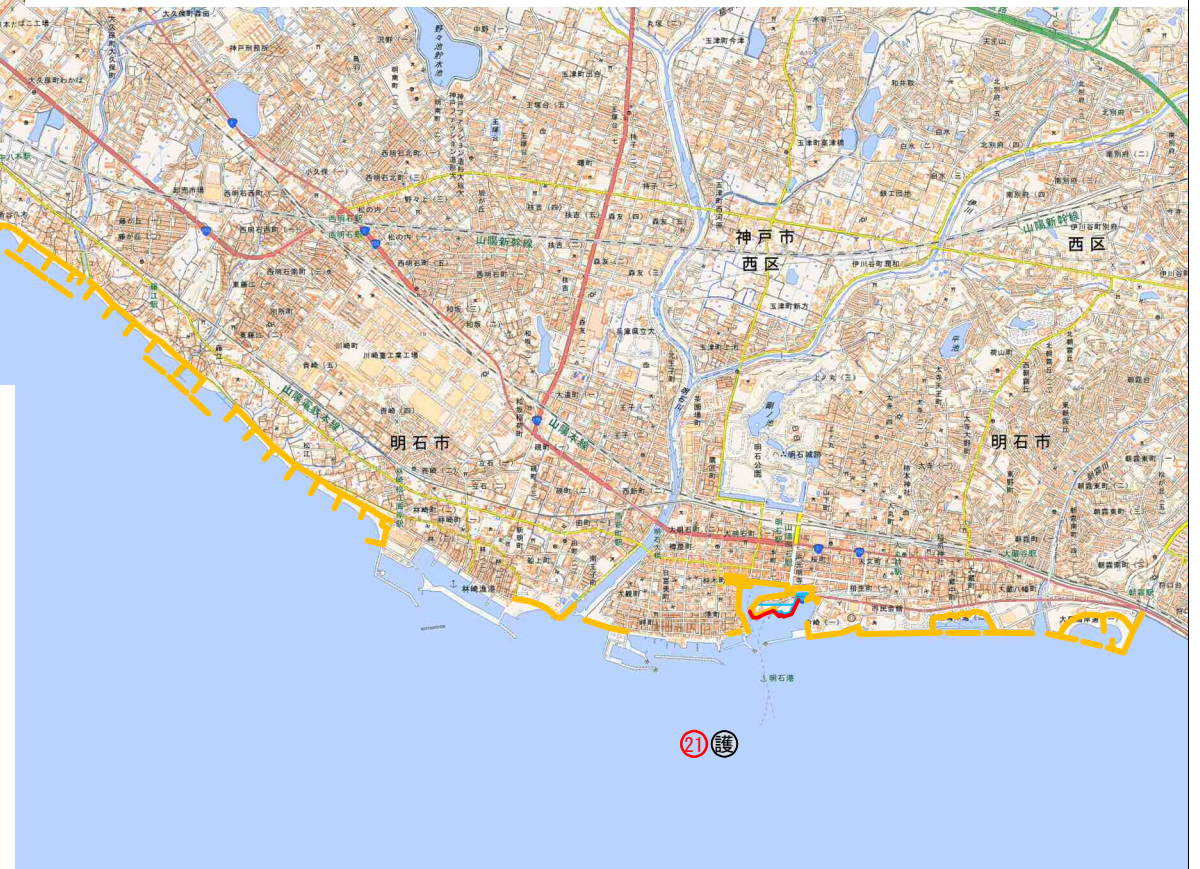


# 添付図(1)-③

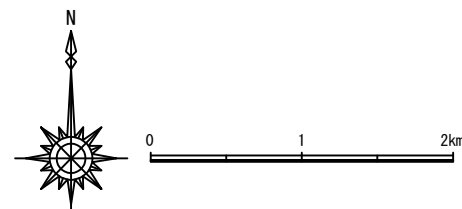


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

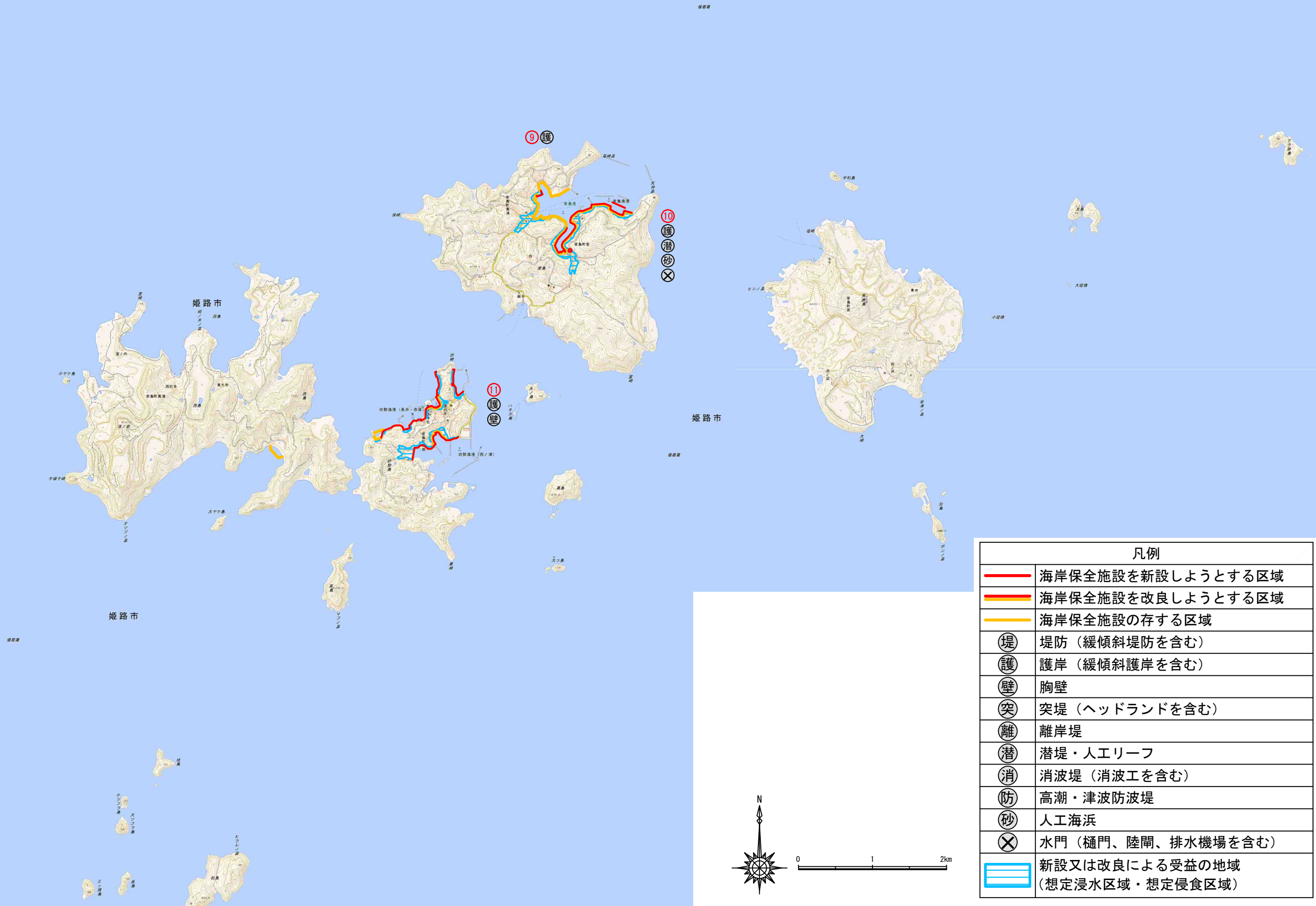
# 添付図(1)-④



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)



# 添付図(1)-⑤



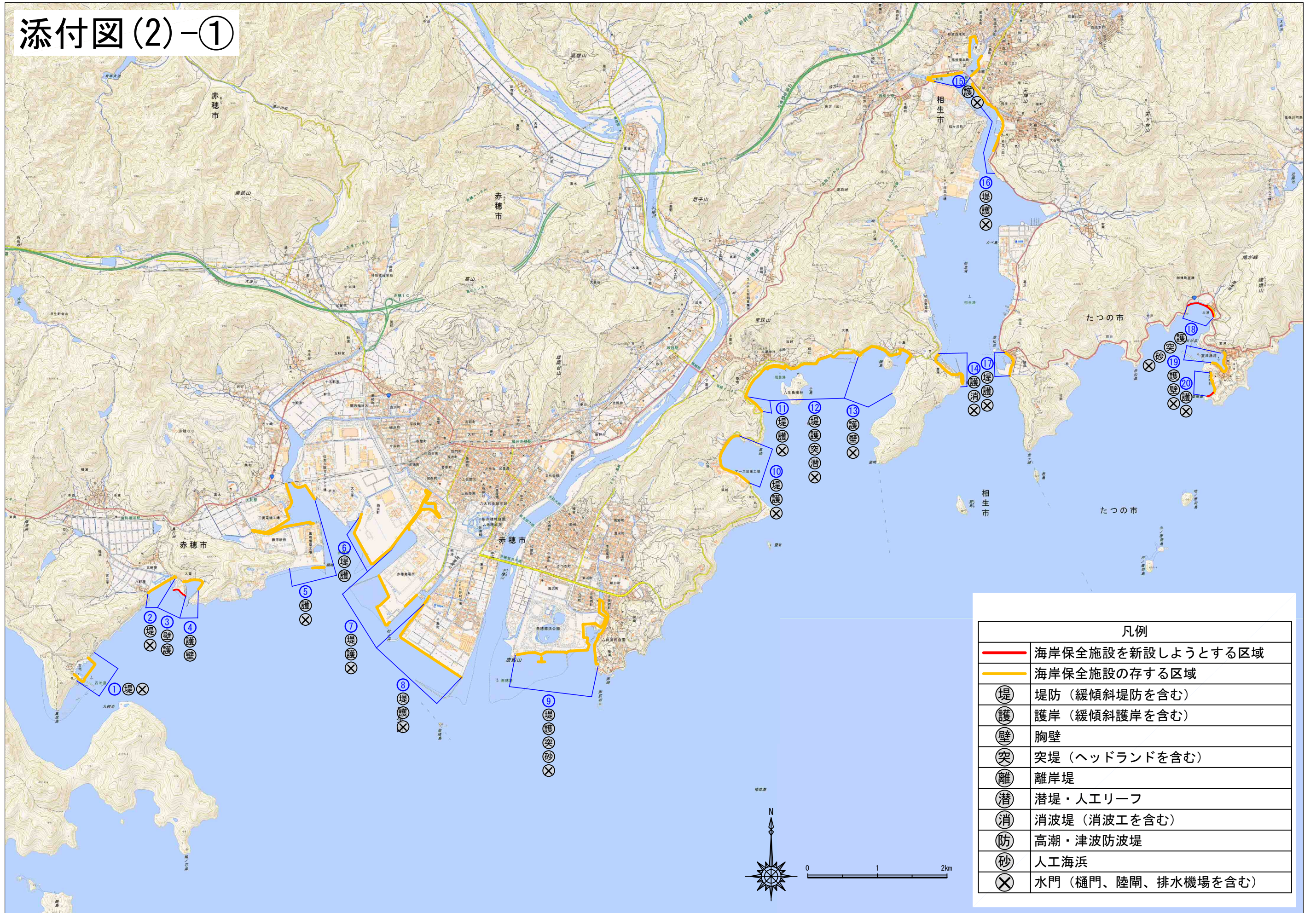
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

## 添 付 図 (2)

第Ⅱ編において定めた維持又は修繕箇所について、海岸保全施設を配置する区域、種類を添付図として示す。

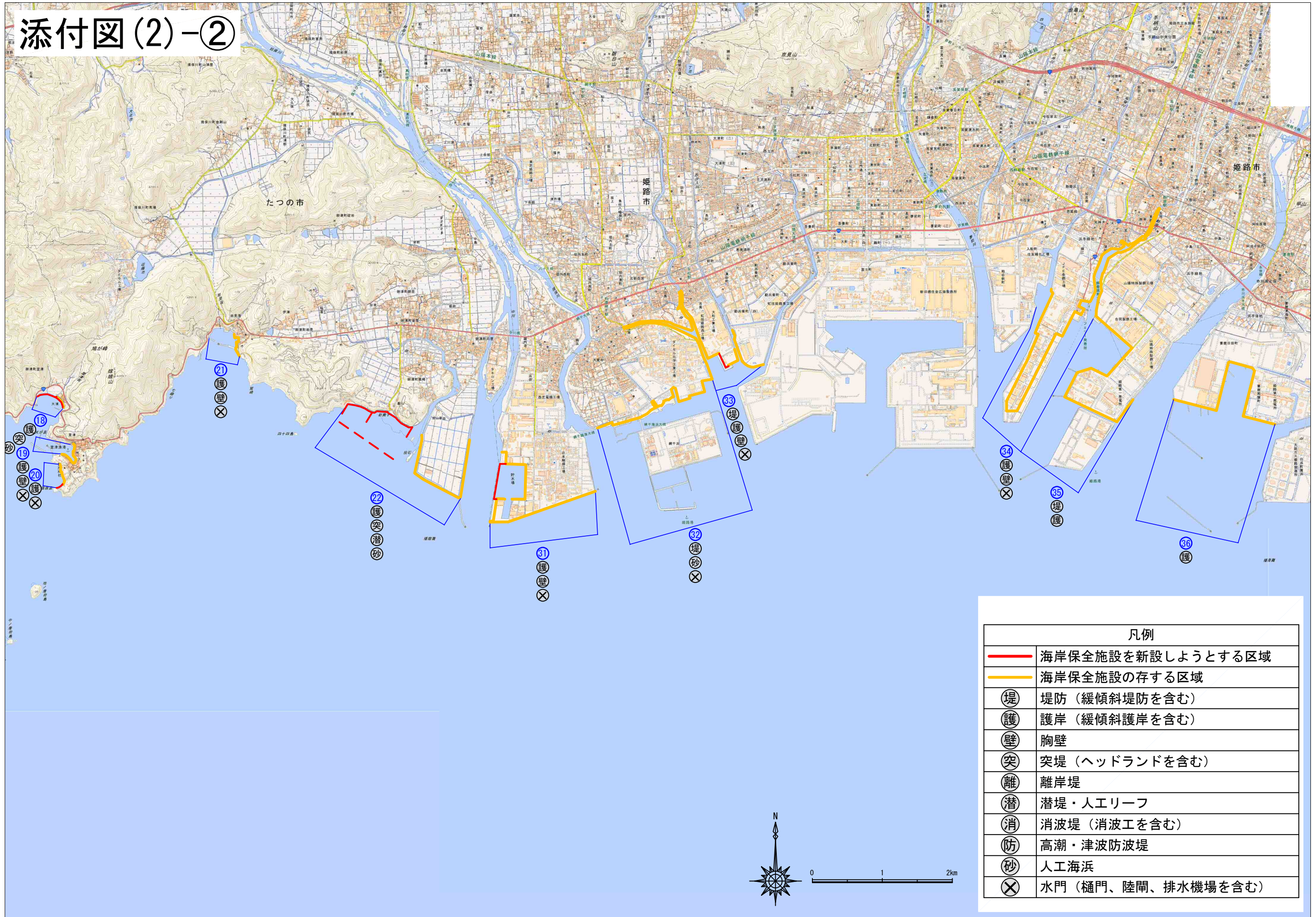
# 添付図(2)-①



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
防	高潮・津波防波堤
砂	人工海浜
⊗	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

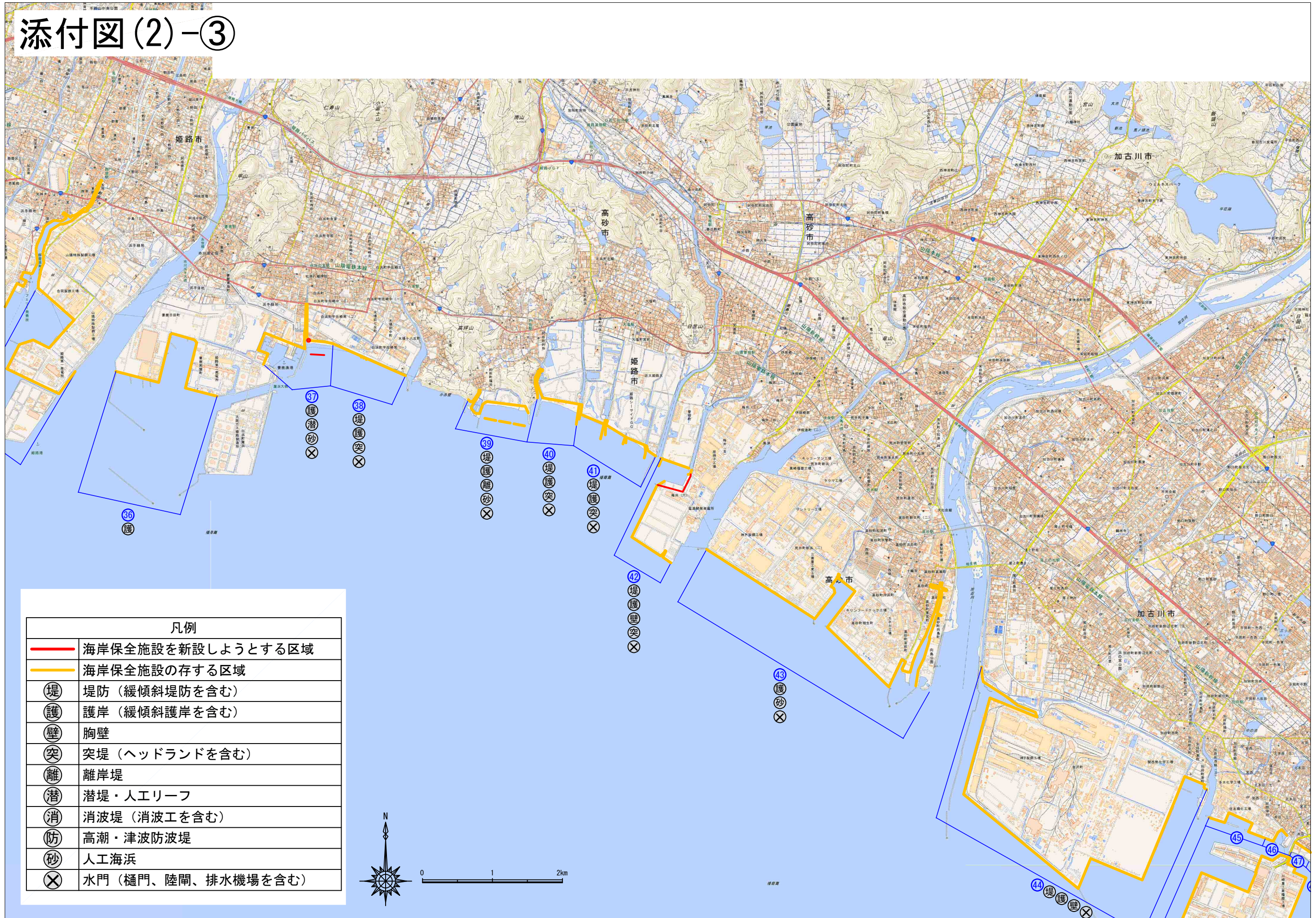
# 添付図(2)-②



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
防	高潮・津波防波堤
砂	人工海浜
⊗	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）

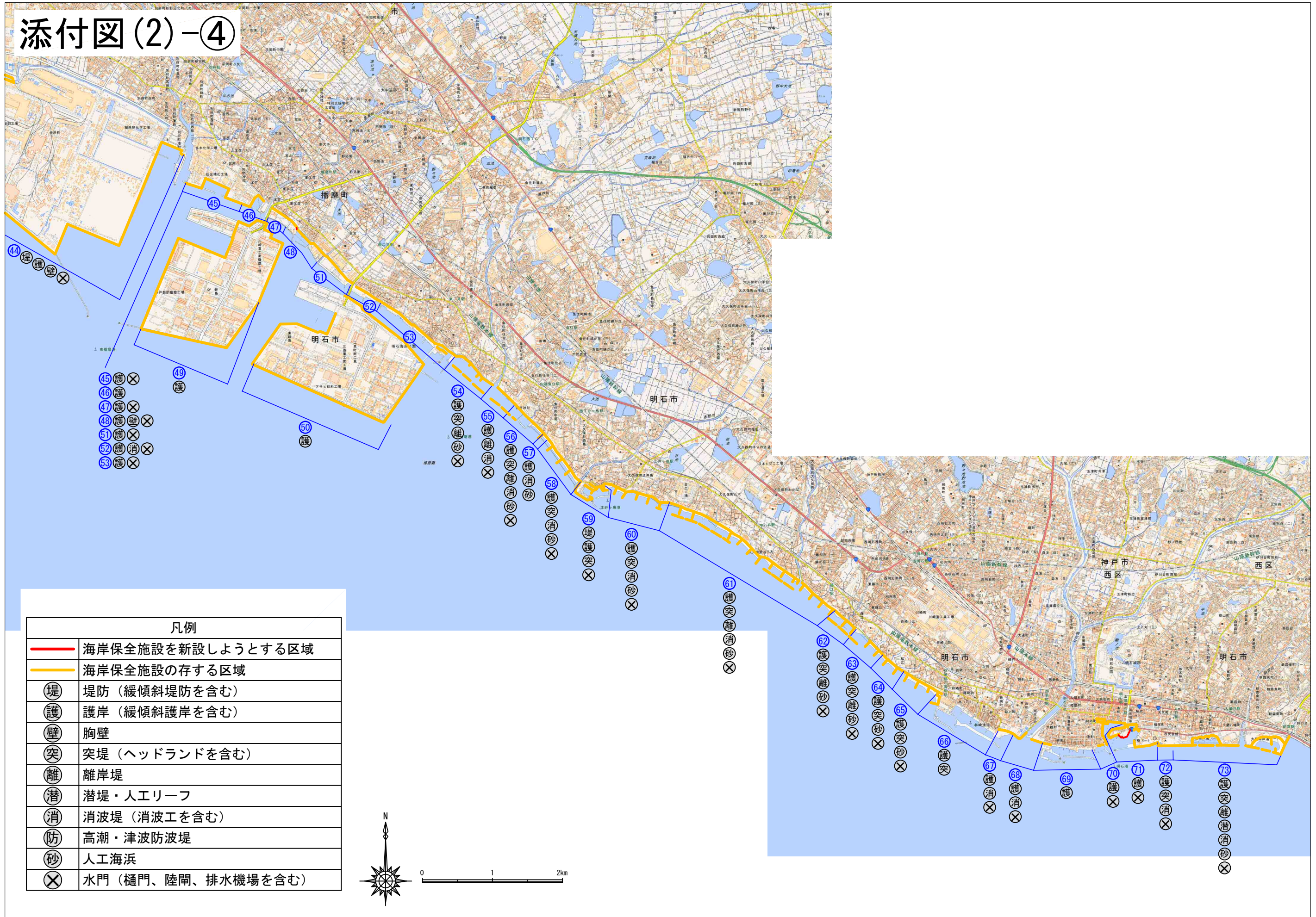
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

# 添付図(2)-③



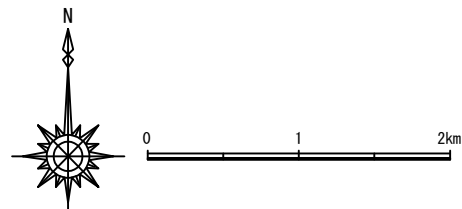
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JH518」

# 添付図(2)-④



## 凡例

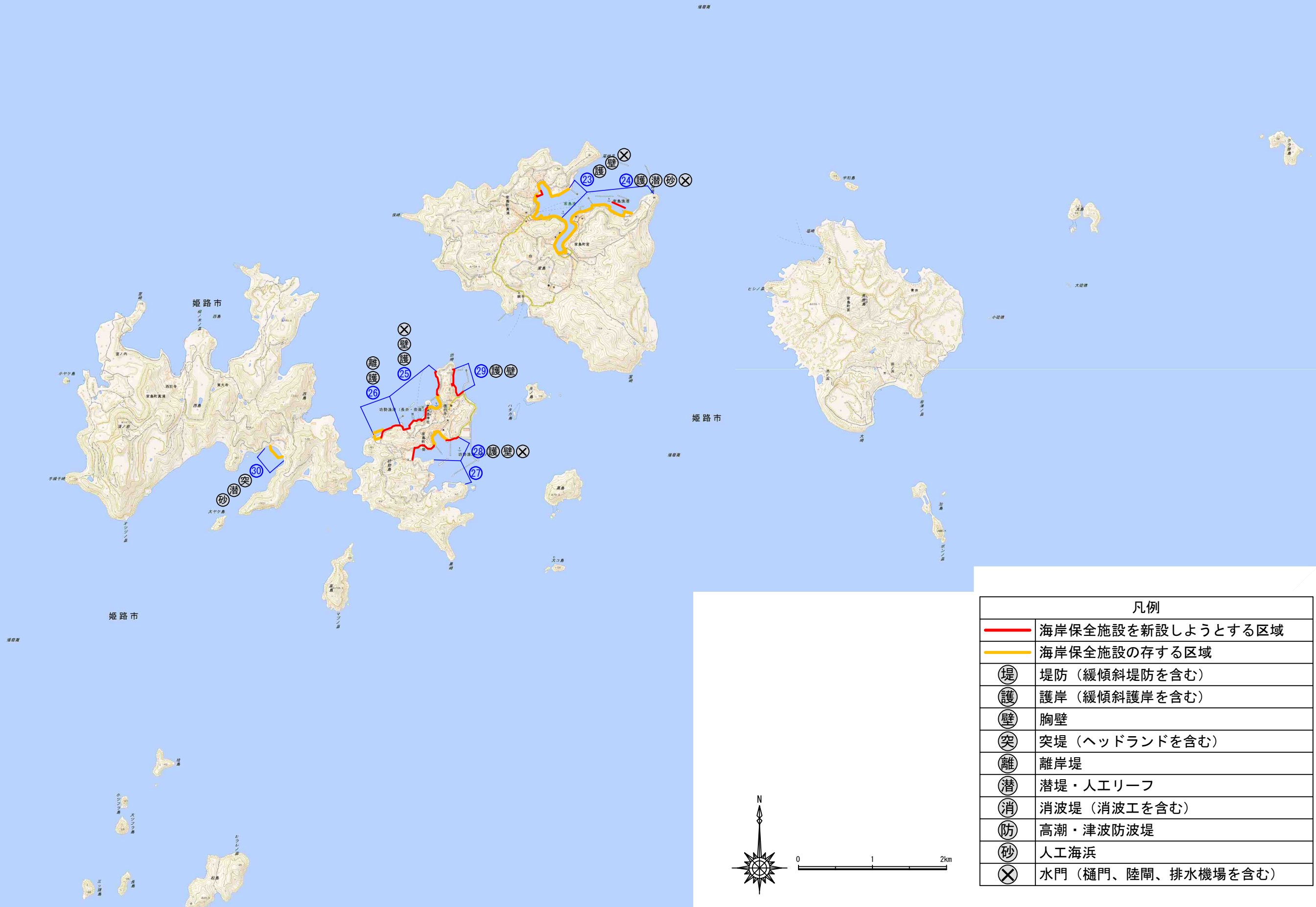
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



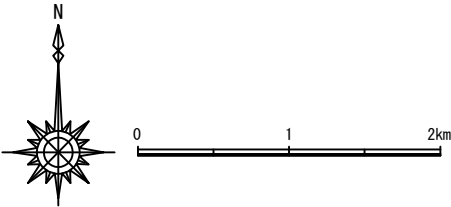
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」



# 添付図(2)-⑤



凡例	
<span style="color: red;">—</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: yellow;">—</span>	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
防	高潮・津波防波堤
砂	人工海浜
⊗	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び基礎地図情報を使用した。  
 「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R2 JHs518」

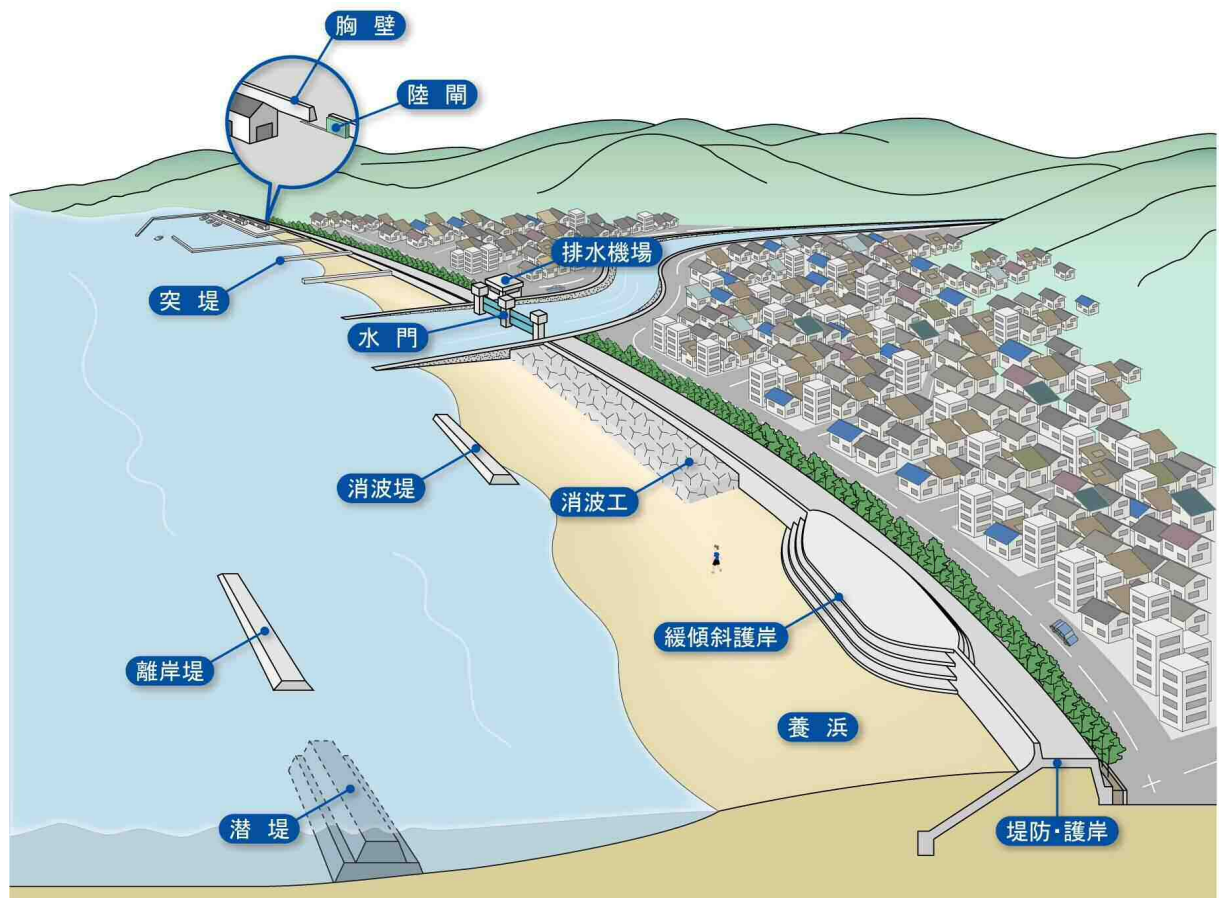
## (1) 海岸保全施設の種類と概要

主な海岸保全施設の種類と概要について参考表に示す。

参考表 海岸保全施設の種類と概要

種 類	概 要
養 浜	侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することである。
離岸堤 ・ 潜 堤	侵食防止や海浜造成成果を目的として、汀線から離れた沖合の海面に設置する施設である。潜堤は離岸堤とほぼ同じ形状・効果を有し、特に環境面や景観面に配慮して堤体を水面下にとどめた施設である。
突 堤	主として沿岸漂砂の卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することにより、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的としている施設である。
消波堤	波浪を減衰させて侵食を防ぐための施設であり、離岸堤よりは陸側の汀線付近に設置される。
護岸・堤防	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する施設で、護岸は現地盤や埋立地盤を被覆する施設であり、堤防は現地盤を盛土やコンクリート打設等により増嵩させる施設である。
胸 壁	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で陸域に設けられる施設で、海岸線に港湾や漁港施設が存在し、施設利用の関係から水際線付近に堤防や護岸を設置することが困難な場合に、それら施設の背後に設置される場合が多い。
消波工	波浪を減衰させて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されるコンクリートブロック。
水門・樋門	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設である。一般に通水断面の上方が開放し、その径間が大きいものを水門、通水断面が函渠形式で径間が小さいものを樋門、さらに小規模なものを樋管と呼ぶ。
排水機場	高潮時に水門等の門扉が閉鎖された後、降雨等により流入してくる河川水や都市排水および農地排水を強制的に排除することを目的とした施設である。
閘 門	水位の異なる2つの水面間を船舶が通行するための施設である。
陸 閘	堤防や胸壁前面の港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉のことである。
津波防波堤	港湾機能を維持するために津波発災直後から波浪に対して一定の港内静穏度を確保する必要がある防波堤や、津波を低減する効果を期待する防波堤のことである。

## 海岸保全施設のイメージ図（付図）



### 【主な施設の概要】

- 堤防・護岸** 海岸線が削れるのを防いだり、高潮や高波、津波などの侵入を防いだりする構造物です。
- 消波工** 波の勢いを衰えさせて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護したりする目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物です。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面にあります。
- 消波堤** 波の勢いを衰えさせたり侵食を防いだりするための構造物で、陸上部あるいは、離岸堤よりは陸側に設置されます。
- 離岸堤** 波の勢いを衰えさせたり侵食を防いだりするために、岸から離れた海の中に設置される構造物です。コンクリートブロックや自然石でできています。
- 潜堤** 基本的な形状・効果は離岸堤と同じですが、堤体本体が水面下に隠れており、景観に配慮した施設です。コンクリートブロックや自然石でできています。
- 突堤** 海岸から海に向かって垂直に突き出した構造物で、波の流れをさまたげて海岸線が削られるのを防ぐために設けられます。